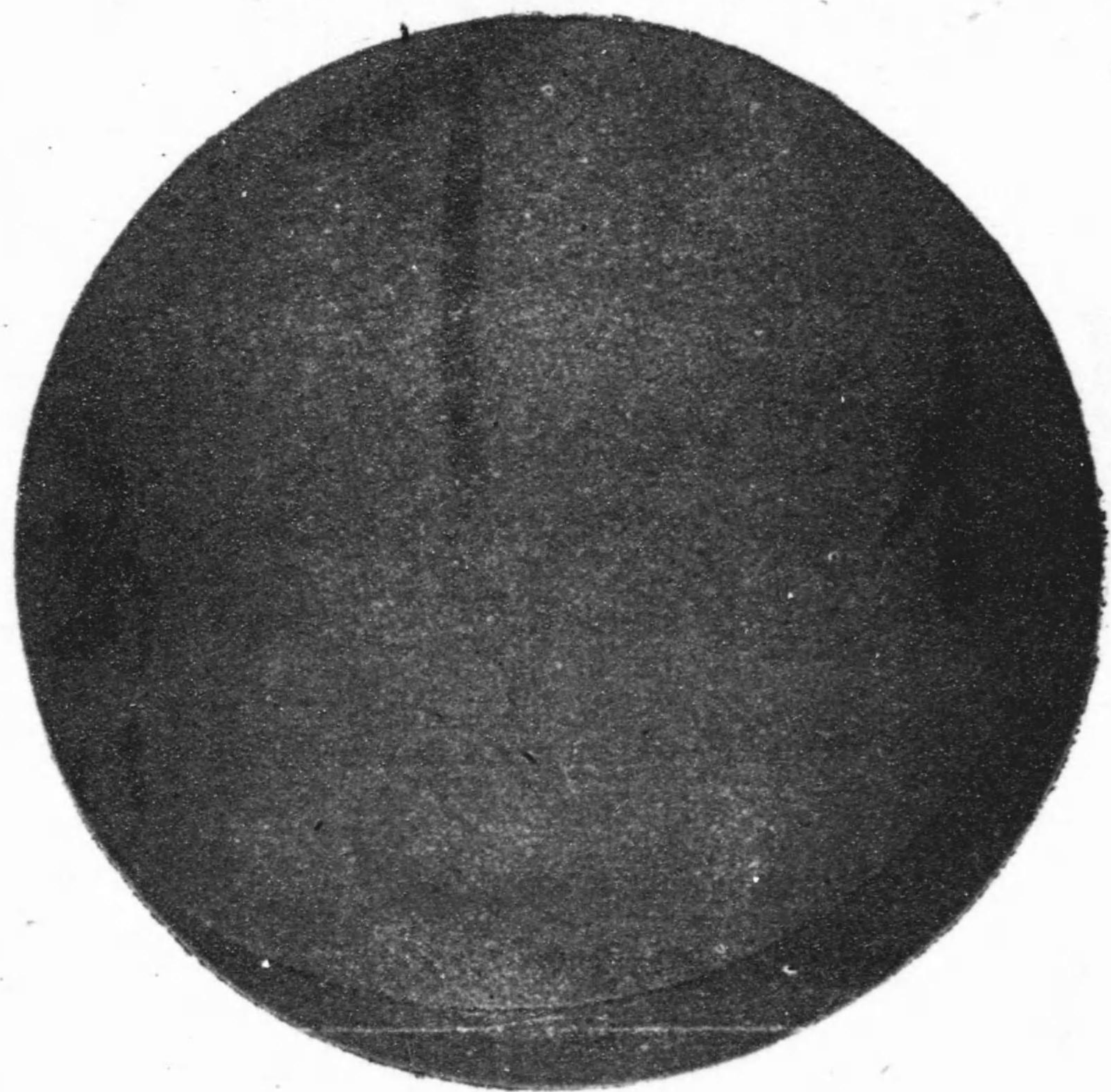


255.1  
179

18112





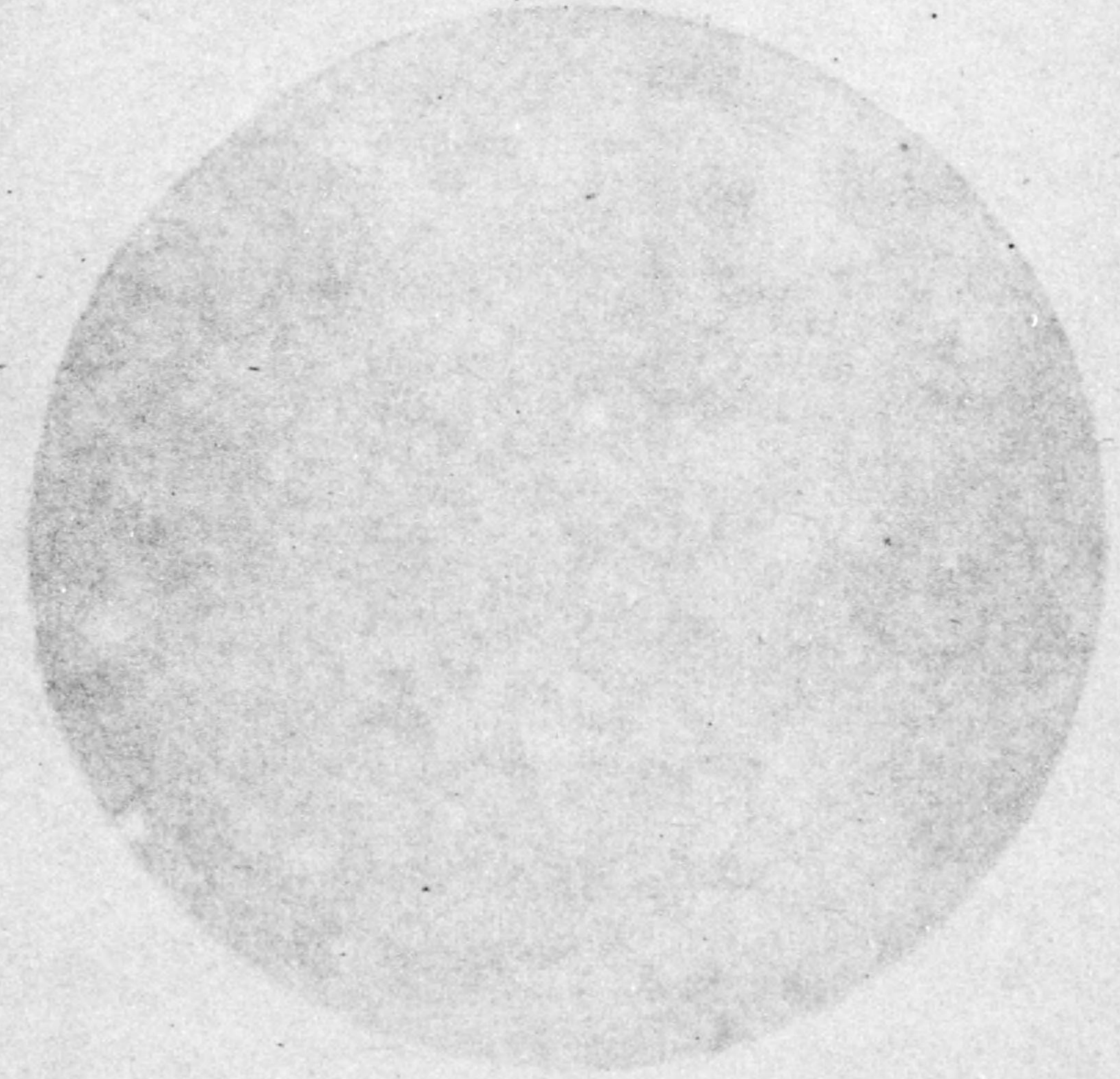


文化

為以中



題氏郎次留保久大 長會育教亞興



255  
179

## 緒論

大東亞戦争の意義を考察するに、この戦争は我輩國の大精神にその淵源を發して居り、「大東亞の地域を劃してこれを共榮圏とし、皇國をその中心とする道義に基くところの、共榮の新秩序を確立し、以て世界の平和に寄與し人類の福祉を齎さんとするものである」とは、文部大臣、醫學博士橋田邦彦氏の所説である。誠に然るところにして論究説盡して餘すことなく至妙の斯言といふべきである。然らば共榮の意義如何、といふに、共榮はたゞに物質的なるのみならず、精神的にして、物心一如、二義一體の意義を恆に顯有するものでなければならぬ。更に一步を進めて精神的文化的なる共榮こそ吾人の冀願企圖し、欣救探求す所なるべきである。

顧るに我東亞の地は從來久しきに亙つて、米・英・蘭等諸國の跳梁跋扈を縦にし、徒にその蹂躪の下に溷濁せしめられ來り、擊縛擄取苛斂誅求を事とさるゝに任してゐた。その間獨り皇國は燦然たる肇國以來の歴史と傳統とを、その光耀の下に矜持し來つて神州の眞面目を保有し、嚴乎として貪婪飽くを知らざる彼等の非違野望を抑止し、ために東洋和平の裏に大生命を護持操守して、泰安を全東洋に確保するを得たのである。

然るに彼等の暴戾窮まる所を知らず、全東亞を擧げて危急存亡の禍殃に瀕せしめられんとするや、皇國は蹶起躍進して全力を盡し、以て大東亞本然の面目の復興とその天來の使命に歸來せしめんことを期して、共榮圏を樹立し新秩序を確立し、以て世界平和に寄與すると共に人類の福祉を増進せんとの大業に、勇往邁進しつゝあるのである。

顧るに、我日本が明治開國以來國運駸々乎として發展し隆盛繁榮を効し來つたが、一路平坦、隆昌の一途を進んだ

のではなかつた。その間、風雨去來し暗雲低迷し、時には霹靂天柱折れ地軸碎かるゝの思ひを、心肝を破らんばかりの苦難をすら経過し、往々にして皇國本來の面目を放失去りたるにちかゝらんかと危惧するに堪へざらした時代もあつたのである。天光我を照し神風塵雲を掃つて、殊に滿洲事變以來、皇國民本然の眞生命に蘇生して、大東亞戦争の大業によつて肇國の大精神は顯現せられつゝあるに至つたのである。

謹みて惟んみるに、今や光榮ある皇國民として、如何にして君國に報じ奉るべきか。これを端的に説破せんか、吾人は我國體に隨順して皇國の道を履むべきである。我國に在りては、學事、教育、思想、軍事、政治、經濟、産業等ありとあらゆる文化がこれを擧つて皇國の道に起源し來つたが故に、またこの皇國の道に歸入すべきであり、この道を以て力とし、肇國の大精神を以て根幹とし、依つて以て大東亞を再建することこそ大東亞戦争の目的であらねばならない。

この目的の達成のためには汎百の方途を講すべきであるが、それらの方法の一切を通じて、その根柢を培養するものは實に教育であらねばならない。大業翼賛の國民の教育は、大東亞に於ける指導者たるに値する第二國民の訓育練成を以て、その指導目標とすべきである。

我國の教育が明治、大正の時代を経て、外來文化の攝收に力めて、これを消化し同化し自己獨得の固有文化の成長を遂げ、日本文化の發展は嶄然として世界列強の間に頭角を抽んで、その眞價實力は世界的水準を超越しその權威は正に世界的輝き出るに至つたのである。

しかしして現下大東亞戦争下、文部省指導部長、文學博士近藤壽治氏によつて、教育學説の再建整理は強調せられ、皇道を踐み、國體本義に徹し、教育に關する勅語を奉體して、肇國の大精神を體得せしめんとし、盛強眞摯なる實踐躬行を指導せられつゝあるのである。

特に國民鍊成教育に就いては、國民學校令の實施を見てより、忽にしてこれが實地運用はその緒に着き、殊に沒我奉公の日本精神の實踐が強調せられ、その全般施設の上に日々これが具現に邁進して秩毫も退轉するところを知らず、着々としてその企畫の實現によつて良好の成績を擧げ、鍊成補導の效過を累積して、沒我教育の眞使命の遂行に専念奮勵しつゝあるは、正に吾人の感佩感激し、邦家のために同慶に堪へざる所、即ち大東亞戦争完遂の下、その一環たる教育部面に於ける臣道實踐の榮譽を仰がざるを得ないのである。

茲に興亞日本教育史増補の稿成り上梓を見るに際し、皇國教育の事に従ひて精勵せらるゝ諸賢の机上に謝んでこれを贈る。職務繁忙の間本書を繕讀して、その實務の上に研究の上に聊かたりとも資するところあらんか。それは、吾人の以て望外の光榮とするところである。但だ意餘つて技至らず缺如少からざるものあるは謹んでその罪を謝し、他日版を改むるに當つてこれが匡正修刪を期したいと考へるのである。

昭和十七年四月大東亞戦争下の帝都に於いて

日本文化研究部  
理事

丸山朝吉

亞興 日本教育史目次 (下篇)

(現代篇)

第一章 皇道鍊成の行的理念……………一

一 日本教育と世界教育……………一

二 日本文化と外國文化との比較……………三

三 人と教育……………六

四 教學の一元化……………七

五 人の本質……………八

第二章 皇國民の意義……………三

一 價值内容……………三

二 宗教的生活……………四

三 理性的生活……………七

四 自然的生活……………九

五 社會的生活……………三

六 國家的生活……………七

第三章 皇道具現の日本教育……………四

一 道德と教育……………四五

二 日本教育の意義……………四九

三 教學の理念……………五三

四 日本教育の源流……………五五

五 聖德太子十七條憲法(和の本質)……………五九

六 教育理想の變遷動搖……………六三

七 日本教育運營の綱領……………六九

第一節 教育者の矜持……………七〇

第二節 被教育者の研究……………七三

第三節 教育指導精神の明示と統合……………七三

第四節 行の訓練……………七六

第五節 教育實踐への執着……………七六

第四章 國民學校の要綱……………七九

一 國民學校の本義……………七九

二 新らしい制度……………八二

三 新らしい内容……………八四



四 教養第一主義の教育者……………一六

**第五章 明治時代の教育……………一〇〇**

**第一節 時代の概況……………一〇〇**

**第二節 第一期の教育……………一二五**

第一項 教育行政に就て……………一二五

一 五ヶ條の御誓文……………一二五

二 大學と教育行政……………一二六

三 文部省の創設……………一二七

第二項 初等教育……………一二九

一 政府の督勵……………一二九

二 小學校の設立……………一三〇

三 小學教育の内容……………一三三

四 小學規則……………一三三

第三項 中等教育……………一三三

一 政府の督勵……………一三三

二 中學の設立……………一三四

三 中學の教育……………一三四

第四項 高等教育……………一三五

一 學習院……………一三五

二 皇學所・漢學所……………一三六

三 昌平黌等の復興……………一三六

四 大學の設置……………一六

五 開成學校……………一三二

六 東京醫學校……………一三三

七 其他の學校……………一三三

**第三節 第二期の教育……………一三四**

第一項 學制の頒布……………一三四

一 學制頒布當時の情況……………一三四

二 學制頒布の遠因……………一三五

三 學制の調査……………一三六

四 學制の制定……………一三七

第二項 教育行政に就て……………一四〇

一 文部省……………一四〇

二 督學局……………一四三

三 學區取締……………一四三

第三項 初等教育……………一四三

一 小學校設置の目的……………一四三

二 小學教則の頒布……………一四四

三 小學校の普及……………一五〇

四 小學教員……………一五〇

第四項 師範教育……………一五一

一 教員養成の急務……………一五一

二 小學師範學校設立……………一五三



三 小學師範學校規則……………一五三

四 教授法……………一五四

五 中學師範科の設置……………一五五

六 地方に於ける師範學校……………一五五

七 女子師範學校の設置……………一五七

第五項 中等教育……………一五九

一 中等教育の統整……………一五九

二 教育規定……………一六〇

三 特殊中學……………一六三

四 教科書の編纂……………一六三

五 女學校の創設……………一六四

第六項 高等教育……………一六六

一 學制に依る専門學校……………一六六

二 醫學校……………一六七

三 外國語學校……………一六八

四 法律學校……………一六八

五 東京大學……………一六九

第七項 實業教育……………一六九

一 農業學校……………一六九

二 工業學校……………一七一

三 商業學校……………一七一

四 商船學校……………一七三

第八項 盲啞教育……………一七三

一 盲啞教育の曙光……………一七三

二 盲啞學校の設立……………一七三

第九項 社會教育……………一七四

一 圖書館……………一七四

二 博物館……………一七五

三 展覽會及博覽會……………一七五

四 出版物……………一七六

**第四節 第三期の教育……………一七七**

第一項 教育令の制定……………一七七

一 自由教育の思潮……………一七七

二 教育令の制定……………一七八

三 教育令の要旨……………一七八

第二項 教育令の改正……………一八二

一 教育令改正の上申……………一八二

二 改正教育令の要點……………一八三

三 改正教育令の得失……………一八四

第三項 初等教育……………一八五

一 小學教則綱領……………一八五

二 小學教員心得の發布……………一八六

三 教員規定……………一九〇

四 小學教育の向上……………一九二



第四項 師範教育……………一九三

一 教育令と師範學校の減少……………一九三

二 師範學校教則大綱……………一九三

三 府縣立師範學校通則……………一九五

四 選舉師範生……………一九五

五 男女師範の合併……………一九六

六 師範教育と森有禮……………一九七

七 初等教育と森有禮……………一九九

第五項 中等教育……………二〇一

一 教育令と中等教育……………二〇一

二 中等教育の統一……………二〇三

三 中學校通則……………二〇三

四 女子の中等教育……………二〇五

第六項 高等教育……………二〇六

一 東京大學……………二〇六

二 大學豫備門……………二〇七

三 醫學校通則……………二〇八

四 藥學校通則……………二〇八

五 私立法學校の簇出……………二〇九

六 語學校……………二一〇

七 美術學校……………二一〇

八 音樂學校……………二一一

九 宗教學校……………二二二

第七項 實業教育……………二二三

一 工業學校……………二二三

二 農業教育……………二二三

三 商業學校……………二二四

第八項 盲啞教育……………二二五

一 教育令と盲啞教育……………二二五

二 盲啞教育の組織化……………二二六

三 盲啞學校の新設……………二二六

第九項 社會教育……………二二九

一 基督教の活躍……………二二九

二 圖書館……………二二九

三 出版物……………二三〇

第五節 第四期の教育……………二三一

第一項 學校令……………二三一

一 官制の改革……………二三一

二 學校令の發布……………二三一

三 小學校令……………二二三

四 中學校令……………二二四

五 大學令……………二二五

六 師範學校令……………二二七

七 諸學校通則……………二二八

八 學校令と森有禮……………二二八

第二項 初等教育……………二二九

一 小學校令の發布……………二二九

二 新小學校令の制定……………二二九

三 新小學校令……………二四〇

1、小學校の本旨及種類 2、小學校の編成 3、就學 4、小學校の設置 5、小學校に關する負擔及び授業料 6、小學校長及教員 7、管理及監督 8、附則

四 地方學事通則の制定……………二四四

五 小學校教則大綱……………二四五

六 其他の諸規定……………二五三

七 教科書の採定……………二五五

八 讀書入門……………二五七

九 日清戰役と初等教育……………二五七

十 初等教育の消長……………二五八

第三項 師範教育……………二六〇

一 師範學校令……………二六〇

二 尋常師範の諸規程……………二六一

1、學科規程 2、生徒募集規程 3、卒業生服務規則 4、簡易科規則 5、教員の資格に關する規則 6、設備に關する規則

三 師範教育の實質向上……………二六四

四 改革に伴ふ弊害……………二六六

五 高等師範學校……………二六七

六 女子高等師範……………二六八

第四項 中等教育……………二六八

一 中學校……………二六八

1、中學校令 2、尋常中學校設置規則 3、入學規程 4、實科中學校 5、中等教育の一頓挫 6、中學校の消長

二 高等女學校……………二七一

1、女子教育の隆昌 2、高等女學校規程 3、高等女學校の消長

第五項 高等教育……………二七三

一 帝國大學……………二七三

1、大學令の發布 2、學位令の制定

二 高等學校……………二七四

1、高等學校令の制定 2、高等學校令の精神 3、高等學校大學豫科規程 4、高等中學校 5、大學及高等學校の消長

三 專門學校……………二七六

1、專門學校の簇出 2、特別認可學校規則 3、法律學校 4、醫學校 5、藥學

校 6、外國語學校の復活	7、東京美術學校	8、東京音樂學校	9、宗教學校	10、其他の專門學校
第六項 實業教育	一 實業教育の奨励	二 實業教育國庫補助金	三 工業學校	四 簡易農學校規定
五 農業學校	六 其他の實業學校	第七項 盲啞教育	一 小學校令と盲啞教育	二 訓盲院の文部省移管
三 東京盲啞學校	四 盲啞教育の一般的趨勢	第八項 社會教育	一 社會教育の動向	二 圖書館
三 出版物	第九項 教育行政	一 歷代文部大臣	二 高等教育會議	

三 學區の改正	四 地方の教育行政	第十項 教育勅語の渙發	一 歐米心醉と修身教科書	二 德育基礎確立の要
三 教育勅語の渙發	四 德育の基礎確立	第六節 第五期の教育	第一項 教育界の諸問題	一 學制改革問題
1、學制改革問題の發端	2、學制調査部の設置	3、改革案の骨子	4、學制改革案の結末	二 國語改良問題
1、國語改善問題の由來	2、改善方法	3、國語調査委員會	三 國定教科書問題	1、教科書問題の起原
2、教科書事件	3、教科書國定の發端	4、教科書國定斷行	第二項 日露戰役と教育	一 當時の一般思想界

二 明治天皇の御沙汰	三 文部大臣の訓令	第三項 法令の改正	一 小學校令の改正	二 中學校令の改正
三 高等女學校令の制定	四 專門學校令の制定	第四項 初等教育	一 改正小學校令	1、總則
2、設置	3、教科及編成	4、設備	5、就學	6、職員
7、費用負擔及授業料	8、管理及監督	二 小學校令施行規則	三 教科目と教授方法	四 小學校教員に關する法規
1、免許規程	2、教員年功加俸國庫補助法	3、小學校教育費國庫補助法	五 就學歩合の増加	六 小學校の普及
第五項 師範教育	一 師範教育令	二 師範教育令の特色		

一、師範學校	一 生徒の定員	二 男女生の分離	三 自治自修の學風	四 師範教育の發達
一、高等師範學校	組織の變更	二 高等師範學校諸規程	三 高等師範學校の増設	四 臨時教員養成所
第六項 中等教育	一 中學校	1、中學校令の改正	2、改正中學校令の特色	3、學科目
4、教授要目	5、教員の免許規程	6、中等教員檢定制度	7、中學校の發達	二 高等女學校
1、高等女學校令の發布	2、學科目	3、教授上の心得	4、學科目と授業時間	5、高等女學校の普及
第七項 高等教育	一 帝國大學			

1、東京帝國大學	2、京都帝國大學	3、東北帝國大學の創設	2、高等學校	1、高等學校の獨立	2、増設及廢止	3、入學規則の改正	3、專門學校	1、專門學校令の發布	2、其他の專門學校規則	3、醫學專門學校	4、私立法律學校の變革	5、文學の專門學校	6、其他の專門學校	第八項 實業教育	一、實業學校令の發布	二、實業教育の根本方針	三、實業學校規程の制定	一、實業學校	一、工業學校	二、徒弟學校	三、農業學校	四、商業學校	五、商船學校	六、實業補習學校	七、實業教育の發達
1	2	3	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	

二、實業專門學校	一、工業の專門學校	二、農業の專門學校	三、商業の專門學校	四、實業專門教育の發達	第九項 盲啞教育	一、盲啞教育の増額	二、盲啞教員の養成	三、失明軍人の講習	四、盲啞教育の發達	第十項 社會教育	一、圖書館令の公布	二、圖書館の増設	三、出版物	第七節 第六期の教育	第一項 初等教育	一、初等教育の趨勢	二、義務教育年限延長	三、延長に伴ふ法令の改正	四、代用小學校の廢止	五、小學教育の發達	第二項 師範教育	
56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78

一、師範學校	二、教育の要旨	三、師範學校の編成	四、學科及教授時間	五、高等師範	第三項 中等教育	一、中學校	1、實業科目の附設	2、中學校の發達	二、高等女學校	1、實科女學校の設置	2、高等女學校令の改正	3、改正の精神	4、高等女學校の發達	第四項 高等教育	一、帝國大學	1、九州帝國大學の設置	2、帝國大學の發達	二、高等學校	1、高等中學校令の制定	2、高等學校の發達	三、專門學校	1、專門學校の簇出	第五項 實業教育
79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102

一、實業學校	1、實業學校の發達	二、實業專門學校	1、實業專門學校の増加	2、各種專門學校の發達	第六項 盲啞教育	一、盲啞教育の進歩	第七項 社會教育	一、通俗教育の奨励	二、圖書館	三、出版物	第八項 教育行政	一、歴代文部大臣	二、視學制度	第八節 明治時代の教育思潮	一、西歐思想の移入	二、教育書の紹介	三、實利主義の教育思潮	四、自然主義の教育思潮	五、德育主義の教育思潮	六、社會的教育思潮	七、教育思潮の新傾向	
103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125

第六章 大正時代の教育…………… 四〇九

第一節 教育の概況…………… 四〇九

- 一 教育の整頓…………… 四〇九
- 二 歌洲大戦と教育…………… 四〇九
- 三 教育に關する御沙汰…………… 四一〇
- 四 教育上の諸問題…………… 四二一
- 五 教育の進歩…………… 四二二

第二節 最後の學制改革…………… 四二二

- 一 學制改革の氣運…………… 四二二
- 二 臨時教育會議…………… 四二三
- 三 諮問案に對する答申…………… 四二三
- 1、小學教育改善決議事項 2、高等教育改善決議事項 3、大學教育及專門教育改善決議事項 4、師範教育改善決議事項 5、視學制度改善決議事項 6、女子教育改善決議事項 7、實業教育改善決議事項 8、通俗教育改善決議事項 9、學位に關する決議事項…………… 四三三

第三節 初等教育…………… 四三三

- 一 義務教育費國庫負擔法…………… 四三三
- 二 制定の要旨…………… 四三七

三 教科課程の改正…………… 四三八

- 四 高等小學校の改善…………… 四三九
- 五 教科書の改正…………… 四四〇
- 六 地方學通則の改善…………… 四四〇
- 七 體操教授要目の制定…………… 四四一
- 八 教員に關する諸規定の改正…………… 四四三
- 1、俸給の改正 2、疾病治療料の給與 3、其他の給與改正 4、免許及待遇に關する改正…………… 四四三

第四節 師範教育…………… 四四三

- 一 師範學校…………… 四四三
- 1、專攻科の設置 2、入學資格の改正 3、師範生の待遇改善 4、師範教育の發達…………… 四四三
- 二 高等師範學校…………… 四四三
- 1、諸規程の改正 2、東京高等師範學校 3、廣島高等師範學校 4、高等師範教育の消長…………… 四四三
- 三 女子高等師範學校…………… 四四三
- 1、諸規定の改正 2、女子高等師範教育の消長…………… 四四三
- 四 臨時教員養成所…………… 四四三
- 1、臨時教員養成所の減少 2、臨時教員…………… 四四三

養成所の復活

第五節 中等教育…………… 四三七

- 一 中學校…………… 四三七
- 1、入學資格の改正 2、豫科の設置 3、中學教育の消長…………… 四三七
- 二 高等女學校…………… 四五〇
- 1、修業年限の延長 2、入學資格及學科目 3、女子教育の飛躍 4、女子高等普通教育の隆昌…………… 四五〇

第六節 高等教育…………… 四五三

- 一 高等教育機關の擴張…………… 四五三
- 1、擴張の必要 2、擴張計畫の調査 3、擴張六ヶ年計畫 4、擴張すべき學校の種類 5、教官の養成 6、御内帑金の御下賜 7、擴張の實行…………… 四五三
- 二 大學の諸規程…………… 四五七
- 1、大學令の公布 2、大學令の特色 3、學位令の改正 4、入學期の改正…………… 四五七
- 三 帝國大學…………… 四六一
- 1、帝國大學令の改正 2、東京帝國大學 3、京都帝國大學 4、東北帝國大學…………… 四六一

5、九州帝國大學 6、北海道帝國大學

- 四 其他の諸大學…………… 四六七
- 1、官立大學 2、公立大學 3、私立大學 4、其他の大學 5、大學の豫科…………… 四六七
- 五 高等學校…………… 四七一
- 1、高等學校令の公布 2、高等學校の増加…………… 四七一

第七節 社會教育…………… 四七三

- 一 成人教育…………… 四七三
- 二 民衆娛樂の改善…………… 四七四
- 三 展覽會…………… 四七五
- 四 博物館…………… 四七六
- 五 圖書館…………… 四七六

第八節 教育行政…………… 四七八

- 一 歷代文部大臣…………… 四七八
- 二 官制の改正…………… 四七九
- 三 視學制度…………… 四八〇

亞興 日本教育史(終)

# 興亞日本教育史

(篇下)

## 第一章 皇道鍊成の行的理念

日本教育と世界教育

日本教育の本義に就いて述べようと思ふが、先づ日本の教育に就いてとか、イギリスの教育に就いてとかといふことは、一國の教育の實際に就いての研究であつて、教育一般に關する問題ではなく、寧ろその中の特殊な問題についての研究である、といふ風に考へられることもあるのである。今日本教育といふも、それは日本といふ特定の國の教育に關するものではあるが、しかし教育一般の原理が適用される特殊な事例を擧げる意味ではない。この研究の外に教育の一般原理があるのでもない。つまり日本教育の本義を研究することによつて、その具體的な事實から、それを一貫してゐる理論までも比論しようとするのである。その教育理論は、日本皇國の教育といふ具體的な地盤の上に立てる理論である。後述する如く、理論は實

證を持たざれば學問としての根據を失ふことになるのである。従つて、日本皇國の教育といふ實證に立脚して教育の理論を組織することは、寧ろ教育學を組織する基本的な態度であるともいひ得ると思ふのである。何故ならば、具體的な人間は國家を離れて存在せず、従つて教育とは國民の教育であつて、世界各國に行はれて居る現實の教育は悉く國民教育ならざるものはない。乃ち現代の教育を論ずるに當つて、いつでも豫定され、また前提となつて居るものは國民の間に行はれてゐる教育にほかならないのである。

各國の教育學者等が、その具體的な教育事實に立脚して學問を構成する場合には、日本の教育とか、アメリカの教育とかといふ形容句の部分に任意に削除して、單に教育學として論じて居るのである。然るにその内容となり基礎となつて居るものは、それぞれの特定の國に於ける教育の事實である。即ち事實を離れては學問は成立しない。従つてその理論は正に世界一般のものではなくして、その特定せられたる國の教育理論たるを免れないのである。以上の事柄をよく辨へて居らないならば、いつしか恰もドイツ人の教育學が日本の教育の理論でもあるかの如くに考へたり、フランス人の教育學が我が國の教育の理論的基礎づけになるかの如くに考へられてくるのであるが、これこそ大なる誤謬であらねばならない。或ひは社會科學と呼ばれ、或ひは精神科學と稱へられるが如き學問は、學問それ自體に人間の自主性を伴ふものである限り、それ等の人々の屬する國民的生活の事實が反映するものである。此の如き學問にして始めて國民文化としてその價値を有するのみならず、それが國民的眞實性を有する限り、世界性を持つものであるともいひ得るのであつて、却つて、國民的に眞實性を有せざる一般的な學問は、それが外國的ではあつても決して世界性を有するものではないのである。さて外國的であるといふことは外國人にも共通なもの、従つて、稀薄な抽象的なものであることを意味するものであるが、世界的價値を有するといふことは、此の如き乾燥した眞理の意味ではな

いのである。具體的な國家の上に、またその國民の上に、生き生きとして生成し發展して不滅なるものであつて、萬國の人々をして心服せしむるに足るもの、との意義である。特殊を含まざる普遍は具體的な人間から遊離した概念にとゞまつて、眞の意味の教育を指導することの不能なる、換言すれば、生成と行爲とに關係なき第三者として、觀念の理論に過ぎないのである。

この意味に於て、日本人たる吾人の教育學は、日本教育の本義を眞實に把握することによつて、學としてもその意義を見出し得るものであると信じて疑はないのである、さうした立場から見ると、**「日本教育の本義」**の問題は、正に教育學の根本問題としての意義を持つものである、と見るべきである。

## 二、日本文化と外國文化との比較

文化の意義は詮索論議を暫く措いて、普通に謂ふ文化といふものは、自然に對して人間が理想實現のために、作用し合流して行く努力の具體的所産を文化財と呼ばれてゐて、その努力の過程は文化活動であると解されてゐる。こゝに比較特質に就いて考察を試みるとするは、主として文化財に就いてあり、隨時にその努力過程の文化活動に言及するであらう。

具體的な人間は何れかの土地に、社會、國家の生活をなし、その風土、氣候に即し、その社會、國家、民族の傳統によつて生活理想が定まり、實在的客觀としての文化（宗教、法律、自律道德、科學、文藝、藝術、風俗、習慣、言語等）を有せざるものはない。この立場から嚴密にいふと、世界人類のあらゆる文化は互に相異なる特質を有すべきであつて、共通的、普遍的、抽象的のものほまさに生命を盛られてゐないし、これこそ眞の意味に於いて具體人間の脈々たる生命に觸れたる文化内容である。

次にその特質が発生するには、人間の世界観、人生観といふものに基礎を置くと考へられる（世界観、人生観といふも、悉くの人が、今日學者連中によつて論議せらるゝ如きものを有するといふのは異なる種類のものではあつて、寧ろその多くの社會人は、\*不識の識ともいほうか、不識の内に承認し、要請せられて居る底のもので十分である）。曩きに文部省督學官、教學局指導部長、近藤壽治氏が、嘗てこれに關して力説せられたるところを要約すれば、

「今日程人間が學問に對して信頼せざる時は少い。その原因は那邊に在るか？ 學問と社會、教育と社會、それらの咀嚼撞著するところありて、その主張するところ、論述するところに自信力、迫力の乏しきに因るのである。輒近左翼思想及び實行運動が盛になり、被檢舉者に就いて縱令破邪顯正の說諭をするとしてもそれは全然無氣力である。或はこれ等の被檢舉者を調べる事に關係した判檢事の人人から聞くところによるも、應答の逃避的なのは教育者に尤も多い。何事にも黑白の區別を判明に斷言するを得ず、研究中だの調査中だの、或ひは考へてみます、といつた如く姑息因循を以て終始してゐるのである。これは日本人の日本人たるべきものを眞に把握し居らず、半信半疑を以て事に處してゐるからである。

之を要するに、近藤督學官は「眞の存在の仕方を覺らないからだ」といつてゐる。ヘーゲル曰く「若い理想に燃えて努力する頃は全體性から離れない」と。謂はゞ、爲すこと、言ふことに悉く全生命が繋がつてゐるのである。\*ウエルド・ショウ曰く「世界観は一切の根柢であり、信念といひ得べきものであつてそれは先驗的である」と。信念は行動以前であるといはるゝけれど、一切の行動はこれなくしては成り立たない。この先驗、この要請の自覺實踐によりてのみ、凡て具體的、全體的文化の意義をなすのである。マクスウェ

パー曰く「世界観といふ如きは傳統、風習、民族的運命によつて決する」と。換言して曰く「\*一切の人間の行動は歴史的、國民的である」といつて居る。これらの考へ方は彼等の從來のそれに對比して、一大轉向を示したものと云ふべきである。かやうに考へると、哲學は國民の信念を體系づけることである。従つて、ドイツにはドイツ、イギリスにはイギリス、アメリカにはアメリカといふ具合に、各々特色のある哲學が成立する譯である。論理も道徳もこれと同様である。即ちあらゆる文化内容は、その國民、民族の持つ、或ひは個人の持つところの要請たる世界観、人生観を承認して、それらの特色がそれぞれ意味を持ちはつきりと了解されてくる。

日本文化と外國文化との特色が生じてくるのは、言ふまでもなく、日本皇國民の持つ要請、世界観の具現せる文化と、外國人のそれぞれに於けるそれらとの對比の問題になつてくるのである。

日本人と外國人との要請世界観、要請人生観の差異は、根本的に對蹠的であるといはれるが、また斯やうに解釋せらるゝ理由があるのであるが、その由來するところは那邊にあるのであらうか？ 近藤督學官の說かるゝところに據ると、外國人は、支那人といはず、歐米人といはず、何れも個人的、主我的である。その文化は凡てにわたりて個人的、主我的、功利的そのものである。

ギリシヤは興隆して、當時新興の意氣鬱勃たるヘルシヤを撃破した時代に於いては、彼等民族は、傳統的に持てるヘルネスの誇を持つて生き、全體としてこれに歸入する世界観、神聖なる我等の祖先に對して歸入するのであつた。併しながら、一度びその時代が過ぎて彼等が\*人間個人の理性、智性に目醒め、生活の意義を全體としての國民意識に求めず、個人絶對最高の立場に沈潜したことによつて、マケドニアの侵入に堪へられず、つひに亡國の非命に沈淪したのであつた。

而してローマの勃興したる時と雖も、また民族的、傳統的、風習的に、家族主義的、家長主義的全體主義に終始したものであるが、一度びギリシヤ文化を採り入れるに至つてよりは、ガウル人の侵入を防ぎ得ずして亡國の恨を歎くに至つたのである。

中世に至りては所謂、暗黒時代と稱せられて、宗教的的人生觀、世界觀が全部を支配したるために最高絶對を神に求め、我等人間は罪の子であるとした。それがために所謂、個人的、主我的、理智的文化はその發達が停頓するに至つたのである。

然るに中歐人は、再び自然と環境とに恵まれざる餓鬼の如く、慾望に飢ゑ渴いた民族となつて、彼等はたゞ自己の存在を無上の喜びとし、自己を神に對して無價値としたことに就いて、極度の不滿を感じたことは、彼等をして「ギリシヤに歸れ」と叫ばしめ、それはやがて文藝復興運動となり、更に進んでは遂に個人主義的世界觀、個人主義的的人生觀が全歐米の天地を風靡しつつし、かくてこの趨勢は實に近代歐米文化の基底となつたのである。これを具體的に闡明するためにその文化内容を考察して行けば、自ら判然了解することができるのである。

### イ、宗教……

人間が宗教を有することは、アメリカのラッド教授の言の如く、「宗教的であるといふことが即ち人間的である證據にして、宗教的即人間的である」と謂はれ、人間は必ず宗教を有し宗教生活を營んで居る。歐米の國家、社會に於いて、廣く信ぜられつゝあるものはキリスト教である。彼等の宗教生活には福音を説き、救済がとねへられて居るし、また人類のために祈り個人のために禱るのであるが、しかし寡聞であるかも知

れないが、國家のため國民のために祈るといふことを聞かないのである。これをもつて彼等には國家、國民の意識が個人意識よりも稀薄であり微弱であることに因ると考へ得られないことはなからうと思はれる。教會堂宇に於ける壯嚴の森嚴さも、到底、我國に於ける神社寺院の比ではない。宗教的儀式も、牧師、傳道師の生活振りも、我々の神官神職や僧侶尼衆などに比してその精神的な生活たる意味に於いて、格段の懸絶があるやうに感ぜられる。（但し舊教に於いては、堂宇寺院や宗儀宗式などに壯嚴さがあり、教職教役に在るもの、修道院等に在るものなどの生活には、宗教家生活らしきものを遺留して居るのはいふまでもない。また日本に於いても宗教家の生活が却つて常人に較べて劣るものがないとはいひ得ない）。吾人は宗教といふ如き文化面に立ちて社會にはたらく宗教家は、常人に比して、修養の點に於いて、單なる學問ではなく知識を有する意味に於いて、一段と異彩がありたいもの、即ち、行がありたいものと切望する。殊にこの頃の如く、日本精神を説かれ、國民道德の特質が議論よりも實踐に在るといはれ、則ち一般に實踐を要求せられる時に於いては、なほさらのこと宗教家の宗教生活としての行の生活の存することは、宗教體驗に沈潜すること得ると信するからである。

註1、宗教とは何ぞ……一般に、人が超人間的な威力を認めて、之に對する畏怖及び信頼の情を感じ、また犠牲を捧げ祈願禮拜し、更に多くの場合祭祀儀式を行ひ、義務の念を以て服従奉仕の生活を營む時に、その關係を宗教といふ。これは一面には主觀的な心理的生活として他面には客觀的な社會的現象として現れる。従つて諸多の心理的社會的事實と密接に關聯し、それを眞の宗教たらしめる特質、若くは宗教の本質の何たるかを認識するのは容易でなく、古來の學者の見解も極めて多様である。何れにしても學的美的乃至道德生活から、更にその他の生活形式から、區別された、特に、宗教的生活を認め、之を學問的に觀



察研究する時に宗教學が成立し、而してその方法論に従つて考究されるにより宗教の本質が理解される。  
(岩波哲學小辭典八二四頁)

註2、宗教とは、宗教的對象、即ち神的なるものと人間との究竟的關係をさすのであつて、その宗教的對象には物的なるものもあるし、心的なるものもある。しかし何れにしても宗教的客體は、それに對する主體よりも強大であつて、従つてこゝに神祕的であると呼ばれる或ものが存して居るのである。此の如き宗教的客體と人間との交渉關係によつて生ずる吾人の精神状態は、他力的宗教に在りては之を信賴と呼び、自力的宗教に在りては之を正覺、若くは悟道と名づけるのである。しかしこれ等の宗教的意識は皆理論的、抽象的に獲得するのではなくして、實際的具體的の性質を有するものであるといふことに歸着するのである。

以上これを要するに、

客觀的定義……宗教とは神的なるものと人との實際的究竟關係である。

主觀的定義……宗教とは絶對的自由、若くは絶對的憑依といふ實際的意識に由來する究竟證信である。

註3、哲學とは絶對と人間との理論的究竟關係である。

註4、道德は人と人の實際的關係である(加藤玄智「宗教の學術的研究」二九〇頁)。

註5、シュライエルマツヘル「宗教は絶對憑依の感情である」(他力)。

註6、ゲーテ「宗教は絶對的自由である」(自力)。

法律、道德、科學、文藝、風俗、習慣、言語に於いて、悉くこれ等を列挙することは到底許されないけれども、これ等の觀點から歐米の文物を観る時に、我日本のそれ等とはその趣を異にすることは何人と雖も承

認せざるを得ないと信じる。次に歐米旅行者の實驗せる感想を列舉し一斑をもつてその全豹を察すべきの料に供しよう。

### ロ、親子の情……

日本高等農民學校長、加藤完治氏に據れば、デンマルクに於いて氏が宿泊した家は女主人であつて、子息に青年男子二人があつた。或日その女主人が心配さうに門口から出たり入つたりして居るのでその理由をきくと、子息二人がボートの遠漕に出たまゝ、歸宅が非常に遅いといふ。加藤氏は親心に同情して種々と力をつけて激まし、且つ警察に搜索を依頼しては如何と注意をもした。それからしばらくして兎に角無事に子息二人は共に歸つて來たので事は済んだのであるが、加藤氏は日本人流の深切をもつて、その二青年に對し、外出不在中の母親のことを詳しく話して、親に心配をかけるのは不孝であると説諭したのであつた。青年等は一向に感心もせず次のやうに答へた。「我々はもはや一人前の人間である。何も心配してもらはなくてもよい。母は自分で勝手に心配してゐるだけだ」と。これは驚くべきことで、日本人と彼等との間には、考へ方の根本に嚴然たる差別を感じざるを得ないではないか。

また加藤氏が同國で模範的農事經營家を訪れて、日常の實際を見學した時のことであつた。それは嚴冬の候であつた。同家は堂々たる豪華なる邸宅であつて種々と施設も完備して立派な生活をしてゐた。主人の案内で段々と見學して地下室に行くと、一人の老人が隅の方で粗末な服装をして寒さに慄へてゐる。氏はその老人は何人であるかと尋ねると、主人は平然として「彼の男は私の父です。しかしこの邸宅一切の資産は私のものです父にはこゝに居る權利も何もないのです」と答へた。子たる主人は飽食暖衣して奢り、その實父

が寒衣粗服して幽居に慄へて居るを、たゞ権利の有無をもつて、放任して顧みないのには驚倒するを禁じ得なかつたといふことである。

某氏に據ると、或西洋人の娘が嫁いでから後、久しぶりに實家を訪れた時に、家族と食事を共にした。さてその食事の勘定を支拂ふ時に、父親は自分の分はこれだけ支拂ふ、お前の分はこれだけお支拂ひなさいと、親子別々に分割してそれぞれ支拂つたといふ。これが日本人ならば、父親が娘の分をも自分で支拂ふのが普通のことである。稀には娘が父親の支拂をも負擔することもあるが、それは決して不自然ではない。この邊の感じといふものは日本人には全く想像もつかないことである。親子の間柄が日本人流にいふと、水くさいとか、他人行儀とかの言葉で現される以上のものであつて、根本的に考へ方に懸隔があつて、それが如何に強く尋常茶飯の間にも滲透してゐるかを如實に顯示してゐるではないか。

また西洋の養老院の話であるが、西洋では一般に、老後の養老の準備として、恰も保険に加入するやうに、自分が元氣で活動できる時に、養老院に入院する権利を獲得して置いて、老衰して來ると自分でそこへ入院して老後の殘生を託して行くのが、普通のこととがせられてゐて、決して子供の厄介にならないといはれる。子供に在つても、若し親が老後の生活に困るやうなことがあるならば、それは親が若き時に心掛が足りなかつたのであるとして、恬然何等關心を持つことがないといふのである。

勝部謙造博士に據ると、氏が某國に留學中のことであるが、祖國日本から土産物を用意して持参し、指導教授の子息にこれを贈與した。その子息等は大いに喜んで禮を述べた。然るにその親たる教授もその夫人も、風馬牛關せず焉の態度を持ち、一言もその事に及ばなかつたといふ。苟も大學の教授及びその夫人の如き知識階級者にして此の如しである。自分は自分、子供は子供といふ極端な個人主義の現れと見るより他は

ない。いづれにしても日本人としてはまことに了解に苦しむところである。

以上の事實に就いて考へると、我々日本人であれば萬人が萬人例外なく爲すべきことが型で押し込まれてゐる。之をもつて此を觀れば、我々には何として斯かる不人情が能くなし得られることかと、全く不思議に堪へざることが平然と行はれてゐるのである。

#### ハ、言語、語法

言語に就いても、彼地の國語には敬語法が殆んど絶無といはれてゐる。然るに我々日本にはそれが有り過ぎるほど有るのである。凡も言語は思想の表現である。言語法の如何はこれが表現するところの思想の如何に直接關聯するのが常である。従つて彼國人は相互に敬意を表すことの極めて少きことを意味し、日本人は對者に敬意を表する心が深いことを物語つてゐる譯である。

例へば英語に就いていふならば、第一人稱代名詞の I は如何なる場合でも大文字で記されてゐる。これを話す場合には貴賤の別なく畫一不二、平等無差別に用ゐられてゐる。これに關して考へるに、由來英國人は自尊心の強きことをもつて誇りとする國民である。世界中に亘つて彼のジョンブルこそは、常に外國語を用ゐないものと、自ら定めて推し通してゐる。更に彼の國では、國家の主權者を現す場合にも大文字を用ゐるが、これは敬意を拂つてその存在を明にするの意味と思考されるが、これを以て第一人稱代名詞に大文字を用ゐるのと對照する時、主權者と國民萬民とを同格に扱つて、自尊自大の意を表してゐると解せざるを得ないではないか。

我日本の國語學習の困難は、敬語の多數にして複雑なことも、その重要な一因に數へられてゐる。この敬

語こそはまことに微妙な感じを盛るものとして、大いに研究を要するところである。これを我古典に就いて見るに、源氏物語の如きものも、その敬語に依りて、誰が誰に對してものをいつて居るのかは、一々明示しなくとも、その言葉使ひにより一目瞭然として毫も混亂することがない。今日に於いても、日常の對話は勿論のこと、殊に時翰文などは、その用語、語法に就いて周到精密なる注意を必要とする。畢竟するに此の如き語法の相異は、彼我の思想の相異に基づける相互の文化の表現の差違であらねばならない。

## ニ、國民、人民、臣民の語感と用例

臣民といふ語は、英語では *subject* であつて、服従者を意味し、歐米の諸國では殆んどその用例がない。しかしながら言語も有るには有り、用ゐる場合も有るのかも知れないが、何を措いても彼等には、その語原的意味の服従者といふことが、既にこれを用ゐようとする感じを消滅せしめてしまふのである。

然るに我々日本人の間には、何等の躊躇することもなく、寧ろ好んで進んで、君に對して臣と稱することの光榮に感激しつゝ用ゐる、といふ感じを冥々暗々のうちに萬人共有するのではないか。

人民は、英語では *people* であるが、歐米ではこの意味の語が最も普通に用ゐられてゐる。それは個人的、對等的の語感に満ちて居るからであらう。時によつてはこの語を以て國民といふ意味にまで轉用するとさへある。その語感が歐米人には對切に適合し、日本人には決して然らざる有様である。

その顯著なる實例は、嘗て不戰條約文の批准に際して、*in the names of people* の問題である。それほどにまで我國では、人民と翻譯せられるところの *people* といふ語は、日本人的感じを持つことができずに、極めて稀に法律的に権利の主體との平等關係に於いて、人格を意味する時に用ゐる位のものである。例

へば、巡查は「人民保護の任務を有す」といふが如きものである。それさへも輒近に至つては變化して、巡查は「民衆保護の任務を有す」と屢々いはれてゐる。

國民は *nation* であつて、彼我相共に用ゐるけれども、彼に於いては、果して我々が常用するほどに頻繁に使用されるか否か？ またその語感が如何様に彼我の心に響くか？ これらは今俄に敢て相像を造しくするまでもなく、元來個人主義に立脚せる彼等と、國家主義に依存する日本人とは、全然對蹠的關係に相對立してゐるが故に、雲泥もたゞならざる逕庭有してゐるのである。

## ホ、愛しむの語

凡そ人間に在りて親子の間ほど近密切實なものはない。その由縁は所謂切つても切れない深くして強きものがある。若し不幸にして親子の間に於いて死別の如きことを生じたる場合、子は親に對して眞實なる愛著を禁じ得ず、また親は子に對しては子にもまさつて更に強烈なる愛著を斷ち得ないのである。それらの相互の至情を現す言葉に「イトラシ」といふのがある。この心持は、まことに純粹無雜、眞の純情そのものである。この心情が他に移入せらるゝによつて「ヲシ」「ヲシム」といふ用言が生じて來る。教育といふことはこの心情にその起原を發したんとは事實である。大和言葉では「ヲシ」は即ち「愛しむ」であるといはれる。西洋に於ける「ヲシム」に該當した原語には、此の如き用法の語はないといふ。西洋に於ける此の如き原語を強ひて索めるならば、「尊敬する」といふのがあるが、それを意味する「ヲシム」は多くは物事にのみ生じた言葉のやうである。我日本に於ける如くに始めに精神的の純美な感情を盛りこんだ語原が存してゐて、然る後に轉用せられて副次的に、物事的の意味にも用ゐられてゐるといふのは、まこと

に物の順と逆、正と潤との関係にあるといふべきである。

### へ、オリンピック伯林大會に就きて見られた美談

國際オリンピックのベルリン大會に就きて現れたる日本國民の聲を聞け！ 而して幾多の日本國民の挿話を視よ！ それらは眞實に日本精神を語つてゐるではないか。

ベルリン大會のプログラムの進行に伴ひ、ドイツからのラジオの中継放送を、夜半眠りを破つて傾聴して如何に熱中したか？ 此の如き日本人が如何に多數に上つたことか？ これは單にオリンピック乃至スポーツの趣味の強弱とか、出場選手と相識であるか否かとかいふ如き問題ではなく、不知不識の間に、これは實際相競ふ大會である、日本の名譽にかけて勝たせねばならぬといふ意氣込みがあつて、その成行きを呆然拱手傍觀して坐視するといふ氣持にはなれないのである。捨てゝは置けない氣持の作用である、と見るのが中らずといふも遠からずであらう。

外國人と雖も自國の選手の活躍や勝利を衷心喜ぶには相違ないが、我日本に於いて興味を度外視して、日本人悉くが氣に懸けて頭痛に病んだほどの熱意が、果してどの外國人にあつたであらうか？ 頗る疑はしいと思はれる。

これにつけても思ふのは、前回のオリンピックのロサンゼルス大會が催された頃のことである。アメリカ水上軍背泳の第一人者と稱せられたジョージ・コチャツクは遂に豫選大會に出場しなかつた。彼は貧しい學生であるため夏期休暇中に學費を稼がねばならなかつた故であると新聞紙上に報ぜられた。若し同様のことが日本に起つたとしたら如何であらうか？ 必ずや有志は選手を助けて後顧の憂なからしめて出場するを得

しめたであらう。またコチャツク選手自身にしても、祖國の名譽を賭しての競技會に出場し得なかつたことを、痛惜浩歎する氣持となつたであらうか？ アメリカであつた故にこれらのことは起らなかつたといふことである。

### ト、嘘 言

外國人は動もすれば「日本人は嘘をつく」といふ。これを彼我文化相の差違の上から考察してみよう。新渡戸稻造博士著、中等大日本修身卷一第五課「正直」に於いて「外國人はしばしば日本人をさして嘘をつくといふ。實に日本人は嘘をつくことが多く、しかも平氣で嘘をつくものが多い。ところが歐米はかういふことを強くとがめる。いつもは兄弟もかはらぬ親友の間柄でも（一度嘘をついたといふこと）で突然絶交をいひ渡される」と述べられてゐる。このやうな外國人に於ける日本人は嘘をつく國民であるとの印象を刻したる責の大半は、明治以來の貿易關係著に不信のことが多かつたことに在ると思はれる。眞の日本人ならば決して嘘をつかない。「武士に二言なし」ともいはれ、遠き昔には「淨き明き正しく直き心」を尊んで、これが日本人の本領だとされてゐた。固より心にもなき嘘をつくといふ批評は、日本的な考へ方によれる謙遜の現し方によつては首肯できないではない。例へば贈答品に粗品と記す如きものである。これらは一概に不道徳と批評せらるゝには當らない。日本に於ける道徳の本質、永年に互る傳統、特殊な物の考へ方等について縦横に考察するならば、必ずしも罪惡視すること能はざる筋合である。

之を要するに、我日本は明治維新以來、只管歐米の追隨に熱狂し、一も二もなく、醉的態度を持すること久しかつたが、彼等歐米人は日本國力の發展充實の原因を、單なる歐米模依のみに求めるも得られず、遂に

日本的なるものゝ本質をその根底に探究しようとして來てゐる。然るに日本では最近に至るまで何等反省することなく、徒に歐米の先蹤を拜しその糟粕を嘗むることをし、自己特有の貴重なるものを等閑に附し去つてゐた。大東亞戦争を以て劃期とし、漸く日本独自の立場に復歸し、歐米化を捨て、何物をも日本化せしめようとするに至り、すべてに日本魂を打ちこむことゝ全力を傾注することゝなりつゝあるは、邦家のため同慶にたへないところである。

### 三、人と教育

人間が他の動物や植物と異つて、森羅萬象の中と就きその靈長として特殊な存在であることの、最も重大なる要件は如何といふに、教育作用を有用を有する、換言すれば、教育するものであるといひ得るのである。ドイツの哲學者カントが、その著「教育學」に於いて「人間は教育によつてのみ人間となり得るものである。而もその教育は人間によつてのみ行はれるのである」と述べて居る。まことに教育の眞實を唱破してゐる。教育は決して機械や道具のみで行はれるものではない。教育こそどこまでも人間によつて行はれるものであると信ずる。

畏くも 今上陛下が、昭和六年十月三十日東京高等師範學校創立六十周年記念式に臨幸の際に、「教育ノ任ニ在ル者ニ賜ハリタル勅語」にて、

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノ、徳化ニ竣ツ事ニ從フモノ共レ奮勵努力セヨ  
と仰せられてゐる。

設備や機械や道具が如何に完備しても、そのみをもつてして教育が行はれて十全を得るものではない。

教育は何としても人間によつてのみ行はれるものである。従つて師たる者の任務も亦た重且つ大なる哉である。

吉田松蔭も「妄りに人の師とすべからず。また妄りに人を師とすべからず。必ず眞に教ふべきことありて師となり、眞に學ぶべきことありて師とすべし」といつてゐる。

實に教育は、眞に教ふべきことを持つ教師と、眞に學ぶべきことを持つ生徒とが、共學互習によつて相生相長するのである。

### 四、教學の一元化

然らば、教ふべきことゝ學ぶべきことゝは如何なるものであらうか？ これこそ實に教育の根本問題である。惟ふに、教ふべきことゝ學ぶべきことゝは一脈一貫してゐなければ、師第相生相長することは不可能である。これを端的にいふならば「人間となること」である。教師は生徒をして人間たらしめようとし、生徒は教師によつて人間たらしめるのである。故に教育は「人間が人間を人間たらしめること」である。

かくて教育は到底、人間と分離すべからざるものであり、従つて、教育の問題を研究する前提には、「人間とは何ぞや」といふことが中心問題とならねばならない。もし人間とは何ぞやといふ根本問題を十分に吟味せずして、直に教育を研究しようとするならば、たとひその主張が正當にしてその思索が精緻でありとすも、それは教育の本質を十分に把握せるものと、いひ得ないと思はれる。また此の如き研究は學問研究の上からするも、決して正しい方法ではないのである。

ドイツのマックス・シェーラーは「人間とは何ぞや。これは現代の最も重要なあらゆる科學の根本問題で

ある」といひ、また「今日ほど此の問題が重要性を認められてゐる時代はない」と述べてゐる。既往を回想するに、教育に關する今日までの研究の方法が、動もすれば此の問題を閉却しがちであつたことは否定できない。

## 五、人の本質

人間とは何ぞやといふ問題は、凡ての學問を研究する者が無視することの出来ない根本問題であり、凡ての學問の研究に共通する重要問題である。

例へば、自然科学の研究に當つては、學問の對象となるものは自然現象であり、その自然現象を學問の對象としてゐるもの、その對象を取扱ふもの、換言すれば科學する者は誰であらうか？ それこそ他ならざる人間である。そして出来上つた科學といふものは人間の組織した自然科学である。これらの場合にも、常に人間は科學する主體として、力強く科學を行じてゐるのである。

取扱ふ對象が人間に對する客觀であるが故に、自然科学が純粹に客觀科學であるといはれるけれども、科學といふものは、實證といふ人間の行と、綜合分析といふ判斷推理の作用を離れては、成立する餘地はないのである。故にこの科學する人間が何であるかは、科學の根本性格に大なる關係を持つのである。しかしながら自然科学に於いては、一應は、科學する人間を主題とせず、科學される自然界や、科學した結果の學問に對して主題を置くのであるから、恰も人間の問題とは關係がなきが如き外觀を呈するが、それ故にとて、人間の問題が科學に絶體不要であるとの理由にはならないのである。

然るに、この科學する人間それ自關を育成することを、その任務としてゐる教育に於いては、寧ろ人間の

問題が主題となるべきである。科學を教授する場合には、科學の内容が何であるかを知らせることは必要である。しかし教育に於いては、科學する人間を造ることが更に重大なる任務となるのである。而して人間に關する考察は、たゞに教育の研究上に必要なるのみではなく、倫理・宗教・政治・經濟・藝術等の諸問題の研究上にも必要である。何故ならば、これ等の文化は悉く人間の生活のそれぞれの具體的表現であつて、人間に關係のない自然現象でもなければ、客觀的・偶然的な事象でもないためである。否、これこそ人間が眞に人間たらしめる人間生活の具現である故にある。文化が人間生活の具現であるとすれば、それはまた「人間とは何ぞや」といふ世界觀・人生觀によつて規制せられることも、自明の事實である。

乃ち、人生觀が相異つてゐる人々の間では、例へば、道徳・政治・宗教・藝術等に對する見方が相異つてくるは自ら免るべからざるところである。プラトンは「國家篇」に於いて、「所變れば品變るといふが、人間の性質が違ふだけ、それだけ違つた政體がある。樑と岩とからできるものではなく、やはりその内に働いて居て、而も何でも彼でも自分の型に嵌めなければ治まらない人間の性質が、政體を作り上げるのである。従つて人間がさうであるやうに制度も違つてある筈だ」といつてゐる。

人間の見方の相異ることによつて、學問も教育も亦たそれぞれ異なる譯である。このやうにそれぞれ異なることが善でないとか、偽であるとかもしも考へるならば、それはその人々の人生觀が、世界主義であるか個人主義であるかによるのである。これ等の人々は、人間は世界に於いて、何人も同一無差別であり、眞理は一つのみであるといふ如き、豫定や假定から出發してゐるのである。その考へ方が果して正しいか否かは、やはり「人間とは何ぞや」の根本問題に立ち歸つて、研究した上でなければ俄に決定はなし得ざるところである。

自然科学に於いて、人間を主題とせずに対象を主題とした如く、道徳・政治・經濟・宗教・教育などの如き、社會科學とか人文科學とか呼ばれるものに於いても、過去に在りては、人間を主題とせずに対象によつて學問を構成するか、乃至はデカルトやライブニッツのやうに、人間の特色を「思惟すること」に求めて、思惟が一定の形式によつて行はれる萬人共通のものであるといふ點から出發して、眞理は萬人に妥當するものである。換言すれば、眞理は單數であつて一である、といふ結論を導出したのである。

けれども、その思考の由つて來る生成に關するもの、行爲に關する原理、存在に關する充足理由の原理は、決して萬人同一ではない。換言すれば、人生觀と世界觀とは歴史の異なるに従つてそれぞれ異なるのである。これを古來東西の歴史に徴しても、また現代各國の人々の生活の事實からみても、常に明白な事實であつて、如何なる行爲が善であるか、また、それは善なりと認める理由、即ち現實界の評價と解釋の如きに至つてはそれぞれ相異つてゐるのである。それは國民固有の人生觀・世界觀が根底に働いてゐるのによるのである。學徒なる以上は、先づこの具體的な事實を無視することはなし得るところではなからう。それを強ひて無視して來たものが、合理主義や觀念論の哲學者達である。

彼の經驗科學の鼻祖と稱せられるベーコンは、歴史や傳統や血縁を一切離脱するところに科學的研究は可能であるといひ、合理主義哲學の先驅者デカルトも、傳統や歴史を疑つて、これ等を悉く拗擲したる結果、「自ら思惟する自我」のみが眞實である、といふ點から出發したのであつた。

彼等の學問には、風土や血縁や歴史は無意義なものであるのみならず、寧ろ有害なものであるとさへ考へつられた。

此の如き主張は、西洋の學問に於いて久しき間に傳承せられた特色であり、それが一の傳統ともなつて居

るのである。

けれども、此の如き結論に到達するには、その前換として人間に關する考察を十分に進めることが緊要である。

英國の哲學者ヒュームは、「重要問題にして、その解決が人間學に包含せられてゐないものはない。また我々は人間學を知悉した後でなければ、何等の問題も確實に決定し得ないものである」といつて居る。我々としても斯の言葉は大いに味ふべきであると思ふ。

## 第二章 皇國民の意義

### 一、價 値 内 容

ヒュームの人間學の研究が、諸科學の研究上に、最も根底的なものであるとする意見は、我々に正しい指標を與へたものといふべきであるが、しかし古來人間學の研究に關しては種々の意見が相對立してゐて、決して統一されてはゐないのである。

ヒュームは、人間を生物學的に研究して「過去の人間の研究が詩的であり、宗教的であつたところに進歩の路を見ることができなかつた原因があつたが、これに對してロツク以來の英國哲學者の態度は、正に科學的、實證的であるところに特長がある」といつて居る。カントは「ヒュームの言葉によつて獨斷の夢を破られた」と稱し、正しき人間の見方へ哲學せんとした結果、批判哲學を大成したのである。惟ふに、ドイツの哲學者は、デカルト、スピノーザ以來、人間を思惟するものとして合理的であることが人間の特質であると主張してゐる。その結果、國家もなく、民族の限界もなく、また歴史もなく、唯一完全な自足せる純粹理性の法則に従ふ人間性を指摘するに至つたのである。

しかしながら、人間が思惟することは、人間が神によつて造られ神の屬性を有する故であつて、この思惟する力こそ神によつて與へられたものである。従つて神の力と律法とを潰すが如き思惟は罪惡なりとするセント・オーガスチンの如き人間の見方もあるのである。

我日本に於いては、伊藤仁齋は「人とは何ぞや。君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友なり」といつて居る。それは人間は人倫なりと解してゐる。人倫道德を離れては人間の人間たるころはないとしてゐる。杉浦重剛の倫理學にも「倫理學は人の禽獸と異なる所以の道を教ふる學なり。之を人間學と云ふも可なり」といふのも同じ意味であらう。

佛教では一切の生類を、地獄趣・餓鬼趣・畜生趣・修羅趣・人間趣・天上趣の六趣に分ち、迷の業因に應じた世界に趣き住むものであるが、その中にて人間界に住むものが即ち人間であつて、人間には人の仲間の義として居る。

舊約聖書の創世記に據ると、「神言ひたまひけるは、我儕に象りて我儕の像のごとくに人を造り、また之に海の魚と天空の鳥と家畜と全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治めしめんと。神其像の如くに人を創造たまへり、即ち神の像の如くに之を創造、之を男と女に創造たまへり」とある。この考へ方はキリスト教に於いて人間の見方の根本となつてゐる。

此の如く人間の見方が種々と異なることは、やがて人間を教育する上に種々の差違を來すのである。則ち正しく教育の本義を把握せんがためには、正しき人間の理解に立脚せざるを得ないのである。そのためには、諸種の人間の見方に對してそれぞれの意義を吟味し検討するを要する。今便に人間學の類型を立て、研究に資してみよう。

- 一、宗教的生活
- 二、理性的生活
- 三、自然的生活



#### 四、社會的生活 五、國家的生活

これらの類型の配列は、また大體、人間の見方の歴史的な發生の順序とも看故することができる。しかしながら、これらの人間の見方が、歴史的に變遷しつつ常に或時代には或一つの見方のみが、獨占的に支配したといふのではなく、いつの時代にも多くの人間の見方が竝立してゐるのであつて、その間に自ら優秀の地位を確保するものもあり、或民族にとつて獨得な地位を保有するものもあるのである。

#### 二、宗教的生活

ハーバート・スペンサーは「教育學」の中に於いて、人間は生活上の實用から文化を發達せしむるものであると考へられるが、歴史に就いてこれを見るに右の正反對の關係にある。即ち文化は裝飾より出發してゐる、との意味を述べてゐる。その實例として、オリノコ・インディアンの日常生活は素朴なものであるにも拘らず、彼等は全力を擧げて裝飾のために努力してゐることを説き、教育も亦た未發達の時代には裝飾のためのものであるとしてゐる。この言は我々に對して、文化史的な見方に大いなる示唆を與へるといひ得るであらう。しかし、未開人の裝飾は單に裝飾のための裝飾ではなく、却つて神のため、神を祭るための裝飾である場合が多いのである。故に文化は單に裝飾より出發して實用に向ふのではなく、宗教より出發するものであると解さるべき點が少くない。

我國は勿論、支那・印度・ギリシヤ・エチプト・ユダヤの諸國に於ける古代文化は、悉く神話を以て創始せられてゐる。此を以て元を觀るに、古代に於いては人間は神と共に在り、神によつて生み出され造り出さ

れたと信じてゐたことを知るのである。今日と雖も野蠻人と稱せられる者の間にも、なほ何等かの神を有せざる者はないのである。

此の如く人間が神より生まれたと信じる者は、神と人間とを親子の關係に在りと見てゐる。従つて、神に仕へることは祖に仕へることであり、親の心を心として親子一體の生活を以て規範とする。されば教育すること、即ち人間が人間となることは、祖先の遺訓に遵ふことであるとする。

然るに神によつて造られたとする人間觀は、人間たることが苦であり罪であるとする。故に人間の行事としては贖罪や懺悔が最も重要であると思はれて、教育も亦た悔過の行たるにとゞまつてゐる。普通には、人間が人間たることの苦を感じるところに宗教が發生すると考へられてゐる。神といひ佛といふものは、人間に對して苦を抜き樂を與へると考へられる。則ち宗教には必ず罪惡觀が伴ひ、罪業深い我々人間は常に懺悔しなければならぬと考へられる。此の如き見方は、人間が神によつて造られたとする人間觀に立脚してゐるのである。

これに對して、人間は神から生まれたものであるとする人間觀は、神と人とは親子の血と心との相續の上に立つと解される。故に懺悔や悔過を必要とするよりも、寧ろ常に親の教に隨順し歸依して親子一體たらんとするのである。前者を宗教とし Religion と稱せられ、後者は祖先崇拜とし報本反始と呼ばれるのである。

宗教と報本反始とは、根本に於いて人間の見方の相違から生ずる様相の差異であつて、その作用する方向を異にしてゐる。而もその根柢に存する人間の見方の相違に歸すべきであらう。これを發生的に見るならば、神と人間とを親子の關係に在りとする見方が、根本ではなからうかと思はれる。

如何なる人間も親より生まれざる者はない。而して親をなつかしむこと、慕ふことは生類通有の至情であ

つて、特に思考した結果でもなければ實驗した結果に俟つものでもない。全く自然の道理であつて、佛語の法爾自然が意味してゐる通りである。所謂須臾も離るべからざるもの即ち道である。法爾道理である。その道を人間たるもの、教として、祖先を崇拜するところに、自然の情愛を止揚して人の道が顯現せられてくるのである。然るに、肉體を有し私情を備へる我々人間には、此の道に隨ひこの教を守るとは必ずしも容易なことではない。時には事志と相反する場合もないではない。更に人間たることの苦や生の悩みが生じてくる。そこに宗教的要求が発生してくるのである。その場合でも、神は常に父の姿に於いて敬慕されるのである。

逆説すれば此の如き宗教的要求は、親の愛や慈悲が抽象化せられて神として崇拜の對象とせられるともいひ得るであらう。しかし一旦抽象化せられたる親は既に何某の親ではない。それは血縁や民族を超越した存在であり、世界的性格を有するに至るのである。具體的な血縁や民族より超越したものは、直接的に各個人に於いて各個人の中にて、思慕せられ崇拜せられるものとなり、遂には神を崇拜し慕ふ心そのものが神となる。換言すれば、神は自己に於いて見出され、やがて自己は神なりといふ新宗教運動となるに至るのは、宗教史を繙讀することに常に散見するところである。

斯かる血縁や民族を超越する神や、自己の中に見出さるゝ神の崇拜と、具體的な國家生活とは果して矛盾なしに行はれるであらうか。西洋歴史を一讀するならば、終始この矛盾の相剋を以て反復してゐるのであつて、西洋中世期の教育の如きは、一に宗教學校に於いて行はれたのである。

我國に於いては、肇國以來敬神崇祖の風が終始一貫してきてゐる。それは國民生活と一致したものである。而して縱令佛敎が移入せられても、その佛敎はこの敬神崇祖の國風に醇化せられて來たのである。そこ

に宗教と敬神崇祖との合一が可能なることを事實の上に示されてゐて、寧ろ兩者の合一こそ最深い人間の見方に到達するのではなからうか。

要するに人間は自分獨りで生活をなし得るものではなく、必ず親子・兄弟・朋友が相共に在る。しかのみならず。凡そ人間の友たる人間は何等かの意味に於いて神と共に在るのである。故に人間を理解せんとせば、常に神と離るべからざるものとしての人間を考へねばならない。従つて、教育が宗教的情操の陶冶と離るべからざるは噉々を要しないのである。

乃ち我國に於いては、昭和十年十一月二十八日に「學校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ關スル件」が文部次官通牒を以て全國各學校に對して發せられたのであつた。

然るに人間は神でもなく佛でもなく正に人間である。人間は思考し、血縁を有し、慾望を有し、地上に生活してゐるのである。従つて、これ等の特殊性を有する人間に就いて、正しき理解を伴ふに非ずば、人間の學問としては不十分である。この現實の人間の把握が不十分なりし點が、西洋中世期的教育が近世教育者によつて排斥されたる主なる點であつた。そこには即ち我々が他の人間學に向つて理解を進めて行かねばならない理由が存するのである。

### 三、理性的生活

人間は思惟するものである。この事が自然界に於ける他の一切のものと人間との相違するところであるとの考へ方は、ギリシヤ以來西洋の傳統となつてゐる。これによれば、人間は神をも思惟する。思惟することゝに於いて神と結び着くことができる。而もその思惟することは神の屬性であるが故に、その限りに於いて人

人間は神と等しく、人間はその神を有し、神は人間の神であるといひ得る。更に進んで、人間は神であるともいひ得る。人間が神であるとか佛であるとかいふことは、人間が智慧を有し理性を有する故である。しかく見ることによつて、理性的人間の見方は宗教的人間の見方の一變形であるともいひ得る。フアイエルバッハが、近世合理主義の哲學は神學の轉化である、と批評してゐる所以もそこにあると思はれる。

この理性的人間の立場から見ると、人間は理性的であるといふことが最尊いこととなる。人間を人間らしく造る教育の任務は、理性を發展せしむること、或ひは自然を理性化することとなるのである。然らば、教育は知育を中心とするものであり、知ること、傳達することであると考へられてくる。乃ち教育機關としての學校は、哲學、論理學校、文法學校の如き名稱を以て呼ばれ、哲學・論理學・文法等の思惟の修練場として考へられるに至つたのである。

然り、人間は思惟するものであり、そのことが他の動物に見るを得ざる特色である。然るに、思惟する方法は必ずしも理性主義の人々の考へる如き方法のみによるのではない。理性主義の人々によれば、思惟することを人間たるもの、根本性格であるとする。しかしながら思惟するのは自己が思惟するのであるが故に、自己を萬物の尺度なりとするに至り、更に、真理の基準を論理の形式に求め、真理は萬人に妥當すると考へるに至るのである。論理の形式は萬人に同一であるといひ得ようが、その論理の眞理性を充足する原理は決して個人の思惟よりのみ生ずるものではない。それは人間の歴史・風俗・習慣等によるものが少くない。即ち存在や行爲の原理は論理的思惟の所産ではないのである。

然るに合理主義の見方では、自己以外の存在を悉く自己に集約して居る結果、個人主義となり、歴史的な人間への途を閉鎖することとなる。同時に眞理性を國家や民族を超越した抽象的な理念に求めて、その具現

として文化を説くが故に、一種の文化主義ともなり世界主義ともなる。そこに理性的人間の見方が世界主義に墮するか、個人主義に閉されるかして、寧ろ具體的な國家生活なるものの、歴史の存在論的意義を見失ふの缺點を有するのである。

畢竟するに、理性的人間も人間の特長たる理性の一面を強調して、人間の研究に著しい進展を見せたことはまことに驚歎すべきものがあるにも拘らず、現代人の生活指導の原理としての力を失ひつゝあるのは、人間の他の重要な一面を脱逸してゐる故であらう。宗教的人間の見方は、それが世界主義に陥つたり、現實の地上生活から離れたところに、近世に於ける指導力を喪失した原因が認められたのであるが、觀念主義・合理主義・理想主義の一聯の思想體系が、同じやうに人間の具體的な生活を理解し指導することが不能となりつゝあるのは、それが抽象的であつて人間生活から飛躍し遊離した故であらう。則ちこれ等の思想的背景の上に築かれた人間教育の理論や、人間學校の設備が、今や到るところで訂正を要求せられてゐるはまことに當然のことである。

#### 四、自然的生活

人間が自然物と同様であるとする見方は、ギリシヤ時代以來西洋に存続したのであるが、それが非常に發達して來たのは近世になつてからのことである。即ち自然科学が發達するに至つてよりそれに伴つて、自然的人間の見方が發達してきた。従つて、自然科学を有したる西洋人の人間の見方は、自然的人間の見方を有するを以てその特色とし、それは西洋獨特のものであるといひ得る。

今日でも西洋の學問及び文化の特徴は自然科学的である點にあると思はれる。近世の西洋人が自然科学を

発見したことは、永い人類の歴史から見て誇るに足る功績であらう。この自然科学の威力によつて、億數千萬に過ぎざるヨーロッパ人が、十億に餘る東洋人をその支配下に置くことが出来たのである。西洋人が彼等の生活秩序を自然科学的なものに求めるのも、まことに尤もなことであると思はれる。

ペーコンが新しい科學の方向を示してから、ペーコン派の教育が唱道せられるに至り、實學教育といふのが勃興してきた。これは人間を彼等の實際生活に役立つやうに教育して行くことを目的としてゐる。ば實際生活とは如何なるものであるか。それには自然的人間の見方が背景をなしてゐる。即ち自然科学人間を見ると動物と異なるところがなく、種族の保存、慾望の満足、自己完成等に就きては、人間も他の同じであるといふのである。人間は他の動物と同様に、自己保存や種族保存の衝動を有するが故に、生活とはこれ等を充足する生活の謂であると見るのである。

例へばフランスのド・ラ・メトリーはその著「人間機械論」に於いて、人間は自然物と同じであるとそれは一種の機械であつて、機械の中にて最精巧に製作せられたる時計の如きものであるといひ、時計く直すことを知つてゐる優秀な技術者は時計屋であるが如く、人間を最よく知つてゐて人間といふ時計すことのできるものは醫師である。(ド・ラ・メトリーは醫師であつた)教育といふからくりも醫師でればなし得ないものであると述べ、人間といふ機械は巧妙にできてゐるが、時々制動の具合の不良なるがあつて懶ける。世の中には人間は機械に非ずといふ人があるかも知れないが、しかし丁度時計に油がた時に油を差すと具合よく廻るやうに、人間もアルコールを差すとすぐ調子が善くなつてくる。人間とは本質的に異つたものではないと論じてゐる。

それよりラマルクやダーウイン等の如き人々が更に科學的研究を進めて、ますます人間が動物と同じ

ることを證明するに至り、この學説が全世界に普及せられたのである。ダーウインは「種の起源」を著生物の進化の立場から「人間の由來」を書いた。しかし流石のダーウインもその生存中にはこれを發表かつた。當時イギリスに於いてはキリスト教が盛んであつたから社會の反對を受けることを怖れたが故る。彼の死後に至つて始めてその弟子等が公刊したのである。彼の友人ハックスレーはこのダーウインの鼓吹に努め、特に教育上に自然科学的教科を導入するに就いては、非常に功績があつたのである。ト・スペンサーの如きも亦たこの主義に共鳴して、その立場から「教育學」を著した。

此の如く自然的人間の見方が次第に旺盛となり、その學説が體系づけられるに至ると、教育上に於いて自然主義教育説が盛大になつてきた。これは既にラトケやコメニウス等によつて研究されてきたが、スペンサーに至つて教育學として體系づけられた。我國に於いても明治初年に翻譯せられて、我教育界に大影響を與へたのである。

スペンサーの教育學によれば、教育は人間を造ることである。人間が人間になることである。而してなるとは「よき動物になること」であるといつてゐる。然らば、如何にしてよき動物たり得るかとのに對して、彼は知育論・體育論・訓育論の三段に就いて論じてゐる。要するに、我々の有する自然的に十分に發展せしむるやうに、兒童を育て、行くべきであると述べてゐる。結局、教育は各自の日常生活足して幸福ならしめようとするものであつて、それがために必要な身體的鍛鍊の重要性を説き、科學的の教養を強調してゐる。この點は在來の西洋の教育に對して貢獻するところが多大であつたのである。

しかし人間が此の如くに教養される目的が、自己の幸福といふこと、廣くは、種族の保存といふき、動物一般と何等異るところなきものに終つてゐること、従つてそれが個人主義に墮してゐる點等は

くまで賛成し能はざるものがある。

自然的人間の見方が人間の有する自然性に着眼し、これを強調してきたことは貴重な業績である。さりながらそれを強調するあまりに、全的に人間を自然物と見るのは行き過ぎである。人間が肉體を有する限り、生物學的考察や醫學的考察も必要ではあるが、そのみでは結局人間の一面的理解に止まるのであつて、人間の生活が慾望の充足に終始するとみるならば、それも偏見たることを免れ得ないのである。人間の生活には宗教的生活や、理性的生活も亦た重要な部分を占めてゐる。自分の信仰のために生命を賭した人々の如何に莫大な數に上つてゐるか、そして彼等が常に如何に尊敬せられてゐるかを見ても知られる。それを無視して、人間を人間にまで教育することが、單に動物的な生活を中心とする生活學校や、實驗學校に終ることがあるならば、それは人間を動物に墮落させたものといふべきであらう。

大體、自然主義教育の立論の根據は、人間の生活の眞實な地盤からでなく、動物の研究から出發して、これを人間にまで類推してゐる場合が非常に多いのである。

そこに、自然的人間學が、學問としても、實證の方法に於いて過誤を犯してゐるものがあるのではなからうか。我々は實證主義的、自然主義的な研究に對して、深甚なる敬意を表するに躊躇するものではないが、しかしながら、これが、人間の理解や、教育原理などの出發點であると見ることは、到底できないのである。

## 五、社會的生活

自然的人間の見方から更に進んで、日常生活が重視せられて來たが、我々の日常生活は複雑を極めて、他

人と關係なしに營まれるものではない。特に近代人の關心の中心である經濟生活を見るに、決して一方的に自己の都合のみで行はれるものでないことが明かである。それは自己と他人との遺り取りの關係に在るもの、即ち自己と他人との相互關係の上のみ行はれる。乃ち人間が個人として孤立して存在するものではなく、他人との關係に於いて存在するもの、換言すれば社會的存在であるとの見方が生ずるのである。

この見方は十九世紀以來、經濟生活の發展に伴つて起つたといひ得る。即ち在來の人間の研究は、或個人の思考作用や肉體の構造、或ひは行爲の動機などに就いて探究が行はれて居たが、人間の實生活に就いて見るに、人間が行爲する時には實にその人一個人としての行爲には非ることを知るやうになつた。例へばパン屋の主人がパンを焼く場合に、パンを製造するのはその主人であるが、これはその主人の趣味や道樂によつて行はれるのではない。主人を動かしてパン焼きをなすむる根柢には、パンを買ふ人、社會の購買力の如きものが關聯してゐる。若しそれ等を勘定に入れなかつたならば、パン屋の生活は一日として營まれるものではない。即ち經濟生活に於いては、常に社會と關聯を保たざるべからざることを如實に知られてきたのである。それより以前には、たとへ人間の見方に於いて他人と關聯する點を認めるものがありとするも、それは自己を中心とした市民的なものであつたと見れば見られるのである。

ギリシヤの昔より人間は社會的動物であるといつて居るが、要するに自分の利益のために他人と關聯するといふ意味である。プラトンがその「國家篇」で國家の起原に就いて述べてゐるのによれば、その大體を知ることができるのである。彼は「我々は多くの缺乏を持つて居り、その缺乏を補ふために他の多くの人々を必要とするのである。或人は或目的のために扶助者となり、また他の者は他の目的のために扶助者となる。而してこれ等の相手や扶助者が、共に一つの住み場所に相集まる時、その場所に住む者の團體をば國家と名

づけるのである」といつてゐる。故に社會とは自分の缺乏を補ふために集まつた人々の集團をいふのであつて、その中心となるものは自己である。従つて、社會正義は社會指導者の利益の謂であるとさへいつてゐる。

此の如き考へ方は、西洋に於ける人間の見方の長い傳統的な信條となつてゐて、十八世紀に至つて社會は個人がその利益のために契約によつて集團したものである、と論ずるに至つたのも同様の思想によるのである。かやうに自己の利益を中心として集團する個人が市民であり、その集團が市民社會である。従つて市民的な考へ方をして居る時代の學問は、一般に個人主義的であるといふ根本的性格を有して居る。例へば、合理主義の哲學、觀念論の哲學に於いて社會を論ずるとも、それは畢竟するに、自己の理性的な思考が共通性を有するとか、自分の觀念の中に社會といふ觀念を有するとかといふ點から論ずるのである。しかし社會は決して客觀的な具體的存在を有するものに非ず、自己の觀念の説明をしてゐるに過ぎないのである。或ひは契約による社會を説くとするも、或ひは共同社會を説くとするも、人間の結合關係といふ見地からのみ社會を考へるものは、結局、自己の利益が中心であり、社會を寧ろ自己の手段と見るか、乃至は自己に吸收せらるべきものと見るかに於いて、原子論的個人主義、主觀主義たるを免れないのである。

またプラトンは「外國にも種々な不思議な國家や社會があるが、それは結局、そこに住む人間の思想が異なることによつて相違があるのである」といつて居る。しかしかやうに社會や國家に居る人々の思想が生ずる理由は那邊にあるか？ その點が重大な問題であるが、單に思想が違ふからといふ點に留まつて居るのは、プラトンの觀念論から來る影響であらうと思ふ。

デカルトは「我思ふ故に我在り」といふ近世合理主義の命題を提出した。これは主觀主義、個人主義の基本的な考へ方である。「我思ふ故に我在り」といふ命題から出發すれば社會も國家も悉く自己の思惟に吸收

せられてしまふであらう。従つて社會と國家の區別もなくなり、國家は社會の一延長であり、根本に於いて同一なものであると見られるに至るのである。明治以來の我國に於ける國家に關する學説が、かやうな西洋の學説によつて累はされたことも多かつたのである。

しかし社會、國家と唱へられるものが、それほど主觀的な自己に解消し得るであらうか？ 我々の思惟のみによつて社會や國家を生ずるといふ考へ方も、確かに一部の適用性を有するではあらう、しかし悉くのものが然りとはいふこと能はざるものである。寧ろ思惟する自己は、思惟する以前にその團體や國家の中に成長してきたものであると見るを得るのである。思惟する以前の自己を考へよ。日本人にならうと考へて生まれたものは一人もない筈であり、女にならうと考へて生まれたものも一人もない。然るに、日本人であるが故に日本的な考へ方をする、女に生まれて來たが故に女らしい行爲をする。而も日本人であることは、單に現在の我々の風俗習慣に適應して生活するのみならず、過去の言語、宗教・風習等の傳統の中に生きることである。それ等から離脱して論理的な世界にのみ生活してゐる人は一人もない筈である。

然らば、人間は思惟する以前に國家、社會に生まれ、それに育てられてきたものと考へざるを得ない。即ち「存在は思惟を決定する」とも考へられる。茲に社會の存在理論が新しい姿に於いて考へられざるべからざるに至つたのである。而も西洋ではその根據を經濟生活の發展といふ點から考へてきた結果、唯物論的に辯證せられるやうになり、マルクス主義の擡頭となつたのは周知のことに屬してゐる。マルクスは人間の存在は思惟によつて決定されるのではなく、經濟的生產關係によつて決定されるとの考へ方より、所謂階級的存在が人間の根據であるとすする人間の見方を採るに至つたのである。

市民的な觀念論や唯物論を奉ずる社會學者が社會を論ずる場合に、彼等は單に主觀的、觀念的な人間の關

係として社會を見るが、此の如き社會は客觀性、歴史性を有せずして、たゞ自己の關心の場たるに過ぎない。然るに具體的な社會存在は國家主權の保護に俟つものであり、歴史を有するものでなければならぬ。従つて社會が存在性を確保し、歴史化せらるゝのは國家に於いてなされるのである。故に此の如き社會概念はそれ自身が存在理由を有せざる所に缺陷を存してゐる。されば、教育上の社會學校なるものは、要するに利己主義の亡者を養成する機關たるを免れなかつた。階級主義の理論に於ても、その根本が利害觀念を中心としたものなる點に於いては自由主義と異なるものでもなく、寧ろ之に一步を進めたものともいひ得る。即ち自由主義者は自己の力によつて社會を自己に吸収せんとする英雄主義的色彩すら有するが、階級主義は階級的集團の力によつて自利を圖り、英雄主義を否定する。それと同時に陰險なる暗黒主義を採つてゐる。加之、生産關係によつて人間を見ると稱しながら、その説く所は分配に主力を注いで分配の公平を期するため闘争を手段とする。然るに、生産は闘争によつて營まれるのではない。それは市民的社會主義を攻撃しながら己自らは尙且つ市民的社會主義の延長線上に在ることを示してゐる。故に階級主義教育は教育界を腐敗せしめ、教育を根柢から破壊して、その弊害の如何に甚だしいかは我々の記憶になほいまだ新なる所であらう。

惟ふに、社會的人間の見方が個人的な見方に對して正しき人間理解に一步を進め、漸く人間生活の地盤に立つて人間の研究に志したことは多とすべきであり、そのために社會的教育學が提唱せられ、社會學校の企圖が世界各國に試みられたことも一大進歩と稱すべきであらう。しかし社會理論が未だ十分なものでない所に、現代の大なる苦惱があるともいひ得るのである。殊に抽象的な社會主義理論が現代の人間生活の事實と游離してゐることは生活事實の證明する所である。即ち具體的な人間は民族、或ひは國家としての生活を營

んで居り、マルクス主義に立脚して新しい生活秩序を世界に誇らんとしたソヴェット・ロシアすら、將に民族主義、國家主義に轉向せんとして居るとすれば、その他の各國の動向が如何なる方向に進まんとするかは自明のことである。その理由は、彼等西洋の學者が人間をあまりに理性的、觀念的にのみ見て、地縁、血縁、歴史を有するものとしての具體的な人間に眼を覆うてゐたからである。人間は觀念の世界に住むと共に實際地上に住むものである。乃ち神と人間、統治と人民、土地と人間、血と歴史の如きものが、凡て綜合統一せられて考へられねばならない。たゞ單にこれ等の神や主權や血縁や風土を離れて、慾望、利益等からのみ人間を見ることは、軸象的に非ずして何であらうか。正しい人間の理解には、この點にまで視線を透徹せしめて考へられねばならない。

## 六、國家的生活

社會的な人間の見方が、孤立的、要素的な人間の見方より一步進んで居ることは、何人も認めるところである。しかしこの社會的人間の見方は、人間と人間との關係をのみ見たのであるが、人間は常に他の人間と交渉を有するのみでなく、更に自然とも交渉關係する。故に人間と自然との關係が抽象化されたる社會的人間の見方は、何としても具體的な人間の見方であるとはいひ得ない。

人間は、その思想感情に於いても、趣味嗜好に於いても、自然の影響を受けるのは勿論のことである。殊に生活上の生産は人間と自然との共同の上のみ成り立つものであつて、自然なくして米一粒だに生産し能はない。従つて、自然に即して人間の生産は限定され、生活の様式も規制される。ギリシヤやローマの如く大理石を豊富に産出する所では大理石の建築や彫刻が盛に行はれ、我國の如く木材に富んでゐる所では木造

建築や木彫が盛となる。文化は自然と人間との共同によつて創造される。故に自然の相違する所に住む人間の文化には自ら差違を生ずるは當然のことである。従つて、人間と自然との關係に於いて人間を理解することは、更に具體的な見方であらねばならない。然るに社會的な見方には精神的關係を説くに止まつて、風土的な見方に缺けてゐる。風土と人間との關係を説くことは必要不可欠であり、同時にそれにも増して政治と人間との關係を吟味することは、人間研究の上に緊急不可欠の要件である。これを缺かすれば一面的な人間觀に陥るのである。何故ならば、人間は人間と自然、人間相互の關係を有するのみならず、實に歴史的存在である。而して歴史は國家と共に始まり、政治的主體を有せざる人間集團の推移變遷は自然的變化にして、これを歴史とは呼び得ないからである。

如何なる社會學者も、社會の根本的な形態として家族を説いてゐる。家族と稱する以上は男女夫婦のみに止まらず、夫婦あればその親あり子もある。親子の關係は契約に非ず、平等な者の集團にも非ず。これを平等な者の契約による集團なりと見るルソーの見解の如きは、事實を歪曲したる考へ方であると思はれる。親子の關係が家族成立の根本なりとすれば、家族は單なる性的關係の集團ではなく、養ひ育てる關係に在るものである。養ひ育てる關係は道德的な存在である。そこには親子の血縁が存すると共に、それに即してそれを道德化するもの、換言すれば教が存在する。教には家族を成立せしむる根本となるものであり、親はこれに則つて子を育て、子はこれによつて親に順ふものである。此の如き教は家族自體から起るものではなく、國家に根源を有するのである。

プラトンが「民衆國家に行つてみ給へ。彼等は自由は我國の光榮であり、そして生來の自由人は民衆政治の國にのみ生活し得るのだ」といひ、更に「かういふ國では先生は生徒を恐れて機嫌をとり、生徒は先生を

輕蔑してこれを監督する。青年と老人との關係もこれと同一である」との意味を述べてゐる。此の如き風習は全く政治の關係より來るのである。一家の生活も、社會に於ける平等な人間と人間との關係も、悉く政治と無關係にはあり得ないのである。然るに人間を理解する上に政治を度外視すること、若くはこれを偶然的なものとするのは大なる過誤であると思はれる。人間を理解する上には、土地、政治、血縁の綜合的な生成の關係、即ち歴史に於いて見て行くことが根本的な問題ではあるまいか。そこには社會的な人間の見方から、國家的な人間の見方へと進まざるべからざる理由があるのである。

國家は土地と人民と主權とから成るとすることは、西洋に於いて往古からの見方である。それは人間の見方に於いて一步具體的ではあるが、なほ未だ要素的、抽象的たるを免れない。國家は更に右の三要素が、國家の中の政治的主體に於いて統一せられ、歴史的主體として統合せられたものでなければならぬ。かくてこそ國家的に人間を見ることが、一層具體的なものであるといはれる。

乃ち人間たることは國民たることであり、人間を、人間にまで教育するとは、國民を育成することであるといふべきである。哲學學校・文法學校・生活學校・社會學校の歴史をたどり來つた西洋の教育が、今漸くにして國民學校・政治教育・國民教育へと轉向してゐる理由がそこにあるのである。

人間の生活は國家生活に於いて最も具體的なものであるとしても、その國家が彼等のいふ如く、土地・人民・主權の偶然的結合によつて構成され、或ひは方便的に存在するが如きものである以上、なほ未だ完全なものではない。この三者を一貫したものなるべく、その内に於ける生活が、宗教的・理性的・經濟的、その他一切の文化生活と矛盾する如き構造にある國家であつてはならない。此の如き三者の結合に依つて成る國家は、歴史の主體たり得ず、同時に人間の生命の根據とはなり得ない。その意味に於いて國家の意義も種々



あつて必ずしも一樣ではない。しかし吾人は日本皇國の意義を検することによりて、これ等地上の諸國家の中に於いて、我日本皇國が最勝れたるものであることを知るとともに、我々の國民教育が、如何に世界性を有するものであるかを、知ることができると思ふ。

### 第三章 皇道具現の日本教育

人間の理解が次第に具體的となるに伴ひ、個人的より社會的へ、社會的より國家的へと進んできた。今や國家とは何ぞや？ といふ問題に直面したのである。國家の意味に就いて種々異つた考へがある。

プラトンは「國家とは人間が必要といふことの爲に、一定の土地の上に集合して或統治形態を持つてゐる集團であり、従つて國家の眞の創造者は個人の慾望を充足せしむることであつて、所謂必要である」と考へるが故に、如何なる場合にも統治形態を表明した法は、誰かの利益を意味してゐることになる。彼は、國家は土地・人民・主權の三要素を偶然的に若くは方便的に配合したものであつて、その配合の仕方によつて貴族政治・寡頭政治・民主政治・專制政治等の別が行はれ、例へば、民主政治の國家から見れば、主權の如きは人民のための利益を擁護する一の機關となる譯であるし、專制政治の國家から見れば、土地や人民は悉く主權者の私有物であり、その財たるを免れないとする。如何なる形態の政治が行はれようとも、國家の創造者が慾望であり、利益であるとする國家觀からは、統治されるものと統治するもの、及び被治者相互間にも利益の抗争が起るのは自然の數である。それ故にこそ、世界各國の歴史が治亂興亡の跡を示してゐて、セント・オーガスチンが、國家は兄弟殺戮する修羅場であるといふのは、ギリシヤやローマの歴史的事實を見て發した眞の叫びであらう。しかしながら此の如き必要性から、三要素が偶然的に結び着けられた國家が、人間の生命の根據だとすれば、人間ほど淺ましいものはあるまい。此の如き國家は動物的集團にして、そこに

は自然的推移はありとするも歴史は成立しないのである。世界の哲人や聖人と稱せらるゝ人々、眞に人間性に目醒めた人々が、かやうな淺ましい人間生活に満足する筈はないのである。ギリシヤの哲人プラトンは、すべての人間的生存を支配する最包括的な形相としての國家は、かく淺ましいものではなく、須く哲人によつて統治されるものなければならぬとしてゐる。

哲人の統治といふのは「天の模型を模倣するところの技術家によつて形成される國家」であり、神意と君主と人民とを一貫した道理による政治の意味である。孔子は聖王の統治を以て人間の理想的生活の状態なりとしてゐる。聖王の治とは天・地・人の三才を貫く道理によつて政治することを理想とする、所謂王道政治である。即ち土地と人民と主權とが偶然的、對立的なものでなく、三者が合一したものである。所謂王道政治的なるものであるとした。この考へ方が偶然的な三要素の結合された國家觀よりも勝れたものであることは萬人の能く首肯し得るところである。しかしプラトンもその七十年の生涯に於いてこれを試みるも果し得なかつたし、孔子も陳蔡の野に苦しみながらも亦た實現し得なかつた。

然るに哲人の政治といひ聖王の治といふものは、何れも三要素の道德的・哲學的な理性一貫の道を求めたのであるが、人間は單なる理性的のみの存在ではなく、また道德的のみの存在でもない。人間は理性的であり道德的であると同時に、自然的であり宗教的であるから、哲人政治や聖王の治のみではなほ未だ足りない點がある故に三者が宗教的に一貫され、血縁的に親子たるものが人間生活の眞實なる姿として最望ましいものでなければならぬ。我日本皇國とは正にこれ等を包みこれ等を止揚した國家を意味して居る。

皇國とは單に日本といふ土地に名づけた地域的名稱にして、そこには外國と同様な國家が存在すると考へてはならない。外國に於いては、國家生活とは三要素の偶然的結合による生活であり、その最高の理想と

しては哲學的・道德的な國家が翹望されて居る。しかし皇國では更にこれ等を止揚したのである。皇國とは天皇が治らしめし給ふ國であることを示すと共に、國土と人民と主權との三者が血縁的に結ばれてゐることを意味する。天皇と人民とは親子の關係であつて「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ」とは、列聖の教旨である。

國土は天ツ神の生み給ふところであり、人民と同胞であるが故に、人民と國土とは共に無窮の皇運を扶翼し奉るのである。そこに文化の創造と生産とが營まれるのである。歴史は國體を基として生成し建設する過程である。我々の祖先は我々を生む神であるが故に氏神として尊敬され、土地は我々に共同して生産するが故に産土神として祭られ、而も氏神も産土神も我々の生活に於いては同様なものとして考へられてゐる。これ等の神々は悉く皇祖の臣子として始めは神の威力を増すのである。古語拾遺に「天照大神は惟れ祖、惟れ宗、尊きこと二無く、自餘の諸神は乃ち子、乃ち臣、孰れか能く敢て抗らへん」と述べてゐる所以である。

故に我皇國に於いては、敬神と國家生活とは一體不可分であつて、外國に於いて所謂「神のものは神に、カイゼルのはカイゼルに返せ」といへる如き二重生活、矛盾の生活は全然ないのである。ヴィルマンのいふ所の神の國と祖國とは我國民生活に於ては一體となつてゐる。敬神と國家生活とが一體であるが故に我國を神國ともいふ。北畠親房が神皇正統記に「大日本ハ神國也。天祖始メテ基ヲ開キ、日神長ク統ヲ傳ヘ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ。此故ニ神國ト云也」といつて居るのは、我國の本質を説き得て餘す所なしといふべきである。國土と人民とが天祖天ツ神によつて生み出され、神の御裔の天皇即ち現御神によつて統治される國こそ神國である。本居宣長は直隕靈に「皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照大御神の、御生坐る大御國にして、(中略)千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましまし

て、天つ神の御心を大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國と、平けく所知看しける大御國になもありければ「神國といふのである」と述べて居る。神と主權と人民と國土との融合統一は皇國に於いてのみよく實現され得るのである。茲に皇國が哲人國家や王道國家以上のものであることがよく知られる。それ故にこそ皇運は無窮であり金匱無缺であるのである。

國土と人民とは天皇の御統治の下にその生命の意義を見出だし得、天皇は國を家とし、民を子として育成せられ給ふのである。而して國を家とし給ふのは天皇の他にはなく、天皇の他に國家はなく、國家とは天皇の御事である。皇國にあつては、自然と人間とは悉く天皇御統治の下にあつてその生命を伸ばし得るのである。御稜威は正に萬物を生育せしめ給ふものであり、従つて天皇の治は萬物の生命を生命たらしめ給ふものであるといひ得るのである。

生育するとは生み育てること、育てるとは教へることである。教へ育てることはたゞ禽獸草木の生命と異なる所である。君臣の道は自然的愛を超越し、萬民を子とし一君を父とする。君臣あつて父子あり、夫婦あり、長幼あり、師弟あるに至るのである。伊藤仁齋の「人とは何ぞや。君臣なり。父子なり。夫婦なり。昆弟なり。朋友なり」といふのはこの謂であらう。そこには禽獸草木に通ずる自然の愛を有しながら、それを慈愛に轉じ、これに感恩奉謝の念が加はつて、始めて人倫の道が生ずるのである。この道を修練することによつて生成發展はいよいよその力を増して來るのであつて、茲に歴史が展開して來る。生成發展は對立や相剋から生ずるのではない。

然るにホッブスは「人間の慾望は先づ第一に征服しあふものである」といつて居る。これがギリシヤ以來の西洋人の慾望本位の國家觀から來た人間の見方であり、政治の指導原現である。しかし慾望による相剋は、

分配の爭奪ではあつても生産の原理ではない。生産は正に和の上のみ營まれ、一粒の米、一顆の果實すら自然の有する生命と人間の力との和の結果に非るものはない。實に和は天下の達道であつて、天地位し萬物育する根本であるこの天地の大徳を以て國をなすが故に皇國を大和の國といひ、聖德太子は憲法第一條に「和を以て貴しとなす」と仰せられたのであると思ふ。

皇國に於ては、自然と人民と主權とが融合して一體となつて居るのみならず、神と人間、人間と自然との合一がある。故に自然も人間の征服し利用すべき對象ではなく、共に相和し相扶けて、それぞれ皇國の彌榮に貢獻すべきものである。故に皇國に於ては、有らゆる人間の見方が綜合せられ止揚せられて居て、人間たることゝ國民たることゝは同一である。そこには生と治と教とが一體となつて居る。この三者の一體たることに於いてこそ、國家生活が即ち人間生活であり得るのであつて、かゝる意味の國家にして始めて、人間の生の根據となり、文化の母胎たることができると思ふのである。

### 一、道徳と教育

「道徳は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらず」といふ如く、道は人間の存在する在り方である。然るに人間は國家に於けるもの、即ち國民として存在するが故に、道は國家の在り方であるともいひ得る。プラトンは「人間の性質が異なるに従つて種々の國家が造られる。國家が異なることによつて、法律も、政治も、道徳も、經濟も、教育も、各々異なるものである」といふ意味を述べて居るが、それ等の種々の國家形態にも増して、我國の在り方の遙に勝れたものであることは、既に前に述べた所である。

我國の在り方、即ち道に就いて、太安萬侶が元明天皇に奉つた古事記の上表文に「乾坤初めて分れて、參

神造化の首たり。陰陽こゝに開きて、二靈群品の祖たり」といひ、「元始は綿邈なれども、先聖によりて神を生み人を立てたまひし世を察む」と述べてゐるが、本居宣長も『そも此道は、いかなる道ぞと尋ねるに、天地のおのづからなる道にもあらず。人の作れる道にもあらず。此道はしも、可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大・神祖伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたまひ、傳へ賜ふ道なり。故是故神の道とは申すぞかし』といつて居る。要するに、國土と人民と君主とが同じ神から生まれ、その上に國が成立し、君主は人民の大宗であり、皇位は萬民の歸一し奉るところとなつてゐることを示したものである。

周易の繫辭下に「天地之大徳曰生。聖人之大寶曰位。」とあるのは、正しく我天皇の御徳を表示したものといふことができる。即ち天地の大徳たる生を君徳とせられるが故に、天皇は人民の親であらせられ皇位は聖人の大寶として萬世一系に御繼承あらせられるのである。茲に生は治と一如となり、天皇の御統治は天地生育の意を本とせられるが故に、生成の大徳の根元たる祖を崇び、生成されたる蒼生を愛撫せられるのである。

太安萬侶が「夢に覺りて神祇を敬ひたまふ、この故に賢き后と稱へ、烟を望みて黎元を撫でたまふ、今に聖の帝と傳ふ」といつて、列聖の御徳を讃へて居るが、かゝる御聖徳は皇祖の生徳に發し給ふ御稜威である。生む者は育てる者であり、育てることは自ら行することである。一切のものを生育することは、靜慮や靜觀によつてはなし得ない。正に行することである。故に我國の神は崇拜の對象となるのみならず、自ら崇拜する神である。外國の諸宗教に於ける神はたゞ他から崇拜せられ祭られるのみである。このことは古事記や日本書記に詳かに説かれてゐる。我國の神が世界に並びなき御徳を具有すると共に、御歴代の天皇も亦た

萬邦無比の御方にして現人神であらせられる。そして神々や列聖は我々を生育し給ふ、即ち治ろしめすのである。天皇が人民を生育し給ふのは神々の御徳に應へ給ふためであるが、我々が子孫を養育するのは、天皇の御徳に應へ奉ることに他ならない。絶對唯一尊貴至嚴なる天皇が、親しく神を祭り給ひ民を愛撫せらるゝことは、我々人民が共に天皇に隨順し奉り、忠良なる子孫を教育すべき任務を、如實に示させらるゝものと拜すべきである。

要するに我國の在り方は、生成の御徳を以て天ツ神が、君主と人民と國土とを生ませられ、神裔でお坐します天皇は萬世一系天壤と共に窮りなく治ろしめされ、國民は億兆心を一にして皇運を扶翼し奉ることに在る。この在り方は肇國以來の事實であり、古事記上表文にも「斯れ乃ち邦家の經緯にして、王化の鴻基なり」と記してゐる所であつて、これこそ我國の典教であり、風猷であり、道であるのである。

この道を修むるのが教であるから、道は教と一體にして不可分である。道とは國家存在在り方であり、教は道を以て規範とする。故に歴史的現實は本質的に倫理的であり、存在即當爲である。當爲を以て現實より隔離したものなりと思惟するのは、理性主義道徳學者の見解にして、彼等は如何なる現實にも常に理想を宿すことを忘れてゐる。これでは現實の人間生活は自然存在と何等異なる所なきものとなり、歴史も單なる變遷推移となつて、皇運扶翼の實踐たるものが理解し得なくなるのである。従つて彼等主觀主義道徳學者には、教の由つて來る根本が道であり、道とは國の在り方であることが十分に會得できないのである。しかし生成發展する具體的な國家に於いては、存在即當爲であり、道即教でなければならぬ。

太安萬侶が「古を稽へて以て風猷を既に類れたるに繩したまひ、今を照して以て典教を絶えむとするに補ひたまはずといふことなし」と述べてゐるのは、即ちこのことである。従つて道に基づいて教が立ち、教に

よつて學問も文化も發生するのである。そこに教學の意義があつて、學問も藝術も國家の使命を離れては存しない然るに純粹理性に従ふとか、絶對的學問が存するとか稱して、學問の自律性とか、文化の絶體性を主張する考へ方が行はれるものもあるが、これは西洋的な考へ方であつて、學問・文化が外國の國家からは獨立し得る可能性があるとしても、皇國の意義を體するものから見れば、それは無意味なものであるといふべきである。

或ひはまた、此の如き理論こそ理性の自律的性格を無視したものであり、獨斷的な歪曲されたものであり、却つて國家のためにも奉仕し得ないといふかも知れない。しかしかくいふところの議論は、前提として外國流の國家を豫想してゐるのである。皇國は天地萬象が、従つて我々自身が、依つて立つところの根本である。天地萬物を生成發展せしめることが御稜威の然らしむる處であると同時に、そこに我々の歴史的使命があるのである。その使命遂行のために學問も道德も藝術も發生するのである。元來、國家的、國民的な性格を有せざる文化が古往今來地上に存したことがあるであらうか。道から離れた學問は存する筈がない。この故に東洋では學問とは道を學ぶことであり、道を問ふことである。然るに西洋の科學は道を學ぶのでもなく道を問ふこともなく、たゞ事實の學問であるといふ者も或ひはあらう。しかし自然科學に於いて、事實を蒐集し實證する場合、その事實は悉く自然と人間とが作り出したものであつて、道を離れた事實はあり得ないのである。況して社會科學や人文科學に至つては、一として道を離れては存しない。

また我國の教學は、事實に立脚して實證を重んずると共に、矛盾撞着なき論理性を有するものでなければならぬ。然るに論理は世界共通な方法によるものであり、従つて學問は世界的であり、國家を超越するものではないかといふ議論も起るであらう。なるほど論理の形式は世界共通であり、その限りに於いて學問は

世界共通性を有するが、しかしその論理を充足する原理に至つては、必ずしも世界共通ではない。キリスト教の學問はキリストの教によつて充足され、儒教や佛教の學問は孔子や釋迦の教によつて證成され、合理主義・自由主義の學問は理性を唯一の準則としてゐる。此の如く學問は各々共通點を持つと共に、それぞれの特異性を具へてゐる。我國の間は根本に於いて、論理の由つて來る理由を我國の道によつて充足されてゐる。それが即ち道理である。道理とは單に論理的體系を有するといふ意ではなく、それが道と合一してゐることを意味する。道理とは論理と道との融合一致を意味してゐる。そのやうな學問であつて始めて、眞に我國の文化として誇り得ると共に、その中に世界性をもそなへたものといふことができる。

## 二、日本教育の意義

教育は人間を人間にすることであるとの定義から出發して、人間とは何ぞやの問題に遡り、人間とは國民であるとの結論に達した。然るに國民とは國家に於ける人間の意義であり、國家の中に生活することに於いて、人間たる生を全うするもの、換言すれば、國家の鴻基たる道によつて生活の指導原理を與へられて居る人間の義である。

西洋に於いては、中世期の一千年間キリストの教によつて兒童を育成して來たことは、西洋教育史の明示するところであり、現在もなら何等かの意味に於いて、キリストの教と關聯を有してゐる。然るに第十八世紀以來、合理主義の哲學思想や自然科學の發展に伴ひ、教育の方法を人間の現實的生活の事象に求めて自然科學的に研究し、その法則に則つて教育をなすに至つた。ところが方法は目的を規定するに至り、自然界の研究とその法則の發見とを旨とした學問が、人間を自然物と同一視するに至り、人間の教育は自然物の飼育

と同様であると説くに至つた。ラトケやコメニウス等の教育論から、最近のデューキの教育學等は、凡て斯かる前提から出發して相互に一脈の關聯を有し、所謂自然主義教育とか實證主義教育とか稱せられてゐる。理性主義の教育もこれ等と拮抗して起つてきた。その考へ方は、人間を動物と見るのではなく理性を有するものと考へ、その人間の理性が凡てを支配し得るとする。茲に於いて理性の發達と自然の理性化とを以て教育の任務とし、凡て他の干渉と教導とを排し、只管自己の完成と自律とを唱道する、自律主義・自由主義の教育論が行はれるに至つた。その意味に於いて、自然主義教育も、理性主義教育も、神から離れ神の教を必要とせざるに至つた。それが教育に於ける萬能主義であり、自己の發展を目指す開發主義ともなるが、一面には我儘主義、飼育主義となる可能性を胎してゐる。

然るに教育學陶冶することであるとすれば、自己發展や自律は陶冶の本義とは反對なものとなる。元來陶冶とは、主觀的なものを客觀的なものによつて規制することである。即ち教によつて自己を規制し育成することを意味して居る。その意味に於いて、正しき教を有せざる西洋教育學が、陶冶論に於いて行き詰りつゝあることは、嘗にリットが指摘してゐるのみならず、現代の世相がよく示してゐるところである。もしキリスト教によつて教育することが唯一の途であるとすれば、國家を超越した世界的教養のみが與へられることになるが、これが果して國家生活に於ける人々の教育上矛盾なしといひ得るであらうか。こゝに大なる疑問が存する。またソヴィエト・ロシアの如きはキリスト教を排撃して、別に共產主義理論を以て教育しつゝある現狀である。ドイツに於いても科學的教育・觀念主義教育・合理主義教育等が非難されつゝある。支那に於いても久しく儒教に従つて教育して來たが、中華民國となつてからは三民主義によつて教育した。それが不幸なる聯蘇容共となり抗日侮日となつて東亞の禍亂を導出したのである。三民主義が單に西洋思想の模

倣であり直譯であつて、自己の民族と風土とから發生したものではないからである。今や支那古來の思想を以てこれを修正しつゝあるのである。

教育は主觀を客觀によつて陶冶することであるとすると、客觀的な教が教育の中心問題とならねばならない。しかしその教が自己の國家地盤から發生したものでないために、却つて具體的な生活と矛盾を來し相剋を起すのである。故に教育も亦た困難な仕事である。乃ち西洋に於いても教育からキリスト教を分離しようとしたり、或は自然科學的な法則や合理主義的な教育理論から來る宇宙主義・人道主義の教育を排斥し是正すべきであるとする、時代の要求が起つてくるのであるが、これ等も理由あることである。

斯の如き行き詰りを打開する途は、自己の國の道によつて教育を行ふの餘儀なきに至つたのである。我國の教育は正にそのよき例證であらう。そして世界が求めつゝある教育の形態も亦た自ら如何なるものであるかを示唆してゐる譯であつて、日本教育が世界に有する地位と意義とは重大である。

「教育ニ關スル勅語」に「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられたやうに、我國の教育は「斯ノ道」に淵源してゐる。「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓」であつて「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたやうに、斯の道は神人一致・君民一體祖孫一貫の眞理であり、客觀的な道であつて、教の由つて來るところである。故に天皇は萬民の師でおはしますのである。我國の教育は父母の個人的意志や教師の恣意によつて行はれるべきものではない。本居宣長が「そもそも、道といふ物は上に行ひて、下へは上より敷き施し給ふものにこそあれ下たるもの、私に定め行ふものにあらず」といつてゐるのはこの意味に他ならない。故に家庭に於ける教育も、學校に於ける教育

も、社會に於ける教育も、皇國の道によつて行はねばならないのである。家に於ける教師は父母である。教へる父母は國の教によつて育成されて來た。實に家は單に夫婦の結合によつて成るものではなく、祖先より子孫への教の一貫に於ける血の連續である。それはまた國の教を行する道場であるともいひ得る。

我國の教育は皇國の道に淵源するが故に、教育するとは、この道を修練してこれに歸一することであらばならない。聖徳太子は憲法第二條に「人尤だ惡しきもの鮮し。能く教ふれば之に従ふ」と仰せられて居るが、よく教へるには教師自ら皇國の道に歸一し、自らこれを行することが肝要である。然らざれば「何を以てか枉れるを直さん」やである。實に育てることがは行することであつて、即ち教師としては教へることであり、生徒としては學ぶことである。教へることも道を修練することであり、學ぶことも道を學ぶことであつて、教學共に道を行することに於いて一體である。こゝに教師も生徒も道を行することに於いてその徳を一にしてゐる。この一貫の徳によつて始めて教育は可能であるといひ得る。故に教育は傳達であるとする、西洋の教育學者の考へ方は皮相の見解であつて、真相を把握したものとはいひ得ない。教育こそ道を修練することであり、各人これを「拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニ」することである。

### 三、教學の理念

我國の教育は國體の精華に淵源してゐる。昭和三年十一月十日即位禮當日「紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語」に「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられて居る。實に我國は上下感孚、君民一體の在り方をなしてゐる國柄である。これ

は世界各國にないところの特色であり美點である。それ故に「天地ト竝ヒ存スヘキ」ものである。

儒教に於いても理想的な國家は安泰であり、安泰な國家は永遠な國家である、といふやうに考へ、而もその在り方を地天泰と呼んでゐる。周易泰の卦には地天泰を☰☷乾下坤上として居る。☷は坤であつて陰であり臣であり女であり下である。☰は乾であつて陽であり君であり男であり上である。乾下坤上は、地が上に天が下にある象である。これを「泰は小往き大來る。吉にして亨る。則ち是れ天地交りて而して萬物通するなり。上下交りて而して其志同じきなり」と解されてゐる。小往き大來るとは、小即ち陰が上に向つて奉仕する姿にして、「兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉」する象とも拜される。大來るとは大即ち陽が下に向つて來る姿で「列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽」き相と拜される。乃ち泰の卦はまた「上下感孚シ君民體を一ニス」る象と拜される。而して吉にして亨る、即ち萬事濟ひ成るところの最安泰であり慶賀すべき相である。これらの形象で示される人間の在り方こそ所謂理想國であつて、此の如き國家には「君子の道長じ小人の道消ゆ」といはれる。上下感孚し君民一體たる和の國こそ、天地交り萬物通するが故に、天壤と共に窮りなく發展し生成するのである。我國に於いては肇國以來此の如き道を以て一貫してゐるが故に「天地ト竝ヒ存ス」るのであり、常住眞實なものである。我國體が無窮であるのは正しく無窮なるべき道理があるのである。

人生は有爲轉變であり、世間は虛假であるが、國體は唯一是眞であり常住眞實である。常住眞實なるものは歸依の對象であり、生死の本源である。本源に歸一し、永遠に眞實なるものを把握してこそ、人生の意義、人間の意味が體得される。乃ち人間を人間にまで育成する教育は、この天地と竝び存する常住眞實なる皇國の道に歸一し、これを修練し具現する以外には存しない。この道を修練することによつて育成されてこそ、人間としての永遠眞實なるものを得るのである。即ち我國教育の教授統合の根本原理は皇國の道であ

る。然らばこの道を修練するには如何なる方途によるべきであらうか。換言すれば、教授統合の内容は如何になさるべきかについて、畏くも 明治天皇は「教育ニ關スル勅語」に「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德業ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルソミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられてをる。

日本教育の使命は忠良なる臣民を造ることに在る。忠良なる臣民たることは天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることである。これは日本人の最大の任務にして萬行の基である。如何なる行爲もこの道から離れては善たることを得ない。聖徳太子は萬行の本は歸依にありと仰せられた。その歸依とは、現御神であらせられる天皇に歸依し奉ることである。そこに「兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ」と仰せられた日本道德の精華が發揚される。

而して皇運扶翼の實行の第一歩は、家庭に於ける父母に對する孝から始まる。忠臣は孝子の門より出づとは我國古來傳承するところである。忠孝一元で孝たるものが忠たる所以である。外國では忠たることと孝たることとは二元である。忠孝一元に統合せられてゐるのが我國本來の面目であり、實に國體の然らしむるところである。「教育ニ關スル勅語」に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルソミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられた通り、忠良の臣民たることは我々祖先の遺風を顯すことであり、また孝子たる所以である。日本人の親たる者は悉くその子弟が忠良なる臣民となることを切望熱願してやまない者ばかりである。この親の心を己の心として成長し修練することこそ、子たるもの第一の責務である。親に孝なるものは兄弟と一心同體となつて孝養に努むべきである。一家の和は家族の和によつて齎され和は一家繁

榮の基である。また夫婦相和して家業に務めねばならない。かうして一家和合の生活訓練によつて陶冶されると共に、社會に立つては朋友と和信すべきである。親子兄弟夫婦の和、孝、信はたゞ人倫の序によつて名稱を異にするのみで道は一である。

人間は孤立して生活するものに非ず、他と協同してこそ意義ある生活も營むを得るのである。「山鳥の鏡に向つてなき、雁の行をなして飛ぶ。皆友をおもふこゝろ也。佐保の河原の霧の中に、友まどはせる千鳥の、夕ぐれのことごとくこそ聞ゆれ」といはれる。禽獸にても然り、況んや人間に於いてをやである。凡そ友と交はるには友の道を忘れてはならない。それは隔てる心のないこと、相信することである。そのためには恭儉の徳を持すべきである。自ら驕慢を以て他を侮り蔑にしてはならない。恭儉の心は孚であり誠であつて、天地に通ずるところ、「誠ありて乃ち邦を化す」る所以である。これを心に持すれば慈仁の徳自ら溢れ、博愛衆に及ぼすに至るのである。

これらの諸徳の修養には、先づ自己が學問を修め、それを以て古今東西の事績、自然の理法、賢哲の言行に接して識見を養ひ、それぞれの業務に習熟して生産に従ふ實力を豊にし、國家社會のために有益なる事業を起し、國富國力を増進強化し、國憲國法を遵守して日常生活を充實するのが、眞に皇運扶翼の途である。固より一旦緩急ある國家非常の大事に際しては、身を惜まらず奉公獻身の赤誠を盡すべきであるが、それと共に平常心是道の通りに平生卑近の實地にも皇運扶翼の道を實踐して怠つてはならないのである。學を修め業を習ふのも臣民の道を實踐するためである。かくて日常生活をも斯の道に歸一するやうに、生徒兒童を育成することこそ我國教育の内容であらねばならない。

ブトンは理想國家を論じて「天の模型を模倣して、そこに或風習を持ち來して人間の形象の中に混入し調



和して、出来る限り神の風習に一致するやうな人間を造ることである」といつて居る。しかしこれは終にギリシヤでは實現し得なかつた。然るに我國の教育は、皇祖皇宗の御遺訓をそのままに實現することであり。惟神之道に違ふ所なくして今に至るところである。故に言を換へていへば祭政一致の實踐ともいひ得る。而してこの實踐が永遠なる寶祚の隆昌となる。故に政治と教育と教育との精神は一致すともいひ得る。而要するに、我國教育の使命は、天壤と共に窮まりなき皇運を扶翼し奉るべき忠良なる臣民を育成するところにあつて、眞實に具體的、統一的な人格の陶冶が完成され、現實に國民生活の充實が期せられるのである。

#### 四、日本教育の源流

凡そ教育といふ社會的事實は、これを發生的に考へる時、人類の社會生活とその起原を同じくすると推定される。人類社會生活の單元たる家族生活（夫婦、父子、兄弟）に於いては、先人（親）と後繼者（子）との間に最緊密且つ自然的なる感情、即ち愛によつて結び着く。親心の純粹なるものを以て、一切の功利を離れた愛護、啓蒙、指導の形に發現する、全的、包容的、犠牲的、現實的行動となる。則ちこれ原始的教育事象であり、これが絶對愛の形を探る場合は神の姿となる。彼の母親は育兒にとりては正に神として見られるのである。

母性愛の本質は本能的であるといはれる。従つて本能的である限り他の動物すらも屢々尊ぶべき母性愛を以て人間を感動せしめる。ロシアの文豪ツルゲーネフが耽溺した狩獵を廢した動機は何であつたか？ 林間の小鳥の巢を覗つた獵犬に對して、母鳥が雛鳥を護らんがために猛然と襲ひかゝつた事實によつて、その忘我の母性愛の神祕と尊嚴とに撲たれた故である。その母性愛も本能的たるに止まる以上は、動物的盲目愛に

陥り易い。これが人間的理性愛に昇華されて始めて神の姿と見るを得る。「幼者の保護教養のために神は自らに代り自らに最近き母を遣したまへり」といはれる所以である。

日本女性には、具體的母性として、他國の女性の到底追隨し企及すべくもなき尊き實がある。それは何か？ 曰く忍従、犠牲である。一生を自己否定の中に、親に夫にその子にその孫に、歸一移入して来たところに、絶對隨順の日本精神を體現したものである。蔭膳を据ゑることもこの隨順の徳を發揮すると共に、神聖なる敬愛の行であつて、誠に美はしき日本女性の眞姿を仰ぎ見るべきではないか！ かくて教育は母性が子女を撫育する所に淵源を發する。殊に大血族國家、大家族國家たる我國では、右の源泉的心構へが擴充して一切の國家作用が生れ、世界無比の歴史と發展とを將來した。従つて教育は愛であるといひ得る。然らば日本の教育は、祖先及び親を敬愛し、子孫を慈み、社會同胞を愛して、特に凡てを愛撫し給ふ大君に對し奉り、一意専心、全心全身的に力の限りを盡し奉ることに、教導と躬行實踐とを行することによつて成立する。

更に福島政雄博士によれば「我國の古典によつて、上古に於ける日本民族の有様を考察すると、民族的理想は宏大無邊であつて、其生活の上に着々として實現せられた事實の、否定すべからざるを肯定すると共に、一面理想を裏切る深刻なる現實も亦た覆ふべからず」といひ、また「この民族は本來明々朗々の心境に住し、濃刺たる生命力を持ち、現實生活に深く立脚して、妄りに空想の世界を追はずと云ふ素質を有する。この素質が順現するとき其光明面を發揚し、逆現するとき暗黒面に墮する。この二面の葛藤は鮮に上古の歴史に伺ふことが出来、この間に外來文化に接し、しかもこの外來文化が大人格の出現によつて早く既に内面化せられ、茲に日本教育の源流は大人格を中心として其の永遠の流れの方向を決定するに至つた。其一大人格こそは聖德太子にましまし、太子の教化と精神とは日本教育の源をなす雄大深玄なる一大淵水たるの觀が

あるのである」といつてゐる。

天孫降臨を中心とする神代史は莊嚴なる平和の歴史である。諸冊二尊の國土經營以來流れてやまざる報本反始の精神の發現である。天孫降臨にあたり神鏡に關する神勅は、報本反始の精神を宣せられたるもので、教育の本源たる親心の發動である。古事記、日本書紀の神代卷を通じて、教育の根本たる親心の動きが貫いて居ることは注意すべきである。

日本が外國文化（儒教）に接してより後、文書のことには歸化人及び其子孫がこれに當つて居り、朝廷に於ける重臣と雖も無學文盲にして何等の自覺なく、權臣閥族と雖も傳統の力によるのみで大義名分を辨へず、歸化人の裔によつて傀儡の如くに取扱はれたるは察するに難くない。久米邦武博士によるに「是等歸化人は大倭の學識乏しきに投じ、前の阿直岐、王仁等と共に朝廷の文書財務を掌りて政要を握り、黒頭巾者として貴族を操り、漢氏は亦た蘇我氏の家政をも掌握するにいたれり」と指摘してゐる。應神天神の朝、阿直岐漢字を傳來してより約三百年を経過してさへも、日本人の間に文字學問の普してゐなかつたのは驚くべき怠慢である。この時に當りて佛教渡來に遭ひ、更に混沌に陥るべき筈であるが、茲に聖德太子が出現し給うて外國文化を攝取し、日本的自覺のもとに攝政として教化指導に當らせ給うたのである。太子の御事蹟の本質的考察すると自ら頭の下る思ひを禁じ得ないのである。太子攝政中に制定せられたる十七條憲法は、太子の攝受正法、捨身捨命の御精神の表現なりと拜し奉るのである。

##### 五、聖德太子十七條憲法（和の本質）

聖德太子の十七條憲法を次に謹記し奉らう。

一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふことなきを宗と爲す。人皆黨あり、亦達る者少し。是を以て或は君父に順はず、乍隣に違ふ。然れども上和らぎ下睦びて事を論ふに諧ひぬるときは則ち事理自ら通ふ。何事か成らざらむ。

二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。則ち四つの生れの終の歸、萬の國の極の宗なり。何れの世何れの人が是の法を貴ばざる。人尤だ惡しきもの鮮し。能く教ふるを以て従ひぬ。其れ三寶に歸りまつらば何を以てか枉れるを直さむ。

三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載す。四つの時恒り行き、萬の氣通ふを得。地天を覆はむとするときは則ち壞るゝことを致さむのみ。是を以て君言ふときは臣承り上行ふときは下靡く。故に詔を承けては必ず慎め。謹まずんば自敗れなむ。

四に曰く、群卿百寮禮を以て本とせよ。其れ民を治むるの本は要す禮に在り。禮上になきときは下齊らず下禮なきときは以て必ず罪あり。是を以て群臣禮あるときは位次亂れず、百姓禮あるときは國家自ら治まる。五に曰く、養を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辯へよ。其れ百姓の訟は一日に千事あり。一日すら尙爾るを、況んや歳を累ねてをや。頃訟を治むる者は利を得るを常となし、賄を見て讞を聴く、便ち財有るものゝ訟は石を以て水に投ぐるが如く、乏しき者の訟は水を以て石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民は則ち因る所を知らず、臣の道も亦焉に闕けぬ。

六に曰く、惡しきを懲らし善きを勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿すこと无く、惡を見ては必ず匡せ。其れ諂ひ詐く者は則ち國家を覆す利器たり、人民を統つ鋒劍たり。亦佞ましく媚ぶる者は、上に對しては則ち好みて下の過を説き、下に逢うては則ち上の失を誹謗る。それ此の如くば、人は皆君に忠なく民

に仁なし。これ大亂の本なり。

七に曰はく、人各任あり。掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任ずるときは頌音即ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。世に生れながら知ること少けれども、尅く念ひて聖と作る。事大小となく人を得て必ず治まる。時急緩となく賢に遇ひて自ら寛なり。此に因りて國家永く久しくして社稷危からず。故れ古の聖の王は官のために人を求む、人のために官を求めたまはず。

八に曰く、群卿百寮早く朝り曇く退れよ。公の事監靡し。終日にも盡し難し。是を以て遅く朝るときは急に速ばず、早く退るときは必ず事盡さず。

九に曰く、信は是れ義の本なり。事毎に信あれ。善き悪しき成りならず、要す信に在り。群臣共に信あるときは何事か成らざらむ。群臣信なければ前の事悉く敗る。

十に曰く、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心あり、心各々執ることあり。彼是とすれば則ち我は非、我是とすれば則ち彼非、我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ。是非の理詎んぞ能く定むべき。相共に賢愚なること鑽の端なきが如し。是を以て彼は瞋ると雖も還つて我失を恐れよ。我獨り得たりと雖も衆に従つて同じく擧へ。

十一に曰く、功過を明察にして、賞罰必ず當てよ。日者賞は功に於いてせず、罰は罪に於いてせず。事を執る群卿宜しく賞罰を明にすべし。

十二に曰く、國司、國造百姓に斂めとること勿れ。國に二君靡く、民に兩主なし。率土の兆民王を以て主となす。所任官は皆是れ王の臣なり。何んぞ敢て公の與に百姓に賦斂らむや。

十三に曰く、諸の任せる官者、同じく職掌を知れ。或は病し或は使し事を闕る有らむ。然れども知ること

を得るの日には和ふこと僧論の如くせよ。其れ與り開くこと非しといふを以て公務をな防ぎぞ。

十四に曰く、群臣百寮、嫉妬あること勿れ。才己に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳にして後乃し。賢に遇はしむれども千載にして以て一の聖を待つこと難し。それ聖賢を得ざるとき何を以てか國を治めむ。

十五に曰く、私に背いて公に向くは是れ臣の道なり。凡そ人私あれば必ず恨有り。憾み有るときは必ず同らず。同らざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾み起るときは則ち制に違ひ法を害る。故に初の章に云へらく上下和き諧へて、其れ亦た是の情なる歟。

十六に曰く、民を使ふに時を以てせるは古の良典なり。故れ冬の月には間有りて民を使ふべし。春より秋に至りては農桑の節なり。民を使ふべからず。其れ農らざれば何をか食はむ。桑ひせずは何をか服む。

十七に曰く、夫れ事は獨り斷むべからず。必ず衆を與に宜しく論ひすべし。少けき事は是輕し。必ずしも衆とすべからず。唯大なる事を論ひするに速んでは、若し失有らむことを疾ふ。故れ衆と相辯ふときは辭則ち理を得。

福島政雄博士によると「聖徳太子は大逆馬子を如何に取扱ひたまひしか。皇太子として攝政としての地位は、上天皇に對し下萬民の代表にたたせ、皇族の一人としては馬子はまさに仇敵である。馬子を討たんか。事は容易なるも、君臣相尅の世界の現出すべきを患ひ、「日本國教化の源は永遠に濁りゆくであらう。この間に太子の悩みはあらせられ、佛教研究を以て大乘精神に沈潜して「怨は怨によつて静まらず、怨は怨なきによつて静まる」とせられて忍辱の行として三十年の長きを馬子と共に政を取りたまうたのである。凡そ歴史を鑑みるに是非の論の存する處必ず争を生じ、争の生ずる處必ず流血をやまざるものがある。太子はこれを痛感し給ひて御身の生命裡に之を深省し給ひ、是非の理詎んぞよく定むべきと宣し、相争ふものゝ融和する

根本自覺をして凡夫の宗教的自覺を開顯し給ふたのである。故にこれは單なる馬子の問題ではなく、千萬世の末かけて日本國民の日常生活其のものを指導する力の根源たる所以が存するのである。これを要するに、日本教育の源流は奇しくも大陸文化との接觸の非常時に發し、國體に關する深刻なる問題を起生して非常なる危機に直面した際に、應神天皇の雄圖を達成し、更に聖德太子と云ふ大人格の、攝受正法捨身捨命の大精神によつて、日本國根本教化の第一步を踏み出され、山背大兄、石川萬呂の如きは、身を捨て、日本教化の人柱となつたのである。即ち後世の大義名分論の如きは源流を太子に發すといふべきである。

## 六、教育理想の變遷動搖

外國文化の接觸は常に自國文化の全部面にわたつて動搖を與へずにはゐないものであるが、我國の上代に於いて儒佛二教の傳來に當りては、深刻なる思想的混亂を來したが、また明治維新の變革が行はれてより、教育の理想の上にも大なる動搖變遷を見たのである。これ等のことに關して省察を下すことは最も緊要のことと屬してゐる。

まづ明治元年三月十四日、明治天皇には親ら京都御所の南殿に臨御し、天神地祇を祀り給ひて、公卿諸侯を參集せしめ給ひ、神前に誓はせ給ひたる五箇條の御誓文は、大化四年六月十九日、孝德天皇の皇太子中大兄皇子と共に群臣を率ゐ給ひて天神を大槻の樹下に祀り給ひ、神祇に盟ひ給ひたる故事に則らせ給へるものと拜される。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一、宮武一途庶ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

これに續いて次の御言葉がある。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

これは單に教育の事に關するのみに止まらないが、抑々教育は國の大事であつて國家施政の大方針に准據すべきは當然である。故に教育の理想も亦たこの五箇條の御誓文の中に拜し奉るべきである。

次いで明治元年九月十六日、皇學所と漢學所とが假設せられた。その規則の中に「國關を辨じ名分を正すべき事、漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事」を明示せられてゐる。これ即ち今日謂ふ所の皇道主義である。これは、五箇條の御誓文の第五項に「知識ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スヘシ」とある中の、皇型と照應したる精神である。

明治六年六月十五日の學校への達の中に、「蓋神典國典の要は皇道を尊み、國體を辨するにあり、乃ち皇國の目的學者の先務と謂ふべし」とあるによつても明かである。この要求は決して偏狹なる皇道主義ではなく、正々堂々たる主張である。同じ達の中に「漢土の孝悌彝倫の教治國平天下の道、西洋の格物窮理開化日新の學亦皆是斯道の在る所學校の宜しく講究採擇すべき所なり」といひ、また「如此なれば舊來の陋習を破り天地の公道に基き、知識を世界に求め大に皇基を振起するの御誓文の旨趣に不悖是乃ち大學校の規模なり」と述べてゐる。當時の大學校は、實際教育を行ふと共に教育行政を司つてゐた。以上の達は即ち當時の

政府の教育方針である。明治維新にはまづ神祇省を設け、後教部省と改め、教導職を置き、或三條の教憲を發布する等のがあつた。

- 一、散神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事
- 二、天理人道ヲ明カニスル事
- 三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルベキ事

これが三條の教憲と稱せらるゝものであつて、教導職の人民に對する説教、訓練、教化を行ふ所の根本信條たらしめた。

これらの事によつて見れば、何れも悉く皇道主義の理想であつて、本質的には最正鵠を得たるものであつた。然るにもしもこれが徹底的に行はれたならば、我國の徳育は正常なる發達を遂げて、後年の思想問題等の如きも起らざりしなるべく、また今日の如きほどの日本精神、皇道精神の高調も或ひは行はれざるべく、抑々また日本教育への反省も無用たるに了つたであらう。

明治五年八月の學制頒布を見るに及び、教育の理想は一擲せられて専ら英米の功利主義、個人主義に淵源せる實學主義の採用となつた。この重大なる轉換が一朝にして斷行せられたるは、物資文明を追ふことに餘りに急に失し、その吟味とその反省を考慮せず、此の如き重大なる過誤を犯したのである。

我等の特に注意すべきことは「何事にも知見を磨きて正確なる認識に基き、信じて行ふべき底に至らざる間は、凡ては砂上の樓閣の患がある」といふことに他ならない。

學制頒布被仰出書の冒頭に曰く「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め智を開きて才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學

に非ざれば能はず。是れ學校の設ある所以（中略）されば學問は身を立るの財本とも云ふべきものにして人たる者誰か學ばずして可ならんや。（中略）從來學校の設ありてより年を歴ること久しと雖、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事として農工商及婦女子に至つては之を度外に置き學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つる基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り究理虚説の途に陥り、其論高尚に似たりと雖之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず」と述べてゐる。

これを福澤諭吉先生の「學問の勸め」初篇の教育思想と比較するに、殆んど相異れる點を發見し難いのである。即ち曰く「人は生れながらにして貴賤貧富の別なし、唯學問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無學の者は貧人となり下人となるなり。（中略）専ら勤むべきは學問、普通日用に近き實學なり」かくて彼此相共に一言半句の皇道忠孝のことに言及するを見ない。加之、從來行はれたる教育を非難して「學問の勸め」に曰く「古來世間の儒者和學者などの申すやの、さまであがめ貴むべきものにあらず。古來漢學者に世帯持の上手なる者少く和歌をよくして商賣に巧者なる町人も稀なり、（中略）畢竟其學問の實に遠くして日用の間に合はぬ證據なり。されば今かゝる實なき學問は先づ次にして専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり」といつてゐるのである。これは即ち深き反省をも拂はずして、徒に西歐の模倣に墮したる翻譯時代たりしがためである。後年に至つて其弊の餘りにも甚しかりし痛惜洪敷する所となつてゐる。

明治九年に互つて、政府は各府縣師範學校の教授用として北米合衆國から購入したる理化學機械一般を交付配與し、明治十年十月二十日には埼玉縣の如きは、米國製物理器械百二十點をば交付せられたのである。

町田則文氏によれば、當時の政府なす所が餘りにも歐米化に失すること急なるため、明治六年米人ダビツ

ド・モルレー氏は「日本教育の進歩の景況につき」て報告書を提出し、國語尊重を力説して曰く「夫れ事は變更すべきものあり、變更すべからざるものあり。教育を傳ふる國語に至つては最も變更すべからざるものなり。故に人民普通の國語を以て授業の媒とせざれば、其教育能く浹及することなし。(中略)故に方今西洋語を以て一般の教育をなすは一時の便宜にして、猶中古歐羅巴人ラテン語を用ひて教育の媒とせしが如し」とすら建言したのである。

明治十二年九月二十九日に發布せられたる教育令を見るに、なほ未だ自由主義の思想より蟬脱すること能はず、次いで明治十三年十二月二十八日にはその改正令が發布せられたのである。この改正令に至つて始めて米國流の自由主義は制度の上に於いて、その勢力を喪失するを見たのであつて。道德教育の方針にも逐次反省を拂はるゝことゝなつた。然りとはいへ、社會一般の狀勢これを洞察するときは、實際上に於ける力は、社會的、政治的には丁度明治十年より同二十年前後に互りて、それは恰も我國の立憲政治の搖籃期に該當してゐて、これがためにも學校教育の上に於いては、その理想、その主義等は頗る鮮明を缺き、國民教育にてはなほ未だその歸趨するところを知らざる有様であつた。その事例は多數に存して歴々乎として意に隨つて指摘擧示するを得るのである。此の如き推移のうちに經過しつゝ遂に、明治天皇の御下賜にかゝれる教育に關する勅語を拜戴するに至つたのである。

明治十三年十二月二十八日改正教育令の發布に際しては、「夫れ學制の頒布に當り執筆者意を成功に鋭くし校舍を壯大にし外觀を裝飾するの事往々にして免れず、是に於いてか學問の益未だ顯れずして人民之を厭ふの念先づ生ず。議する者其弊の因る處を探究せず、徒に罪を學事の干渉に歸して之を尤む。而して教育令此際に成れるを以て爲に其精神を謬るもの蓋し寡しとせず」と述べてゐる。

同十三年には文部省編輯局に於いては修身教科書を編纂することゝなり、局長西村茂樹は個人として「小學修身訓」を著述刊行し忠孝仁義を説示したものである。

同十四年の「小學校教育綱領」に於いても、「小學校教員心得」にも、忠孝主義の道德教育を力説されてゐるのである。この頃發刊されて學校に採用せられたる修身教科書等にも、悉くこの忠孝主義を祖述せられ、天下翕然として嚮ふ所に從つて忠孝道德の教育に歸一せしめんことを期せられたのである。

然るに社會の大勢は依然として滔々たる潮流奔河の勢を以て、只管歐化政策の高調強化にのみ走つて、國家的反省と考察に一顧だに拂はうとせず、忠孝主義教育の聲にも耳を藉さうとはしなかつた。

明治十九年に西村茂樹は「日本道德論」刊行した。この前後に於いて西洋崇拜の風はその勢益々強盛を加へた。これを慨嘆するの徒は乃ち國粹保存を標榜して反抗するに至つたのである、明治二十年頃より文教の方針に關する論議は愈々激烈となるばかりである。

これより先き、明治天皇には侍講元田永學をして「幼學綱要」を編纂せしめ給ひ、皇后陛下にもまた西村茂樹をして「婦女鑑」を撰せしめ給うたのである。

かくて各方面に於いて漸く教育の根本方針につき反省を拂うて眞剣を極むるに至り、遂には地方長官會議の議に上るに至るや、政府は意を決して一切の手續を進め、明治二十三年に「教育ニ關スル勅語」の渙發を拜したのであるといふ。この勅語によつて教育の方針は根本的に明示せられて懇切至極なるものとなつた。本定まつて末これに隨ふ。國民教育の嚮ふ處明に定められてより日本本來の大道に精進することとなり、爾來、この勅語の御趣旨を奉體して、その實踐を日常生活の上に直に體現すれば事了るといふことになつたのである。

さて靜に教育の實績を省察し、國民の實地に於ける動向を考慮するとき、教育に關する勅語下賜の御趣旨の徹底上につきて、遺憾とする所尠からざるは、吾人の猛省を以て一層の奮勵努力をなすべきの覺悟を新にせざるべからざることを痛切に感得して、心底を抉る如きものあるを否み得ないのである。

この間に於いて、我日本の物質文化は確に日進月歩の實績を擧げて明々たるものがある。然りとはいへ、その外來思想の輸入に藥毒せられて、單に口頭徒らに空議空論を弄するに長じたるにとゞまり、いよいよ論駁反擊激烈を加ふればますます實行實踐は放念消慮せらるゝに至り、特に道德上の信行については日を逐うて地を掃ひ、殆んど頽廢失墜に瀕せんかと危懼せらるゝこと一再にして止まらず、遂には、畏くも 叡慮を累し奉つて聖諭を拜したること屢々なりしことを回想する時、我等臣子の、誠惶誠恐、冷汗身心を濕ほして心肝ために氷結せんばかりである。

昭和五年十月三十日には、教育勅語渙發四十周年奉祝の大式典が擧げられて、當時の文部大臣は「教育勅語の御精神を拜し奉りて」と題せる小冊子を頒布した。

これによると、「勅語の御精神の存する所を拜察し奉りて反省熟慮すると共に、我等臣民は何處までも御教訓を服膺し、實踐躬行に努めなければならぬ、と思ひます。(中略)明治二十年頃に至り新舊思想の對立混亂を來したのであります。かゝる際に勅語が渙發せられましたので、羣々たりし群議は自ら熄滅して徳教の方針は確立し、爾來今日に至るまで教育は、勅語の御趣旨に基いて施されつゝあるのであります。これは未來永遠に互つて決して渝るべき筈はありません。然るに近來國民中に、國體に反し國情に悖るが如き、矯激偏倚なる思想を懷抱する者を生ずるに至りましたことは、聖代の不祥事として極めて遺憾に存する次第であります。(中略)蓋し世界大戰以來、歐洲諸國が政治經濟其の他の社會事情に變革を來したるが爲に、國家

社會に對して奇矯過激なる新説を唱道するものを出し、其言説が我國にも波及して一部の國民を誑惑したる結果であると思ひます。尙之と表裏して、從來の道德風習に反抗し、社會の風紀を紊さんとする傾向をも生ずるに至つたと考へます。繰返し述べたる如く、勅語は徳教に關する最善最美の御訓でありまして、更に一語の加ふべきことも減すべきこともないのであります(中略)畢竟するに、國民が、勅語の御精神を奉體せんとする努力の猶足らざるものがあつた爲であると思ひます。(中略)教育勅語の御精神を徹底的に體認實行することに依つて、これに奉答することが出來ると信じます。(中略)詳しくいへば、國民一同が我國體の本義、建國の精神について確乎不拔なる信念を有し、勅語に示されたる道の實行に努むるにあります。茲に、教育勅語渙發四十周年記念に際し、勅語の御精神を奉體し渾身の努力をなすやう、國民一同の堅き覺悟を希ふ次第であります」と結んである。

### 七、日本教育運營の綱領

如上述べ來つた我が教育の本質觀に基いて、これを如何に實際教育の上に體現すべきか。これを實地に如何に體現せんとしつゝあるか。これ即ち日本教育運營の綱領に他ならないのである。すでに實際論たる以上、叙述によるものよりも一層、微妙なる工夫と作用との連続にして、投意即妙の取扱を以て必須のものたるべく、容易にこれを文言の上に記述せんにも、その意を盡さんとして盡し能ふ所ではない。乃ち要綱を擧げて示すこととする。

## 第一節 教育者の矜持

教育の實踐には「同行」としての生徒、「先達」としての教師を見究むべきである。特に教師が「先達」として一步先きに進んで、生徒を率ゐて同行せしむるの矜持を以て、絶對的必要不可欠の要件とする。

従來、教育者を評論する場合、動もすれば師弟對立の如き西洋流の關係に置いてこれを視、教師は單に年齡、知見の先行者たるの差別を認むるに止まり、教育上の權威保持、指導誘掖のためになすところの體罰の如きは嚴にこれを禁する旨特に明記せらるゝ如き事（小學校令施行規則）は、疑もなく人格の尊重、はさることながら、個人主義的權利觀念に基くに他ならないのである。これ即ち生徒、兒童を一個の人格として、教師と同等視し、師弟對立の關係を承認せるものに非ずして何であらうか。

併しながら、我國體の本義に照し、日本教育の本質に立脚する時、教師と生徒・兒童とは、對立の關係には非ずして寧ろ「同行」の關係に終始し、他の一面に於いて、生徒・兒童は師父に對する隨順の境地に在りてこそ、日本精神を體現せるものであり、非對立の關係、不平等の關係に置かれねばならないのである。

西洋に於いてすらも、教育が愛を生命とする作用であることを説く者は決して尠しとしないが、その愛が徹底する時にこそ體罰の適正が自ら節制せられるのであつて、體罰禁止說者流の云爲するところは、先決問題として教育の本質を認めて正しきや否やを考察すべきである。抑々また彼等はその先決要件に於いて過誤を犯すことなからば誠に幸とすべきである。特に、歐米人は一般に、個人的・主我的なる世界觀・人生觀のみに支配せられて、絶對的愛の作用を豫想し認識し能はざることも、この過誤を敢て犯すに至りたる理由の

一とすべきであらう。

我國に於ける如く、生徒・兒童を教師の「同行」として、師弟互に相助け相依り、相恵み相施し、一方の幸福を以て他方に於ける自己の至上の悅樂として、満足し感謝するの至情の心理の眞實を、殘る所なく十分に理會し得る國民の間に於いては、絶對的純粹愛に發する體罰の如きは、毫末と雖も或は危惧し、或は憂慮するに値しないのである。況んや法令にこれを禁止するの條項の有無の如きは齒牙にかくるに足りないに於いておやである。凡そ教育の本質に出發し、日本精神に起源する絶對的純粹愛の作用は、一として相共に美しく慈しみ尊び敬ふ關係に在らざるものなきや必せりである。但し體罰には嚴に慎重なる注意を要する。

學校に於けるストライキ事件の如きものも、凡て西洋文化、西洋思想の輸入の結果であつて、その學校に於ける教育が、日本教育としての眞生命を體得すること猶本だ十分ならざる處に、その禍因を胚胎するものといふべきである。

然るに學校ストライキは、西洋にはその事なくして我日本に發生したのは果して如何なる理由によるのであらうか。思ふに師弟間の觀念が、舊來の日本に於いて、非對等として「師の後去つて三尺その影を踏まず」といはれたる如きことに對し、師たるものゝ修徳の不十分なると、教育制度の形式的、大量的になつたことを始め、他の一面に於いて個人至上主義の弊が反動的に現はるゝの機會を作り、師弟關係は道德的關係から職業關係にと、觀念的に墮落し來つたことにも由ると考へられるのである。

なほ西洋に於いては、自由に就きては甚だ徹底して居るが、之に反して我日本の教師が、自己の及ばざることを反省することなくして、たゞ徒に干渉を事として程度を失して束縛乃至壓制と見らるゝまでに、執拗煩瑣を極めることにも由ると考へ得べき點なしとしない。即ち一種の無理が行はれることなきを保し難く、



また父兄、保護者乃至社會人は常に未熟なる生活の批判を、矯正指導せずして、返つて支持迎合するが如き傾向すら認め難くはない。これらの事實に因つてストライキの發生を防過するどころか、寧ろこれと助長せしめるが如きことすら少からずして、これにつきてはその責を免れないのである。

如上の事實は教育實踐上、誠に由々しき重大問題といふべく、速にこれが根本塞源的に根絶を期すべきである。それがためには他面に於いては社會人の反省を切望熱願すると共に、一面に於いては「健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳ニ俟ツ事ニ從フモノ其レ奮勵努セヨ」との聖旨を奉體して、先づ自己の玉成に強めて倦まざる熱意を持つることが喫緊要急のことである。

教育者の自ら玉成を期すべき要項を擧ぐれば、大體次の通りである。

- イ、日本教育の本質の體認體現に精進し、日本教育者たるに全幅の自信を有するに至ること。
- ロ、日常生活は實踐躬行の熱意に終始し、生徒兒童に接するに親切なる愛護を以て旨とすること。
- ハ、健全なる常識と、旺盛なる研究心とは、何人も必要とする處なるも、教育者に在りては特に然りとすること。
- ニ、生活と共に學習し、また運動をなし得るやう心掛を有し、即ち師弟同行たる心持を把持すること。

## 第二節 被教育者の研究

被教育を、心理的にも、身體的にも研究することの必要なるは數々を要しないが、特に各個人に就きては、その環境、個性の觀察を遂げ、深き同情を以て働きかけることは、日本教育の實踐上に於いては、須臾

も忘るべからざる心得である。

彼等被教育者は、心理的にも、身體的にも、なほ未完成の状態に在るものと看做すことは許さるゝところなるが故に、青少年の敏感さを利用して周到なる用意の下に、倦怠退轉することなく、日本教育の根幹を思想的にも、行動的にも、反覆實踐して、信念的、習慣的第二次性たるに至らしむることに専心してその必成を完遂すべきである。青少年は環境に無言の示範に率ゐられ指導を感學してこれに服従し易きものである。今日の如き集團的教育に度の下には、教育者が信念行動の一切を渾然たる日本精神を以て満ち充ちて漲溢せしめ、學校の活天發地の躍如たる空氣、常清新にして潤達なる雰圍氣の裏に、行節全たる諸般の施設、諸般の注意、且つまた諸般の行事等的一切を完全に給合せしめ、また即應せしむべきである。此の如き日本精神の沸り騰れる坩堝の裏に於いて、被教育者をして生活せしめ、不知不識の間に感化薰染に全力を集中し、細心なる注意と眞剣なる努力と、不撓不屈なる根氣との、全體的發揮を期することが何よりも須要にして缺くべからざる要件である。

## 第三節 教育指導精神の明示と統合

今日の如き教育制度の下に於いて、多數の生徒・兒童が多數の教師に依つて、集團的に取扱はるゝ場合、的確なる効果を期待し得るために、具體的施設の中に就きて、最先決的なるものは、當該學校の歴史と現下の實狀とに鑑みて、剴切至當なる指導精神を、一層に全體的、に明示し、統合し、一絲も紊るゝことなき協力協働の實を擧げ得る如き方途を探究しなければならぬ。

日本教育の實踐上の理想として拜し奉るべき「教育ニ關スル勅語」の聖旨を全體的に把握する時、その勅語に於ける前段の、國體の精華は教育の淵源と做され、その精華は億兆一心の成果結實であり、またその終段に於いて、君民一徳と庶幾給ふと共に、首尾一貫せる大御心の存し給ふ處である。吾人はこの大綱を學示さへすれば、他は一中心より百方に至るの放射的に、百般の事態をこの一點に歸一せしめることがなし能ふのである。この意味に於いて、統合指導精神の明示は常に可能なのである。

今日の學校は往時に於ける寺子屋式私塾とは懸絶してゐて、教育の大衆化と、大量生産的經濟原理とに立脚するが故に、特に教育作用の最大要點たる教師の人格的感化をして、不言實行のみに依つて之を効果あらしめんとすれば、相當の困難を豫想すべきことを免れ得ないのである。然りと雖も、現行教育制度をして昔時の寺子屋式私塾の方式に還元せしむることは、空論に失して現實には不可能事に屬する。加之、古今新舊の各方式にはそれぞれ長短得失あるは到底否み得ない處である。これを要するに、現行教育制度に於ける缺陷ともいふべき事柄に既きて、常に重大關心を繋いでこれを保持しつつ、これを以て適處即應してその効果を擧げんことを期するの外に、現制の施設經營、謂ひ得べくんば運營上にはその方途を求め得ない。即ち指導精神の明示統合を行ふことを以て中心とし、往住坐臥の間にも、全我的に率先躬行の精神とする日本教育の實踐は、我國教育上に於ける最大最高の要訣であらねばならない。

指導精神の明示及び統合の具體例としては、學校に於いて、その學校教育方針大綱などの圖式の如きものを、或は校内に掲示し、或はそれを印刷したものを生徒・兒童に携帯せしむることなども恰好のものと思はれる。殊にその學校の創立幾周年などに際しては、特に生徒をして「本校創立幾周年をして榮光あらしめよ」などの標語の類を撰定し、これを以てあらゆる訓育的統合の實踐の促進高揚に努め、その創立記念の當該學

年をして良好の成績裏に終始せしむるが如きことも、誠に剴切必須の行事であらねばならない。學校創立幾周年記念の如き卑近些少の事に留まるとはいへ、生徒・兒童に對しこの話し方、仕向け方の如何によつては、彼等は熱心に、眞剣に、眞面目に努力することは殆んど意想外の事に至ることがあるのである。此の如き師弟協力の奮勵努力の結果は、自らにして「教育ニ關スル勅語」の御趣旨に添ひ奉ることとなり、歴史を誇り、歴史を語り、歴史に生きる處の、尊嚴なる心性を鍊成養育することを得ると信じるのである。またこれと同一の意味に於いて、その學校が古き歴史を有するものである場合は、學校の歴史を尊重せしむることに努め、眞の歴史は保守に止まらずして、採長補短、芳ばしきものを進め、否らざるものを改めて、日に新にし日々に新にし、常に累進的、躍進的に創造に努め勵むの意義たることを説いて、これを理會納得せしめて榮光輝ける歴史の上に、明々破闇の堂々たる功績を留めしめと意圖に基いて、日本教育の實踐に邁進すべきである。

斯くの如く考へ來る時には、吾人の教育實踐に當つては、常に不變不動の精神を持しつつ、迅速に變動極まりなき現實的事象の上に、或は國家民族的なるもの、或は地方郷土的なるもの、或は個人人材的なるもの（當該學校の創立者、教職員、出身者、その他の縁故者等）の上に結合聯繫せしめて、その意圖の具現實踐に努力すべきである。これがためには、日本精神の多面的、具體的、實證的研究考察を以て必須不可缺のものとするべく、それらの成果を指導精神の内部に織り込むべき工夫考案につきて、格段の意匠用心が凝らされねばならないのである。

## 第四節 行の訓練

我國體を明徴にして國史の大精神に徹底する時、我國民は「ことあげせぬ國」の民たること、即ち「論より證據」、理論よりも實踐、即ち「行」を以て凡ての解決に處する信條に生きたる國民たることを知るのである。何事をも日本精神に歸結せしむること、それ自體が國體を行することである。行する處なければ縱令その人生に生くともそれは終に空虚であるに過ぎない。然るが故に我國の舊時の教育に於いては、口頭禪を卑下すること甚しきものがあつて、組織は簡單、事理は率直にして明白、これを行じて身を修むることを眼目としたのであつた。従つて、日本教育の眞の精神と實の意義とは、中江藤樹の流れを汲むことを得、また二宮尊徳の報徳の一生を通じて隨所に之を指摘するを得ると信するのである。

明治以來の教育には缺陷決して小少には止まらない。中に就きてその最大なるものは、他に非ずして、實踐に遠ざかることの一事であつたのである。

輒近に至つて道場といふ語が蘇生し、益々冷く社會に互つて用ゐられてゐるのは、抑々何を語るのであらうか。道場は、學校に於いて用ゐらるゝ教室に就き、轉置して之を用ゐては、到底味はひ難き深みを有してゐる。さりとはいへ教室も神聖である、教室を道場とするの説は或はなきを保し難い。然し現實に於いて教室については、道場の有する深味はこれを感じ難いのを如何ともなし得ないのである。

思ふに、道場とは、或技能、知識等を修得する場所といふが如き、單純淺薄なものに非ずして、固より或事、例へば武道の如き、を修練するを以て、行として主要なることとさるゝも、道場に於いては人間一切の

修練、一言一行を武道の精神に歸一して全的修養を積む所の、氣合の満ち充ちたる神聖なる場所、と解される。これには綜合的、全人的修養に力むるの意が十分に包藏せられ、凡てが考へること、行ふことに發願立志せられたるものである。

武道修練の極地は、明鏡止水裏の無我の境、以心傳心、心身自在無礙に在ることは判然として明白である。近時に至つて、此の如き意味の「道場」の語が用ゐらるゝこと頻にして、全く現下社會狀態にありても行の訓練を要求せられて居るが故に因る。この行は、徹頭徹尾何處までも、本質的に行であり、行の反覆が習性となり、遂に確乎として強力なる性格を樹立するに至るのである。従つて、行の訓練は、これを始むること早ければ早きほど、またこれを繼續すれば繼續するほど、完全に徹底滲透するのである。

この點よりして、行の訓練をば始めんには、抑々人間生活開始の第一歩より、行の生活に入ることが最も好ましきことである。これを極端に論ずれば、嬰兒の養育につきて規則的に投入するが如きは、確に一種の行の訓練である。この行の生活に入るといふのは、幼少のものについては、既に行の生活をなしつつある家庭に於ける、父母兄弟の中に入ることの意味してゐる。この間に注意を要すべきことは、行の訓練は知識啓發の開始期とは全然何等の關聯もなきことである。行の訓練重視の立脚地よりは、家庭の教育に於いて、後年の性格、運命の大半を決定するとも考へられるのであつて、その重要なことは誠に思ひ半ばに過ぎないであらう。然し乍ら、これは決して理知の力に依存することを要せず、先進者の指示、指導、模範に則り従ひ、只管にこれを行じ行ぜしむることであつて、敢てこれをしも困難なりとはいひ難い。

ともかく、日本教育のためには家庭教育または、それに次ぐべき社會風教の刷新勵を尊重すべきである。學校に於いて行の訓練を行ふに就いては、一定の標語を選擇して之を周知、熟知せしめて徹底的ならし

め、生徒・児童の中にて或年齢のものにはこれに就きて知的啓發をも特に加へるを要する。行はこれを繼續を要件とし、多面的多變的に餘りに努果求むること多きに失するは、戒心省慮を忽せにしてはならないことである。行の訓練は、日夜を釋かずして水の行くが如く、須臾もこれを放つことを得ず、日常の言行そのものに、日本精神の滲透するに至らしむるを以て理想としなければならぬのである。

## 第五節 教育實踐への執着

教育の實踐的目標については、根氣よく、頑強に執着する、を以て目標とし、堅忍不拔にして勇猛精進、不退轉の努力を以て、不斷不休の奮勵を續行すべきである。

「根氣よく、頑ばり、執着せよ」との語は、何れも鞏固強靱なる意力を以て、目的に對して躍進し、之を達成せざれば已まざる底の強盛剛勁なる氣合の顯現である。このことは、凡そ日本精神に基づく所の陶冶に終始する教育に在つては、常にその指標を明確にして一指彈、一刹那、一石火の間なりと雖も、嚴乎として把持操守して、ゆめにもこれを放下厭離するが如きことは許されない。而してその指標に到達するための過程に於いては、何時如何なる處に在りとも、間斷なき努力を持久して、決して或ひは弛緩し、或ひは休絶するがごときことは、寸毫と雖もあるべからざることである。

此の如き至嚴至肅なる意義に存在する所の訓練は、彼の行の訓練と相俟ち相依つて行はれねばならないのである。茲に於いて、吾人は、日本教育の運営の上に於いて、永久的なる指針は、指標と努力との不變的存在と、不休的永續であることを、誠意誠心を盡して絶叫する次第である。

## 第四章 國民學校の要綱

### 一、國民學校の本義

教育とは、人間をして人間たらしむるまで陶冶することである、といふ命題から出發したる吾人は、人間とは何ぞや、といふ問題に進みて、種々の人間學說の類型に就いて述べたのであるが、人間を如何に理解するか、に依つて、教育の目的はそれぞれの形に規定せられるのである。

人間を宗教的なるものとする立脚地からは、宗教學校が起り、人間を理性的なものとする見解に因りて、哲學學校や文法學校、さてはまた人間學校などが設けられ、人間を自然的なものとする理解の仕方に依つて、生活學校や、實驗學校が開かれ、そして人間を社會的なものとする考へ方に據りて、社會協同學校が置かれるのである。併し乍ら、此等の考へ方は、人間そのものに於いては、何れも一面的な見方に偏し、それぞれの教育も亦た偏見たるを免れないのである。

具體的な人間は國家的存在であつて、人間とは國民であり、學校とは國民學校であるべきである。而して、皇國こそ眞の人間陶冶の理想的な國家形態であり、皇國の教育の目的は、皇國の道を修練することによつて忠良なる臣民となることである。

然らば、國民學校の精神は如何なるものであらうか。以下これについて、吾人は論述せんとするのである。

我國の教育は、明治五年學制が頒布せられて以來、顯著なる進歩發展を見るに至つたのであるが、その目的とするところは、皇運を無窮に扶翼し奉ることに在つたのである。その教育の内容、方法などに於いては西洋模倣の域を超越し得なかつた點も決して尠少ではなかつたのである。

然るに、國運の伸展擴大に伴つて、東亞並びに世界に於ける我國の地位と使命とは、愈々重大性を重加し來つたのである。則ちその任に堪へ得べき次代の大國民を育成せんがために、教育の刷新と振興とが國民を擧つて成く翹望要請せらるゝこととなつたのである。その企圖するところは、教育の目的・内容・方法・制度・組織等を一貫して皇國の道に歸一せしめ、その修練に依つて肇國の大精神を顯現すべき國民を育成せんとするにあつたのである。

乃ちこれがために、昭和十二年十二月、内閣に於いて教育審議會が設けられ、内閣總理大臣より「我が國教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ實施スベキ方策如何」との諮問が發せられたのである。かくの如くにして、昭和十三年十二月八日、教育審議會總裁より内閣總理大臣に對して「國民學校師範學校及幼稚園ニ關スル件」が答申せられたのであつた。この答申を見るに、

國運未曾有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教學ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ應ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的ニ刷新センガ爲、先ヅ國民ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ擴充整備ヲ圖リ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ、克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ完カラシムルコト、最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ國策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加ヘ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚・知能ノ啓培・體位ノ向上ヲ圖リ、産業並ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ外ニ八紘一字ノ肇國精神ヲ顯現

スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

とある。また特別委員長の報告要領には、

惟フニ現行ノ義務教育制度ハ明治四十年以來三十有餘年ノ歲月ヲ經、其ノ間ニ於ケル文物ノ進歩、時勢ノ推移ニハ著シイモノガアルノデアリマス。今ヤ我が國ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設トイフ未曾有ノ世局ニ際會シ、東亞並ニ世界ニ於ケル地位ハ愈々重大トナリ、思想ニ、産業ニ、國防ニ、國家總力ノ發揚ヲ必要トシテアルノデアリマス。此ノ秋ニ當リ、國民全體ニ對スル基礎教育ヲ擴充整備シ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ、大國民トシテ須要ナル基礎的鍊成ヲ完ウシ、國運進展ノ根基ヲ培養スルコトハ、曩ニ決定セル青年學校教育義務制ト相並ンデ、教育上根本ニシテ極メテ緊要ナル國策デアリマス。此ノ事ハ之迄委員各位ノ齊シク要望セラレタ所デアリマス。依ツテ茲ニ義務教育年限六年ヲ八年ト爲シ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ、其ノ内容ニ根本的刷新ヲ加フルコト、シ、教科ヲ統合シテ教育ノ徹底ヲ圖リ、國民精神ノ昂揚、知能ノ啓培並ニ體位ノ向上ニカメ、知徳身心ヲ一體トシテ國民ヲ鍊成シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ、外ニ八紘一字ノ精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期シタノデアリマス。

とあつて、我國の教育の内容及び、制度の刷新振興の第一着手として、普通教育の刷新と振興とが企圖せられたのである。

## 二、新らしき制度

普通教育の刷新の形式的方面、即ち制度としては次の二點がある。

### イ、義務教育年限を八年としたこと

これは明治四十年以來三十有餘年間にわたり、義務教育の年限は六年であつたのを更に二ヶ年延長することである。時局は正に重大であつて、生産力擴充その他に人的資源を要すること、甚だ緊急にして痛切なるものがあつて、國費の支出の莫大なること空前の巨額に上り、當面第一義的緊急の費途にこれを使用するの外は、全然一顧すら拂ふの迫なき今日の實勢ではあるが、尙ほ且つこの重大時局に當つて義務教育を二ヶ年延長することは、今次事變の目的たる大東亞に於ける新秩序の建設といふことが、容易ならざる重大事實であつて、從來の如き程度の國民の教養では、此の如き重大なる國民的義務の遂行につきては、なほ未だ不十分にして不完全なるを免れないがためである。即ち新教育制の教育年限八ヶ年を通じて、知徳身心を一體としたる大國民を鍊成して、大東亞新秩序の長期建設の根本を培養せんとするものである。

### ロ、學校の名稱を變更したこと

我國の普通教育を行ふ學校は、明治五年の學制頒布以來小學校と稱して來たのである。元來小學校といふ名稱は、支那に於ける教育制度に起原し、朱子の大學章句の序を見るに「人生れて八歳なれば、則ち王公より以下庶民の子弟に至るまで、皆小學に入りて、之を教ふるに灑掃應對進退の節、禮樂射御書數の文を以てす。其の十有五年に及べば、則ち天子の元子衆子より、以て公卿大夫元士の嫡子と凡民の俊秀與に至るまで、皆大學に入つて、之に教ふるに理を窮め、心を正し、己を脩め、人を治むるの道を以てす。此に又學校の教、大小の節、分るゝ所以なり」とある。此に由つて之を觀れば、小學の意味は年少の兒童を教育する場

所の義である。即ち小學・大學の節の分るゝところは、教を受けるものの大小によつて區別した名稱たるに止まり、教育の内容なり、趣旨なりが表示されたものではないのである。然れば、共通性を有する名稱なるが故に、支那に於いても、日本に在りても、共通に用ゐ得るの便宜を有してゐるのである。

然るに、今や我國の東亞並びに、世界に於ける地位に鑑みるに、もはや我國は支那の舊制度を模倣するの要はないのである。殊に新秩序建設の指導精神はこれ即ち我輩國の精神たるべく、その内容は皇國の國民文化たらざるべからざることが明確に自覺認識せられたる今日に於いては、國民の基礎的鍊成をなす場所は國民學校でなければならぬのである。これ即ち、特別委員長の報告に於いて、「學校ノ名稱ノ如キモ小學校ヲ國民學校ト改メ、名實共ニ國民教育ノ面目ヲ一新センコトヲ期シタノデアリマス」とある所以であらうと思はれるのである。

國民學校の修業年限は八ヶ年とし、これを義務教育とせられたのであるが、これを分つて初等國民學校及び高等國民學校とするのであるが、答申中の「國民學校ニ關スル要綱」に於いては、

- 一、國民學校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト
- 二、國民學校ヲ分チテ初等國民學校及高等國民學校トシ、初等國民學校ノ修業年限ヲ六年、高等國民學校ノ修業年限ヲ二年トスルコト

初等國民學校ノ教科ト高等國民學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ國民學校トスルコト

三、保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトス

とある。また第十六項には、高等國民學校には修業年限一年の特修科を置くことを得るものとしてあるが、この特修科は義務教育ではないのである。

國民學校には、初等國民學校と高等國民學校の二階梯があるが、その二階梯とした理由に就いては、特別委員會委員長の報告によれば次の通りに述べてある。

第二項ニ於テ國民學校ヲ分チテ修業年限六年ノ初等國民學校及修業年限二年ノ高等國民學校ノ二階梯トシ、此ノ兩教科ヲ一校ニ併置セルモノヲ國民學校ト稱スルコト、シタノデアリマス。言フ迄モナク國民學校ハ八年ヲ通ジテ一貫セル教育ヲ施スノデアリマス。然シナガラ特ニ之ヲ初等國民學校及高等國民學校ニ區分スル所以ハ、兒童十二歳ノ頃ハ身心發育上一時期ヲ劃シ其ノ後所謂青年前期ノ段階ニ入ルノミナラズ中等學校トノ聯絡及兒童將來ノ生活ニ付考慮ヲ必要トスルニ至ル等ノ理由ニ外ナラナイノデアリマス。

此の如く、國民學校に於いては、八年を通じて一貫した教育が施されるのであるが、また一面、兒童身心の發育と將來の生活とに鑑みて、初等國民學校、即ち兒童期の教育と、青年前期の教育、即ち高等國民學校とに分たれたのである。従つて中等教育を受けんとする者は、初等國民學校六年の課程を修了した者が進むこととなつてをるのである。

### 三、新しき内容

新制定の教育制度につきて内容の刷新せられたることは如何なる處に存したるか。教育をその全般に亘つて皇國の道に歸一せしめ、その修練を重んじ、同時に各教科の統合を圖りたる點に存するのである。即ち「國民學校ニ關スル要綱」を見るに、

四、國民學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ツキ國民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト

(一) 教育ヲ全般ニ亘リテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ圖リ其ノ具體化ニカムルコト

(二) 訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニ力ヲ用ヒ、大國民ヲ造ルニカムルコト

五、國民學校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縱ニ統合シテ別紙記載ノ通りトシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト

六、教育ト生活トノ分離ヲ避ケ國民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ、高等國民學校ニ於テハ特ニ此ノ點ニ留意シ畫一ニ泥マズ克ク其ノ効果ヲ收ムルコト

としてゐるのである。特別委員會委員長の報告には、その趣旨を更に詳述してゐるが、これによれば、

一 義務教育八年ヲ通ジテ其ノ教育内容ヲ根本的ニ刷新シ、皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スニ力ヲ用ヒナケレバナリマセム。此ノ點委員會ニ於テ特ニ慎重審議ヲ盡シマシタ事項ノ一デアリマシテ、我方國教育ノ本義ガ皇國ノ道ノ修練ニアルコトヲ明確ニスルト共ニ、單ナル知識技能ノ傳達ニ了ルコトナク、眞ノ人物ヲ陶冶シ、皇國ノ歴史的使命ニ即シテ、克ク皇運ヲ扶翼シ奉ルベキ忠良ナル次代ノ大國民ヲ育成スルヲ以テ本旨トスベキコトニ意見ノ一致ヲ見タノデアリマス。斯クノ如キ趣旨ノ下ニ、初等國民學校ニアリテハ國民トシテ必須ナル基礎的陶冶ニ意ヲ用ヒ、高等國民學校ニアリテハ更ニ其ノ程度ヲ進メテ之ガ徹底ヲ期スルト共ニ、國民生活ノ實際ニ即シテ實務的陶冶ヲ尊重シ、以テ國民ノ基礎的鍊成ヲ完ウスルコト、致シタノデアリマス。而シテ第四項及第五項ハ斯クノ如キ國民ノ基礎的鍊成ニ

關スル根本趣旨ヲ明ラカニシ別紙記載ノ教科ハ更ニ之ヲ具體化シテ示シタモノニ外ナラナイデアリマス。

第四項ハ、國民學校ニ於ケル教育ノ本旨ヲ明ラカニシタノデアリマシテ、特ニ其ノ一ハ、國民學校ニ於ケル教育ノ全般ヲ舉ゲテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、且其ノ修練ヲ重ズベキコトヲ示シタノデアリマス。從來各教科目ノ教授、知育ト訓育ト體育トハ、動モスレバ個々分離シテ綜合統一ヲ缺クノミナラズ抽象的形式ニ流レ、信念トシテノ徹底ヤ實踐ヘノ指導ニ遠ザカレル傾キモナシトシナカッタノデアリマス。將來之ヲ改メテ國民學校ノ教育ヲシテ皇國ノ道ヲ以テ一貫セル根柢ノ上ニ立タシメ、國民生活ノ實際ニ即シテ實踐ヲ指導シ知識ノ統合ト其ノ實行トノ合致ヲ圖リ、國民學校ヲシテ眞ニ國民鍊成ノ場タラシメンコトヲ期待シタノデアリマス。

第四項ノ二ハ、教育ノ全般ニ互リテ訓練ヲ重ンジ、殊ニ勤勞ニ依ル身心一體ノ訓練ニ意ヲ用ヒ、創造的實踐的ナル國民的性格ヲ陶冶センコトヲ期スルト共ニ、教授ノ徹底、體位ノ向上及情操ノ醇化ニ力ヲ致シ、以テ知徳身心ヲ一體トシテ眞ニ人物ヲ鍊成シ、東亞竝ニ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシメ、大國民タルノ素地ヲ培養スベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

教科ニ關シテハ、從來十數ノ科目併列シ往々ニシテ個々分離的ニ取扱ハル、弊ヲ見タノデアリマシガ、新制國民學校ニ於ケル教育ノ本旨ニ照シテ、是等ノ科目ヲ別紙記載ノ教科ノ如ク數科ニ統合シ、初等國民學校ニ於テハ、國民科、理數科、體鍊科及藝能科ノ四教科トシ、高等國民學校ニ於テハ、更ニ實業科ヲ加ヘテ五教科トシタノデアリマス。而シテ第五項ノ如ク是等ノ各教科ヲシテ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ、他面其ノ特色ヲ發揮セシメ、以テ國民精神ノ徹底、科學的精神ノ涵養、身心ノ鍛鍊、技能

及情操ノ陶冶、職業ニ關スル基礎的教養ヲ施シ、窮極ニ於テ是等ヲ全體トシテ、國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト、致シタノデアリマス。

別紙教科ノ備考ニ記載シタル如ク、特ニ初等國民學校第一、二學年ノ教科ニ關シテハ周到ナル監督ノ下ニ、之ヲ綜合教授ト爲スコトヲ認メタノデアリマス。又各教科ヲ通ジテ東亞及世界、國防ニ關スル教材ニ意ヲ用ヒ、我が國ノ歴史的使命ヲ理解セシメテ大國民トシテノ素地ヲ養フニ資シ、特ニ高等國民學校ニアリテハ公民教材ヲ尊重シテ、皇國ノ公民トシテ須要ナル教養ヲ得シムルニ力メ、且卒業後ノ實生活ヲ顧慮シテ、職業指導ニ十分留意スルコト、致シタノデアリマス。斯クノ如クニシテ國民教育ニ於ケル各教材ノ本旨ヲ十分ニ發揮セシムルニカムルト共ニ、他面教科以外ニ於ケル祝祭儀式、其ノ他各種ノ學校行事ノ有スル教育的意義ヲ重視シ、之ヲ組織化シテ教育體系内ニ採リ入レ、其ノ訓育的效果ノ發揚ニ十分留意スベキコト、シ、斯クテ學校生活ヲ全體トシテ、國民トシテノ人物鍊成ニ歸一セシムルコト、致シマシタ。

尙以上ノ事ト關聯シテ、全教科ヲ通ジ教材ヲ精選シテ教育ノ徹底ヲ期スルト共ニ、兒童身心ノ健全ナル發達ヲ旨トシテ負擔ノ過重ヲ避ケ、學科ニ關スル教授ノ時數ノ如キ、成ルベク之ヲ輕減センコトヲ希望スル次第デアリマス。

一 第六項ハ國民學校ニ於ケル教育ヲシテ常ニ具體的ノ國民生活ニ即セシムベキコトヲ示シタノデアリマス。郷土教材ヲ尊重スルコト、セル趣旨モ之ニ外ナリマセン。而シテ特ニ高等國民學校ニ於テハ畫ニ泥ムコトナク、地方ノ實際生活ニ適切ナラシムル趣旨ヲ以テ、外國語其ノ他土地ノ事情ニ適切ナル加設科目又ハ隨意科目ヲ置クコトヲ得シメ、其ノ他教科課程ノ編制上或程度ノ融通性ヲ持タシムルコト、シタ



ノデアリマス。此ノコトハ獨リ教科内容ノ問題ノミニ止マラス、校舍其ノ他ノ設備等ニ關シテモ亦同様デアリマシテ、徒ニ畫一ノ弊ニ陥ルコトナク、克ク地方ノ實情ニ適切ナラシムル配慮ヲ必要トスルノデアリマス。

と説き、頗る深切詳細に刷新の趣旨を述べてをる。

第四項(一)に於いては、國民學校教育の内容の根本趣旨が示されてゐて、教育全般に亘りて皇國の道に歸一すべきものたることを、明らかにせられてをる。此の如き教育内容を有する國民學校は、次の如きものとして考へ得ると思ふのである。

國民學校は、教育に關する勅語の趣旨に基づいて普通教育を施し、皇國の負荷に任ずべき國民の基礎的鍊成をなすを以て目的とするものである。

第四項(二)及び第五項は、共に教育の方法が示されたものと見るべきであつて、第四項(二)に於いては、教育全般に亘りて訓練を重んじ、殊に勤勞作業による身心一體の訓練を重視すべきことが示されてゐる。そのために必要な施設の整備充實に意を用ふべきことを強調し、また教科として特に體鍊科を特設して、新に武道を加へ、實業科に於いては、少くとも農耕的戶外作業を課する建前がとられてゐるのである。

我國の教育の本義が皇道の修練である以上は、これは單なる知識の傳達に非ずして、これを生活の實地に行ぜねばならないものである。従つて國民生活の實際に即して、身心一體の修練を重視するは、當然當爲のことに屬するのである。

また第五項に於いては、教科の統合が示されてゐるのであつて、從來十數の科目が羅列してゐて、往々にして個別分離的に取扱はれ來りたる宿弊を矯正することも、亦たその目的の一であるが、更に根本的には

各々の教科に於いて取扱はれたる文化内容が、本質的には國民文化として皇國の道の顯現であることを明示したものである。従つて、これ等の教科が悉く皇國の道に於いて統合せらるべきものたることは當然のことである。

其の根本に於いて、皇國の道から顯現したる教科は、縦に於いては、皇國の道に歸一すべきことは勿論のことながら、同時に横に於いて、相互の關聯を持続すべきものである。然るに、從來、十數の科目が羅列して、往々個別分離的に取扱はれ易かりし通弊の由つて來りたる原因は、教育内容としての文化材が如何なる本質を有するものであるかを、明瞭に認識し居らざりしことに因るものであらうが、また他面には、西洋の文化理論が無批判に移入せられて、各々の文化價值は、絶對的にそれ自體として存在するものである、と見る立脚點に立つてゐたことにも因るのである。

絶對的な文化價值は、世界共通的な妥當性を有するものなるが故に、此の如き文化材を傳達する學校は、哲學々校であり、世界學校であり、人間學校である、とせられたのである。然るに國民學校に於いては、文化の見方が根本的に變化し來つてゐるのである。文化は國民文化であり、國民文化はその國の道から顯現するものであると見るのである。此の如き眞實なる國民文化たればこそ、世界文化たるに相應はしきものなのである。而して國民的眞實性を有せざる、外國移入の稀薄極まる文化は、縱令、それは外國的でありとするも、決して世界的ではないのである。世界的とは、具體的な人間生活に根據を有するものであり、それがまた世界に於いて存在する理由を有するものではあるが、單に共通なるが故にのみ因るのではない。こゝに於いて「國民學校ニ關スル答申」の中には、從來の十數科目の教科を、四科目乃至五科目とし、次の如くに按配せられるのである。

初等國民學校教科

- 一 初等國民學校ノ教科ハ左ノ四教科トナスコト
- 國民科 修身(禮法ヲ含ム)・國語・國史・地理
- 理數科 算數・理科
- 體鍊科 武道・體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)
- 藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・裁縫(女)

備考

- (一) 國民科ハ第四學年以下ニ在リテハ修身國語トシ・修身教材、國語教材ノ外、國史教材、國土教材、東亞及世界教材ヲ配スルコト
- (二) 理數科ノ理科ハ第三學年以下ニ在リテハ自然界ノ事物現象ノ觀察トスルコト
- (三) 體鍊科ノ武道ハ第五學年以上ノ男子ニ之ヲ課シ、女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト
- (四) 藝能科ノ作業ハ第一學年以下ニ在リテハ主トシテ手工トスルコト
- 裁縫(女)ハ第四學年以上ニ於テ課スルコト
- (五) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト
- (六) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意スルコト

- イ 東亞及世界
- ロ 國防
- ハ 郷土

高等國民學校教科

二 第一學年、第二學年ニ付テハ周到ナル監督ノ下ニ全部又ハ一部ノ教科ノ綜合教授ヲナスコトヲ認ムルコト

一 高等國民學校ノ教科ハ左ノ五教科トナスコト

- 國民科 修身(禮法ヲ含ム)・國語・國史・地理
- 實業科 農業・工業・商業・水産ノ一科目又ハ數科目
- 理數科 算數・理科
- 體鍊科 武道・體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)
- 藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・家事(女)・裁縫(女)

備考

- (一) 實業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ每週適當ナル時數ヲ農耕的戶外作業ニ充ツルヲ建前トスルコト
- (二) 體鍊科ノ武道ハ女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト
- (三) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト
- (四) 職業指導ニ付考慮スルコト
- (五) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意スルコト

- イ 東亞及世界
- ロ 國防

公民  
= 郷土

二 各教科ノ科目ニ付テハ前掲ノ外、地方ノ實情ニ應ズルヤウ、外國語其ノ他ヲ加設科目トシ、又ハ之ヲ隨意科目トスル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

と論述してゐるのである。此に由つて之を觀れば、従來行はれたる十數科目が、四教科乃至五教科に統合せられてゐる。而して各教科に於いては、それぞれ統合の精神に徹せしむると共に、他面に於いては、その特色を發揮せしめて、國民精神の徹底、科學精神の涵養、身心の鍛鍊、技能及び情操の陶冶、職業に關する基礎的教養等を施し、窮極に於いては、是等を全體として國民鍊成の一途に歸せしめんことを期してゐるのである。

さて視點を一轉して兒童生活に移せば、そこに於ける、常識の世界、日常の生活に就いては、特別な教科の區分もなく、教科目の配置もないのである。それなるが故に、學校教育に於いても、兒童生活それ自體より出發起動すべきものであり、謂ふところの綜合教授を以て本體とすべきであるとの説も行はれる所以である。學校教育が兒童の生活から出發すべきものたることは、今さら喋々するを要しない。併しながら、兒童生活は常に不斷に生長發達して青年生活に移行し、やがては成人生活の域に進入到達するものである。兒童も七歳に至れば、想像的な全體生活から躍して、實際的な分析的な個別生活に轉進移行するものなるが故に、此の如き心理的發達に即して、苟も學校教育たる以上、は兒童の日常生活、常識の世界から出發しながら、一面に於いてはそれから游離したるもの、それを理解するもの、その意義を把握して益々その向上と發展とに資するものであらねばならないのである。

若し學校生活が幼兒期の生活と同じものであるとすれば、それは既にモイマン等によつて研究せられたる教授上の原理を無視したるものであつて、教育をして徒に遊戯たらしむるか、否とするならば、組織をして混沌の状態に陥らしめて殆んど拾收するに難からしむる以外の何物にも非ることとなるのである。此の如き事態に到らんか、到底教育が國家生活の向上の根本を培ふものたることとは稱し得ないのである。従つて、「教育ト生活トノ分離ヲ避ケ國民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ」とあるのは、教育が國民生活と分離すべからざることを明示してゐるのであるが、然りとはいへ、これは國民生活が混沌状態にある、この意味では決してないのである。

兒童生活より出發して、常にこれを顧慮しつつ、これを修練せしむると共に、彼等の生活及び體驗を反省せしめ、想像的な未分化生活を分析し、理解せしめねばならない。分析することは即ちこれ理解の第一歩であつて、具體的な未分化生活を分析して、その然るべき所以を十分に理解せしむべきである。而してこれを更に秩序ある具體的事實として實踐せしむることが綜合であつて、これ即ち理解の第二歩である。凡そ事を分析する場合には、具體的な未分化的なものがその前提となつてゐるのであるが、もし未分化をして未分化的に終らしめんか、それは到底發展を期することを得ないのである。而して發展は決して未分化の延長ではなく、未分化といふものが飛躍し轉換した状態である。しかもその飛躍轉換は分析によつて行はれ、更にこれを綜合して實踐することによつて起るのであらう。

それ故に、謂ふ所の合科教育に於けるが如く、兒童生活の未分化的方面のみを尊重し、それを重視して、教科の差別を無視するが如きことは、兒童生活の半面を見たるに過ぎない論旨であつて、それは教育陶冶の嚴乎たる事實を無視したものであらねばならないのである。

特に初等國民學校の教育に於いては、兒童の日常生活と社會生活とを顧慮しつつも、各教科によつてそれぞれに心理的、論理的に説明し理解せしむると共に、行事・實驗、その他の訓練を通じて、綜合して實踐せしむることを以て喫緊要急のこととする。單に教科の聯絡理解のみに止まつてもしも行ふことがなかつたならば、縦令、綜合的に教授せられた教科も、なほ未だ統合の域には到達してをらないのである。また縦令、知識的に理解するにしても、知識相互の間に關聯するところは甚だ複雑であり、宏汎であるが故に、雜然として、或ひは漫然として生活より出發するのみにては理解もなし得ないのである。複雑なる生活の事實の中に在りて、よく教授の主題を見失ふことなく、それとの關聯を失ふことならしめねばならない。乃ち、各教科の中に於いて、諸科目が統合せられてゐる所以を明かにし、また各教科目は、相互の關聯にあると共に、それ自身の組織と系統とを保持することを留意しつつ、教授の根本統合としての皇國の道に歸一することを念願しなければならぬのである。斯の如き立脚點より國民學校の教科を觀る時には、次の通りに理解すべきものである。

國民科は、修身・國語・國史・地理の各科目が、相俟つて多面的にして、しかも各自の體系を有しつつ統一ある指導をなし、兒童をして、國體の本義を明かにして、我國の歴史的、世界的使命を自覺せしめ、皇國臣民たるの基礎的鍊成をなすものである。

理數科は、算數及び理科の各科目を含み、しかも各教科目は獨自の體系を保持しつつ、全體として統一ある指導をなし、兒童をして通常の事物現象を數理的、科學的に考察したり、處理する能力を養はしめ、これを生活の實踐に導き、科學精神の涵養をなし、以て我國運發展の實を擧ぐべき皇國臣民の基礎的鍊成をなすものである。

體鍊科は、武道・體操を含み、此等が一貫しつつ、兒童の身心を鍛鍊養護し、潤達なる精神、強健なる身體を育成して、國民精神を昂揚すると共に、兒童をして國體訓練を積ましめて、以て義勇公に奉ずるの實踐力に培ふのを本旨とするものである。

藝能科は、音樂・習字・圖畫・作業・家事・裁縫等の各科目を含み、此等が各々獨自の體系を有し、相俟つて統一ある指導をなし、兒童の創作的技能を修練せしめ、情操を醇化して、國民生活の充實に力めしめ、我國の文化の發展に貢獻せしむべき基礎的鍊成をなすものである。

實業科は、農業・工業・商業・水産等の科目の中、一科目または數科目を課して、實業に關する普通の知識技能を授けると共に、職業に關する理解を深め、勤勞の習慣を養ひ、實業道德の實踐に努力せしむると共に、我國の産業の國家的使命を自覺せしめて、國運發展の基礎的鍊成をなすものである。

以上の如くに、各教科は縦にはそれぞれに根本の統合原理たる皇國の道に歸一しつつ、相互に横の統一の關聯にあるものであるが、それと同時に、實質的に各教科目を統合してをるものであり、更に教科以外なる祝祭儀式、その他、各種の學校の行事とも、密接なる關聯を保持して、知識の統合と、その實踐との合致を圖り、國民學校をして眞に國民鍊成の場所たらしむることを期してをるのである。しかも國民學校の教育が内部的に統合せられて、一貫せる根柢の上に立ち、縦令皇國の道の修練に努力するとすると、その効果の完きを期することは、就學以前に於ける幼兒の身心の健全なる發達、純良性情の涵養と即すべく離るべからざる緊密なる關係にあるのである。乃ち教育審議會にては、「幼稚園ニ關スル要綱」をも併せて答申したのであるが、それ以上に更に重大なる關係を有するものは、實に教育者の養成である。此等の外部的な關聯が一環として刷新せらるゝことによつて、國民教育の刷新は眞にその實効を收め得る次第である。

#### 四、教養第一主義の教育者

教育は人間が人間にまで陶冶することである、といふ教育の命題よりすれば、教育刷新の要諦は、何よりも第一に、教育者による人を得ることにならなければならない。これがためには、即ち教員養成の組織、機構を一新するを緊要の急務とする。それと同時に、現在、教育に従事せる人々の修養も亦た重要な問題である。實際社會が駁々乎として日に就り月に進むの際に在りながら、その先達たるべき教育者にして、或ひは修養に懈怠あるが如きことならば、到底教育の刷新とその發展とは望み得べきものではない。然るが故に、教育の實績を擧げんがためには、教育者の素質向上は絶對的に須要不可缺のものであるのである。

教育の陶冶力は、教育者が教材に精通し、その有するところの意義と、各教材の關聯とを十分に認識し、且つこれを皇國の道に統合して、單にこれを知識的に知るのみならず、更にそれを體驗し、これを實踐して、國民的な人生觀を把握せられたる時に至つて、始めて躍如として生動し來るのである。この教育の陶冶力の生動し來るに際しては、教育者の説くことと語ることは、兒童の體驗を深めてその生命の躍動を促進振興するのである。生成と創造との行爲的實踐こそ教育でありこれによりてこそ始めて、人間が歴史人として國家の使命に參與することがなし得る素質を育成するを得るのである。この故に、教育は先づ教育者の求道の生活より出發すべきものである教育は傳達には非ずして實に生の創造に外ならないのである。教育者と兒童との道を求むるところの一貫の生活によりて、それらの生そのものが更始一新さるゝことが教育である。然るが故に、もし萬一にも、教育者にして道を求め、道を行する心を喪失するが如きことあらば、謂ふところの教育的感化影響は遂に生徒・兒童に與ふること能はざるにいたるのである。古來、我國の高僧と呼び碩

學と稱せられた人々が、終生學生を以て任じて致々營々として、研鑽講究に邁進して退轉することなく、不斷不休の勉學に精進したことに對する時、之を現代の學者流の一部に求道的精神、行道的事功の乏しからんとすることに比すれば、蓋し想ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

教育審議會に於いて、國民學校に關する審議の答申と同時に、「師範學校ニ關スル件」をも併せて答申したることは、以上の事情より觀ればまことに當然のことに屬するのであるが、これも亦た國民教育の効果を完からしめんがために他ならないのである。

この「師範學校ニ關スル要綱」に於いては、

- 一 師範學校ハ道府縣立トシ、國民學校ノ教員ヲ養成スル所トスルコト
- 二 師範學校ノ修業年限ハ三年トシ、中等學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスルコト
- 三 道府縣ハ高等國民學校卒業業者ニ對シテモ適當ナル教育施設ヲナシ、師範學校入學ノ途ヲ開クコト
- 四 師範學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ依リ教育者タルベキ人物ヲ鍊成スルコト

(一) 皇國ノ道ノ修練ヲ重ンジ、實踐躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積マシムルヲ旨トスルコト

(二) 勤勞ニ依ル身心一體ノ訓練ヲ重ンジ、學識ノ深化、體位ノ向上、情操ノ醇化ニカメ、東亞並ニ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ體得シテ、克ク大國民鍊成ノ重責ニ任ズベキ識見實力ヲ養ハシムルコト

として居るのである。教育は教育者によつて行はるゝものであるが故に、教育者は躬ら皇國の道の修行者たるを要するのである。従つて、教育者たるものは自ら修養の工夫を積むべきである。古來、學道に於ける工夫としては、儒教に於いては、博學、審問、慎思、明辨、篤行を説いて居り、佛教に於いては、戒・定・慧の三學を擧げて居るのであるが、此等は採つて以て大いに吾人の参考とすべきものにして、他山の石として

以て玉を攻くべきものであらねばならない。

佛教に於ける三學に就いて、次に述べてみよう。

戒學は、或は身學とも呼ばれ、篤く行ふことであるが、道を學ぶものは、知學すると共に、身學することが肝要である。身學とは、身に於いて學を實踐することであつて、これを實踐し、これを行ふことである。この身學を伴ふことなき知識は眞に道を學するものには非ずして、行を伴ふことなき知は眞の學ではないのである。謂はゆるインテリ教育といふが如きものは、即ち實踐を伴はざる教育を意味してゐる。教育にして實踐を伴はざるかぎり、知が眞の知として具體的に把握せられたものである、とはいふを得ないのであつて、即ちそれは明辨したるものとはなし得ないのである。そこにこそ、教育者が勤勞による身心一體の訓練を重んじ、學識の深化、品位の向上、情操の醇化に力めざるべからざる理由が存するのである。

定學は、慎思、明辨することであるが、吾人は、勤勞を以てする身心一體の訓練に努力すると共に、慎思することが緊要でなければならぬ。定學といひ、慎思といふも、要は自己を反省することであり、吾人の雜念妄想を掃蕩することである。雜念妄想に蔽はるゝ間は、到底正しき身學も正しき知的考察も、これを見得るところに非ずして、蓋し百年河清を待つに等しいであらう。身學には常に定學を伴はねばならない。これ即ち所謂、動中靜あるものであつて、動なき靜は即ち死であり、また靜なき動には歸一するところがないのである。東洋道德、特に我國の道德が自己反省に起原し出發することの一事は、彼の相手方のみを一方的に責むる所の西洋道德に比較する時、霄壤もたゞならざる懸絶が嚴として存してゐるのである。而して彼に在りては自他の平等にして無差別なる分配に立脚せる公正の徳を主位となせる事に對し、我に在りては、

自他一體の根源に深く透徹し、差別不平等を持しつゝも、仁若くは和を以て貴しとするところに、到底目を同じうし席を共にして語るべからざる大隔絶を存してゐるのである。

慧學は、博學、審問のことに相當してゐて、しかも篤行と不可分、不可離の關係にあるのである。博く知識を世界に求めつゝ、常に皇國の道に照して攝取同化を怠らざる態度、即ちこのことにして、審に問ふとは正にその謂ひである。即ち東亞並に世界に於ける皇國の使命を體得して、克く大國民鍊成の重大責務に任ずべき識見を養ふと共に、その眞劍熱誠にして不撓不屈なる實踐力を培養することに他ならないのである。

かくの如くにして、教育者は自ら道の實行者となることによつて、生徒・兒童を指導することがなし得るのである。教育は人間によつてのみ行はれ得るといふが、その人間は他に非ずして實に教育者なのである。家庭に於ける父母は家庭の教育者であり、社會に於ける各人は、一は教育さるゝ者であると共に、他は教育するものである。併しながら、何れの場合であるといふも、教育はまた皇國の道に歸一するものであることを、深く心魂に銘記すべきである。

これを要するに、教育は人間を人間にまで陶冶することであるといふ從來の定義より、今や正に、教育は人間を國民とすることであり、日本教育の本義は、皇國の道の修練であることが、理論的に證明せられたのであるが、更にまた百尺竿頭、一步を進めて、我國策として、この教育が實施せられるに至つたのである。

## 第五章 明治時代の教育

### 第一節 時代の概況

徳川幕府二百五十餘年の鎖國制度も嘉永六年ペルリの來航に依つて破られ、同時に天下の輿論は攘夷、開國、佐幕、勤王等建國以來の紛擾を惹起したのであつたが、時勢の進運は遂に大政奉還に依つて時局を安定せしめ、大政奉還に依る政治組織の變化は諸般に涉つて開闢以來の變革を齎らし、過去の文物、制度、風俗、習慣等に至るまでも破壊せられたのであつて、教育の方面に於ても前古其の比を見ざる大革新が行はれたのであるが、これを教育制度並に教育思潮の方面から見て大體に於て次の如き五期に區分することが出来る。

第一期 明治初年より五年に至るまでの間で創業時代と云ふことが出来、これを教育思潮の上から自る時は皇道主義時代とすることが出来る。

第二期 制度に依つて區分すれば、明治五年の學制頒布から十二年の教育令の發布を見た時の間であつて、教育思潮の方面よりすれば歐化主義時代と云ふことが出来る。

第三期 第三期を制度上から見れば十三年に發布せられた改正教育令に依つて始まり、十九年の學校令に依つて終りとするもので、前期の歐化主義時代に對する反動の著しかつた時代である。

第四期 明治二十年頃から三十二年頃に至る十年間位の期間を指すのであつて制度の上から擧げると憲

法の發布、教育勅語の御下賜等となり、明治二十七八年戰役もこの間に起つた出來事であつて、教育思潮から見る時は第二、第三期の過渡期を通り抜けて稍々其の旗幟が鮮明になり、教育の動向を確立した時代で、個人主義を根柢としたヘルバルトの教育説が盛んに行はれた時代である。

第五期 明治三十二三年の頃から明治末期に至る間であつて、前期の日清戰役に勝利を博し、更にこの間に起つた日露戰爭にも大勝を得て、國民の自覺が大いに強められた時代であつて、これを教育の方面から見る時は、改正小學校令の發布となり、更に義務教育の六ヶ年延長となり、戊申詔書の御下賜があり、國民教育が暫くその基礎を確立した時代である。

以下には如上の區分に隨つて稍々詳細なる序述を年代順に行ふことにすると、徳川十五代將軍慶喜公は、内外の情勢に餘義なく大政奉還の擧に出たので、諸般の政治機構が全く一新され七百有餘年間武門に依つて掌られた政權は再び皇室に歸し、此處に新政の曙光が燦然として輝きを見するに至つたのであつた。斯かる間に新政の綱領を示す五箇條の御誓文が明治元年三月十四日紫宸殿に於て公卿諸侯侍立のもとに天地神祇に誓はせられ、國是として國民に示されてより教育の事もこの五條に根本を置いて諸種の制度が樹立されるに至つたのであつて、明治五年の學制頒布を以て其の始めとする。

更に教育思潮の方面から見ると時は舊來の儒教主義、佛教主義の教育説は一變して日本古來の神道に立脚した所謂皇道主義の發揚を見るに至つた。これは長い傳統を持つ徳川幕府の政策的保護の下に獨り安逸と專横を恣にして居た、儒佛に對する反抗の表面的表はれと見ることが出来る。又他面西歐の教育思潮移入にも甚だ見るべきものがあつた。西歐思潮の移入は既に徳川時代の中葉より和蘭を通じて我國に傳へられて居たが、幕府の鎖國政策の犠牲となつて、充分に發達することを得れいで居たのであつたが、新政の樹立に依る

開國進取の政治組織の下に自由なる發達を遂げ、歐洲諸國の新文物は勿論、米國等よりも直接に移入せられ、福澤諭吉等に依つて、之等海外諸先進國の文化が傳へられると共に我國の思想界にも多大の影響を與へたのであつた。

續いて明治二年には和蘭法律書中より學制に關するものが抄譯せられ、更に陸續として海外諸國の教育制度、教育思潮等が紹介されるに至つたが、これ等が我國に於て實際上の教育に變革を齎したのは稍々後れた明治五年の事であつて、學制頒布に依り其の精華を收め得たものと云ふことが出来る。斯くの如く明治時代の初期に當つては改革著しいものがあつたが、未だ一定の精華を收むるに至らず、總括的に見る場合此の時代の教育は舊幕時代のものゝ繼承であつて不統一の状態に置かれて居た。

第二期に於て先づ擧ぐるべきは學制の頒布を見たことで、學制は佛國の制度を模倣して適用したのであつて、組織的にして且つ集權的制度を取入れたものであつて我國教育上の制度は此處にはじめて確立を見るに至つた。この學制頒布を契機として歐米の教育思想並に教育制度の翻譯が著しく行はれ、翌六年箕作鱗祥の『百科全書教導説』をはじめとして、學校通論、學室要論、教師必讀、彼日氏教授論、那然氏小學教育論、加氏教授論、和氏教授法、平民學校論、斯氏教育論等實際教授を主眼とした、研究書の翻譯が出で、廣く教育家の蒙を啓發したのであつたが、制度の方面の研究書も亦之に劣らず幾多の譯書が世に出で、就中佐澤太郎の譯に成る『佛國學制』柴田承桂の『普魯士學校規則』等は最も著名なもので、之等諸外國の教育制度の紹介が我國の學校經營に裨益した點は著しいものであつた。

文部省當局に於ても教育思想の普及發達には銳意力を傾け、明治六年には文部省雜誌を發刊し、盛んに歐米の教育説を移入しこれを普及せしめることに努力して居たので、一般の教育的自覺は著しく高められるに

至つたが、之等の教育説は主として佛國及び米國に於て十八世紀以來行はれたところの功利主義的、實利主義的思想が根本となつて居たものであつて、當時はこれを稱して實學主義と稱して居た。

實學主義の主唱者は福澤諭吉で其の著書『學問のすゝめ』には最もよく彼の思想が著はされて居る。

斯かる間に文部省に於ても教育制度、教育思想の普及發達を計る意味に於て明治六年八月米國よりモルレーを招聘し、大いに日本主義の教育を鼓吹したのであつたが、同じ頃招聘せられたスコットはモルレーに反して帝國主義の教育を排し、純然たる米國式の教育法に據らむとし教授法の如きは全く米國そのまゝのものを普及せむとし、教科書をはじめ教具圖書の類に至るまでも米國式を採用し、教室の如きさへ米國風に模様替をすると云ふ極端さで、明治初年の教科書が主として米國の教科書の譯書に依るものであつたのはスコットの教育法に依る影響である。斯くの如く兩者は同時代に併も同一の國より來航し乍ら極端に相違した教育論を立て、教育法に據つて居たが、兩者共明治頭初の我國教育の誘掖者として重きを爲すものである。

明治の新政が諸般に涉り全く舊習を顧みず、新制の樹立に努めた爲めその反動として急進派に對する保守主義の衝突は至るところに於て行はれ、國內騒然たるものがあつたが、遂に進歩派の勝利に歸し保守派が全く抑壓せられてからは、海外先進國の思想は滔々として移入せられ其の結果として自由民權の思想は隆盛を極め、幾多の翻譯書に於て、又は著述に於て唱導せられるに當り一層熾烈を極めたが、この自由民權の旺盛なる時代想の渦卷の中に在つて唯一人加藤弘之は『人權新説』の著書に依つて民權論に反駁を加へたが、遂に時の勢には抗し難く自由民權の思想は滔として世を風靡し、教育界、思想界、其他萬般の社會現象をして自由民權の一色に染め成して仕舞ひ、遂に『大日本帝國憲法』の發布となり、帝國議會の開設を見るに至つた。

斯かる時代相の影響を受けて教育界も亦著しく歐米心醉に傾き、教育學説の如きも全く外國のものが尙ば



れ、明治十三年四月には文部省に於ても『斯氏教育論』を出版し、續いて有賀長雄の『如氏教育學』等の出版あり、スベンサーの思想系統に屬する教育論に次いで、ジョホノットの經驗的にして且つ實際的なる教育論が行はれた。又教育方法論に於ても米國に渡航彼地の開發主義の薰陶を受けて歸朝した伊澤修二、高嶺秀夫等に依り開發主義の普及が行はれ、其の後數年を出でずして『改正教授術』等の開發主義に基いた實際教育の指導書が世に表はるゝに至つた。

斯かる間に太政官布告を以て『教育令』の制定を見、これと同時に從來の『學制』の廢止を見るに至つた。學制は佛國の教育制度に倣つて制定せられたものであつて、其の規模は極めて廣大であり、理想は高遠であつたが、當時の我國に於ける教育の實情から見ると甚だしく實際的でない傾向があり、且つあまりに劃一的な嫌ひがあつたので遂に之を廢止し、毎細村或は町村が聯合に依つて公立小學校を設置し、町村民の選舉に依る學務委員を置く制度を採つたのであつて、これは當時の教育界が西歐よりも多く米國に受くるところ多かりし當然の歸結として教育の實際に當つて種々の不便を生じた結果の表はれであつて、歸するところは米國に於て行はれし教育行政の模倣と見ることが出来る。

又この時代に特筆すべきことは、實利主義を目標とした私立學校が各所に創められたことであつて、明治十二年の和佛法律學校（現在の法政大學）十五年には東京專門學校（現在の早稲田大學）等を始めとして幾多の私學が營まれたことであつて、これは當時の思想が最も實利主義に傾いて居り、實生活を營むに當つて必要とする智識技能の修得を要求して居たことに歸因するものと云ふことが出来る。

この當時に於ける日本の思想界を見るに、維新以後極端に西歐文物の移入に力を傾け思想も文物も歐米のものに非らざれば用ひないと云ふが如き歐米心醉者と、又この反面には如何なる文明の利器と雖も歐米のもの

のであればこれを排斥せんとする保守主義者との二つに別れ至るところに兩思想の鬭争は演ぜられたのであつて、國民はその何れを選ぶべきかと云ふことに對して大いに迷ひ、思想界は混然として全く行くべき道を失へる如き情態であつた。

この秋に當り國民全般の進むべき道を明示し、目標をして劃然と描出せしめたものは、教育勅語と帝國憲法との發布であつた。帝國憲法は我が建國の精神を繼承した、國史三千年の精華に基礎付けて、我が國體の尊嚴を明らかにし、當時の思想界の二潮流たる保守、急進の兩思想をも包括して國民の進むべき道を確立した大典章で、續いて二十三年十月には教育に關する勅語が發布せられ、これに依つて我が國の特色が彩然となると共に、廣大無邊の哲理と共に國民の時局に處して誤らざる道が明示され、此處に於てはじめて思想界に一定の目標が定まり、去就に迷つて居た國民は安んじて歸嚮するところを發見するに至つたのである。一度び教育勅語が換發せられ、國體の特殊性が示されるや、舊來歐米文明にのみ心醉して居た人々は自ら深く内省して、我が國體の特色をはつきり認識するに至り、その結果として國體を論ずる書物の出版が多くなり、思想界は一轉して國粹主義的傾向を示すに至つた。

斯くて一時歐化主義的思想の熾烈であつた反動として國家思想が勃興しはじめたのであるがこの國家思想を更に確固たるものとし、普遍化したものは實に日清戰役の勃發であつて、國民はこの戰役に依り、大いに一致團結して國家的信念の確立に邁進し、高山林次郎、木村鷹太郎、湯本武比古、井上哲次郎等に依つて日本主義が主唱され、我が國體の精華を發揮し、祖國愛の信念を培養せんとする運動が行はれるに至つたのである。

思想界の斯かる變革は教育界にも大なる波紋を投じ、從來盛んに行はれて居た形式主義の教育法にも幾多

の缺陷のあることが發見され、教育の大項を他に求めむとする傾向が生じ、遂にベスタロッチの開発主義の教育説も漸次影をひそめ、その代償としてヘルバルト學派の教育説と、佛人コンペーレの教育説とが用ひられるに至つた。ヘルバルトの教育説は獨逸人エミル、ハウスクネヒトが帝國大學に於て教育學を講ずるに至つて以來隆盛を極めたのであつたが、この思想は所謂個人主義を根柢として樹立せられた教育説である。教育勅語に依つて高揚せられた道德教育の方針とは一致しないものがあつたのは亦止むを得ないことである。併乍ら思想内容に於ては上述の如き矛盾を生じ乍らも、この學說の移入普及に依つて從來の劃一的形式主義の教授法は大いに改められて、此點相當の成果を收め得たものと云ふことが出来る。

此の時代の我が國教育は勿論文物一般に涉つて獨逸文明に倣ふところが多かつたが、明治十八年官制の改革に依りはじめて文部大臣となつた森有禮は大いに獨逸流の國家主義的教育説を主唱し、その理想を實現する爲めに一大英斷を以て教育制度の革新を敢行し、當時稍々行詰りの情態に在つた教育界の新展開を計つたのであつた。

第五期の教育 日清戰役に依つて東洋の主權が我が國の手に收められるや、思想界もこれを一契機として内省的氣運に傾いたことは既に前述の如くであるが、更に三十七八年の日露戰役に大勝を博してより國民の自覺は大いに高められ、内的にも更に一步を進めて單に國民としての自覺と云ふのみに止まらず、個人としての自覺となり、其の結果各人の信仰問題、人生問題等に考へを致さしむる如き内省の深さを加ふるに至つた。又國家觀念の如きも從來の漠然たる思想に依るものではなく、其の依つて來るところを充分に認識し、哲學的に基礎付けられた國家意識の確立で、國民一般の愛國熱は將に高潮の極に達して居た。併乍らその方面の缺點として古來何れの戰勝國に於て、も陥り勝の戰勝の餘榮に醉はされ、財界の好況に伴つて國民は奢

侈倖薄の風に陥り、物質萬能の考へ方が一般に行はれ、精神的方面の事は輕んぜられる如き風潮を示すに於て、遂に四十一年戊申詔書が下賜せられ、再び國民の思想的動向を明示されるに至つた。

教育界に於てもこの期は又内的に著しい變革を見た時で、前期に於て最も勢力を占めた、ヘルバルトの教育説は、大戰後旺盛を極めた國家意識の強烈なる發動に全く壓倒せられて、漸次その影を潛め、その反動として社會的教育學の勃興を見るに至つた。これは三十七八年戰役の結果として國民の自覺が著しく高められたことに歸因するものであつて、國民道德論、公民的精神の發露等の反動的教育思想の賜と見ることが出来る。これ等の思想の代表的著書として、『國家社會主義新教育學』を擧げることが出来る、當時多くの留學生が主として獨逸及び英、米等の諸外國に送られ、之等の人々は何れも歸朝後は我が國の教育界に幾多の新智識を齎らし教育界に貢獻するところが多かつた。

更にこの時代を教育制度の上から見る時も幾多改革發展の跡を見ることが出来る、これは日清日露兩戰役以後加速度的に發展した國運の隆昌と相俟つて教育制度の進展を見たもので、この時代に於て既に今日の教育制度の基礎が確立されたと見ることが出来る。

上の記述に依り明治時代に於ける、我が國教育界の推移變遷の大凡を察することが出来るが、更にこの時代を通じて常に教育界の動向を指示した明治教育の指針とも云ふべき教育書を吉田博士著『本邦教育史概説』中より引用し、以て明治教育史の内的推移を知る爲めの一助としやう。

和 蘭 學 制

(明治二年)

内 田 正 雄 譯

和蘭法律書の中より學制に關する文を譯出したもの。

佛 國 學 制

(明治六年)

佐 澤 太 郎 譯

佛蘭西の法律書より譯出したものと思はれるが、ナポレオン時代より十九世紀の中頃までの教育に關する規則を含んで居る。

百科全書教導説 (明治六年)

箕作鱗祥譯

チャムパーの百科全書中より譯出したもの。

學校通論 (明治七年)

箕作鱗祥譯

米國のウイッケルシヤムと云ふ人の學校經濟を翻譯したもの。

學室要論 (明治八年)

和蘭人ファンカステール譯  
ハート原著

ハートの原著を譯出したもので、翻譯者は和蘭人であるが、日本人に依つて訂正を加へられたもの。

小學校教授書 (明治七年)

文部省

普魯士學校規則 (明治八年)

柴田承桂譯

幼稚園記 (明治九年)

關信三譯

幼稚園 (明治九年)

桑田親五譯

教師必讀 (明治九年)

和蘭人ファンカステール譯  
ノルセント原著

此の書は廣く行はれたものであつて、明治十一年には長尾景弼と云ふ人の譯も別に出て居る。

彼日氏教授論 (明治九年)

和蘭人ファンカステール譯  
ペーリジ原著

此の書は教師必讀と共に廣く我が國の教育界に行はれた教育書で、我が國に於ける最初の教育書と云

ふことが出来る。

佛蘭西學制 (明治十年)

土屋正朝譯

ルイ・トビエーの佛蘭西法規を翻譯したもの。

國語教授式 (明治十年)

吉川樂平著

慕邇矣稟報 (明治十年)

同

那然氏小學教育論 (明治十年)

小泉信吉外一名譯

加氏教授論 (明治十一年)

甲斐議衛譯

米國學校法 (明治十一年)

文部省

法國教育説略 (明治十二年)

石橋好一譯

二十遊嬉 (明治十二年)

關信三著

和氏授業法 (明治十二年)

山成哲造譯

平民學校論 (明治十三年)

村岡範爲馳譯

斯氏教育論 (明治十三年)

尺振八譯

此の外スベンサーの教育論の翻譯は有賀長雄氏のものもあり又小山田貴雄譯のものもある。

小學教育新編 (明治十四年)

西村貞譯

此の外西村貞氏著に『小學教育論』と云ふものもある。

教育學 (明治十五年)

伊澤修二編

教育學 (明治十六年)

淺野桂次郎著



- 刪定教育學 (明治十六年) 土屋正朝譯
- 教育史 (明治十六年) 西村茂樹譯
- 倍氏教育學 (同) 添田壽一譯
- 教育新論 (同十六年) 元良勇次郎著
- 教育新論 (同十七年) 高嶺秀夫著
- 是は米國のジョホノットの教育書の翻案である。
- 如氏教育學 (同) 有賀長雄譯
- 是は高嶺氏の教育新論と同じ原著を譯したものである。
- 職業教育論 (同) 菊地大鹿譯
- 子守教育法 (同) 渡邊某著
- 通俗教育論 (同) 庵地保著
- 此の書は既に明治十三年に『民間教育論』として出版したものを改名翻譯したものである。
- 行政學教育論 (同) スタイン原著
- 改正教授法 (同) 若林虎三郎著
- 加氏初等教育學 (同十八年) 白井毅著
- 味氏教育學 (同) 和久正辰譯
- 此の外『味氏教育全論』と云ふ書もある。
- ミル教育論 (同) 松島剛譯



- 學校管理法 (明治十八年) 外山正一譯
- 教育家必携 (明治十九年) 大村仁太郎譯
- 教育哲學史 (同) 鈴木力譯
- 獨逸聯邦西教育史 (同) ドナルド原著
- 魯氏教育學 (同二十年) 國府寺新作譯・ローゼンクラント原著
- 此の書は外に松尾貞次郎氏の譯もある。
- 教育原論沿革史 (同) 杉浦重剛譯・ブラウイング著
- 此の書も山本義明氏の『教育學說史』と云ふ翻譯もある。
- ベスタロツチ氏の主義及應用(同) 山縣梯三郎譯・ペイン原著
- フレイベル小傳及幼稚園(同) 山縣梯三郎譯・ペイン原著
- 教育哲學史 (同) 山縣梯三郎譯・ペンネット原著
- 教育學 (同二十一年) 能勢榮譯・コンペーレ著
- 教育全史 (同) 杉浦重剛譯・ペイン著
- 波氏教育學 (同) 小林小太郎譯・ペイン原著
- 鱗氏教授學 (同) 有賀長雄譯
- 是はリンドネルの原著を翻譯したものである。
- 教育學講義 (同) 國府寺新作譯
- 虞氏應用教育論 (同二十二年) 能勢榮譯・グリーンウット原著



初等教育學 (明治廿三年)  
 家庭教育原理 (同二十四年)  
 教授之正誤 (同)  
 根氏教授論 (同)  
 獨塊佛瑞 學校概論 (同二十五年)  
 李國小學校法案 (同)  
 俄氏新式教授術譯 (同)  
 教育史 (同)  
 理學應用教育論 (同)  
 普通教育學 (同)  
 教育精義 (同)  
 科學的教育學 (同)  
 教育新論 (同二十六年)  
 倫氏教育學 (同)  
 特殊教育學 (同)  
 保育學初學 (同)  
 初等教育學 (同二十七年)  
 埜氏教育學 (同)

高須治 輔譯・ボプロフスキー原著  
 新保馨 次譯・アレリン女史原著  
 順田辰次郎譯・ゼームス、エルヒユート著  
 能勢 榮譯・コンペーレ原著  
 田中登作 橋本武譯・クレーム著  
 文部省譯  
 本庄 太一郎譯・チャールス、ド、ガルモ著  
 松島剛 橋本武譯・コンペーレ原著  
 林吾一 町田則文譯・ロバート、ガロエー著  
 澤柳政太郎 立花銃太郎譯・ケルン原著  
 山口 小太郎譯・ハー、ケルン原著  
 岡田 五 兎譯・フレイリツヒ原著  
 岡村 愛 造譯・ビユエ、カンナ著  
 湯原元一 譯・ガー、アー、リンドネル原著  
 澤柳政太郎 立花銃太郎譯・ケルン原著  
 坂田 幸三郎譯・エー、エル、ハウ原著  
 是石辰一郎譯・ジョン、カイル原著  
 藤代禎 輔譯・チツテス原著



ロツク教育論 (明治廿七年)  
 大日本教育會の譯書もあり。  
 習慣の心理と其効用 (同)  
 小學校に於けるヘルバルト教育學の價值(同廿八年)  
 ヘルバルト教育學 (同)  
 國家教育論 (同)  
 み氏今世教育學 (同)  
 倫氏教育學 (同二十九年)  
 密氏教育論 (同)  
 宇氏ヘルバルト教育學 (同三十年)  
 岩田岩次郎氏の譯書もあり。

原 豊作譯・ジョン、ロツク原著  
 重見 經藏譯・ペー、ローヂシトツク著  
 能勢 榮譯・ライン原著  
 藤代禎 輔譯  
 久津見 息 忠譯・アルフレツド、フォイエー著  
 國府寺 新作譯・ドクトル、ミヒ原著  
 湯原元一 譯・リンドネル原著  
 岡部 精一 譯・ミツヒ原著  
 有 終 會譯・ウーフエル原著  
 湯原元一 岩田岩次郎譯・ボエム原著  
 村上 俊 江譯・ヘルバルト原著  
 菅 學 應譯・ジエー、ジエー、ルソー原著  
 塚原政次 譯・エフ、キルヒネル原著  
 湯原元一 譯・ゲー、エフ、フィステネル原著  
 立柄 教 俊譯・チーステルエヒ原著  
 佐久間 恭 信譯・ラツド演説

習慣教育法	(明治卅二年)	幸野禮	治譯・アーデル原著
兒童教育指針	(同三十三年)	瀧の川	園譯・デュボトア原著
犯罪者の教育	(同)	留岡幸	助譯・ドクトル、ウエー原著
兒童教育法	(同)	大瀬甚太郎	杉山富樫譯・オーフェルベルク原著
小學教育の原理	(同三十四年)	山口小太郎	佐々木吉三郎譯・ライン及シルレル原著
ヘルバルト及其の學徒	(同)	島崎恒五郎	譯・チャールズ、ド、ガルモ原著
教育史	(同)	岡田五	鬼譯・チツテス原著
算數心理學	(同三十五年)	西山喜太郎	譯・デウエー及マクレラン著
教授法	(同)	本田増次郎	棚橋源太郎譯・イー、ヒューズ嬢口演
獨逸補習學校制度	(同)	文部	省譯・オスカリ、バツベ原著
教育上の常識	(同)	好本	督譯・バーネット原著
教授法	(同三十六年)	熊谷五郎	阿口隆太郎譯・チツテス原著
女子運動法	(同)	坪井玄道	可兒德譯・ヘスリング原著
實科教育手工新書	(同)	小西久鷹	譯・チエー、バルト、ウエー、ニーデルレー著
英國學校生活	(同)	立教學院	譯・トーマス、ヒューズ原著
家庭教育	(同)	菅沼元之助	譯・ハンナ、ホキツトール、スミス夫人原著

## 第二節 第一期の教育

### 第一項 教育行政に就いて

#### 一、五ヶ條の御誓文

明治新政の曙光は先づ五箇條の御誓文に依り齎らされ、全く舊態を一新した諸般の政治及教育は、此の五箇條に依つて其の大道が定められたのであつて、明治新政に依る教育の沿革は五箇條の御誓文に現はれた御精神と深い連絡のあることは云ふまでも無い事である然らばこの五箇條の御誓文は如何にして行はせられたかと云ふことを知るのには最も必要とするところで、以下には主として當時に於ける思想の流れと、社會情態に就て述べることにする。

徳川幕府の傳統的政策たる鎖國は、我が國民をして世界の大勢から甚だしく遠からしめ、二三の者を除いては全く海外のことに就ては盲目に等しい情態に置かれて居たが、米艦が浦賀の港に來航してから長い鎖國の夢は破れ、當時の我が國民としては到底想像も付かなかつた進歩した海外の文化を眼のあたりに見せつけられるに於て、我が國民の驚きは著しいものであると共に、多年徳川幕府に依り抑壓せられて居た國民の自由は、幕府の權勢が漸く衰へを見せるに及んで、反動的に進歩した外國の文化に向つて憧憬と研究の目を向け様とする氣運を醸成しつつあつたが、斯かる間に徳川幕府は遂に大政奉還の舉に出で、明治の新政が樹立されるに及んで、上述の氣運は急激に展開し、國民の間には總てに於て古きを捨て、新しきに就かむとする

風習が行はれ、舊習の打破は諸般の社會現象として反映して來たのであつた。

斯くの如き時代相の中に五箇條の御誓文が行はれたのであつて、御誓文中第四條『舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし』とあるのは實にこの時代の思想を最も闡明に表はしたものと云ふことが出来る。

### 五箇條の御誓文

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
  - 二、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
  - 三、官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。
  - 四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。
  - 五、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。
- 斯くて新興日本の進むべき道は明示せられ、一朝にして舊來の陋習は破られ、官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げむことに心掛け、自由に海外の新知識を取り入れて、近々五十年にしてよく世界に於ける一等國としての文化を築き上げたのであつて、此の間に於ける教育の發達は過去の人類史に於て其の比を見ざるゝところである。

### 二、大學と教育行政

新政に依る改革の實は各方面共着々として擧げられて居たとは云へ、當時の教育情況は未だ幼稚なるもので、隨つて教育制度の如きも設けられてなく、教育上の行政も大學校に依つて掌られて居た。

大學校とは林羅山が徳川幕府の命に依つて創設して以來幕府の府校として、幕政時代教育の中樞たりし、昌平費を維新後復興し、この名稱を大學校と改めたものであつて、當時に於ける最高の教育機關であつたと共に、教育上の事務をも掌握して居り、隨つて其の職制の如きも純然たる教育機關としてのものでなく、教育行政機關としての機能をも加味されて編制されしものであつて、現今の文部省と大學校をも併合した如き形のもので、其の教育制度に就ては後に詳述するも大要上代平安朝に於ける大學の復活と見て大差なく、行政上の機能を發揮する爲めの制度としては特に組織立つたものではなく、長官たる大學別當に依つて教育行政は掌られたものであつて、現在の大學總長が文部大臣を兼任せると同一の情態であつた。當時教育行政と云ふも教育機關が甚だ尠かつた爲め繁雜なる事務を掌握する必要が無かつた爲め、斯くの如き職制に據つて居たものであつて、其の職制に依れば全國に於ける中學小學を指揮監督することになつて居るが、事實に於て普通教育を指導監督すると云ふが如きことは行はれず、僅かに二三の官立學校を管理した程度のものであつた。

この制度は佛國に於て行はれて居た大學制度に倣つたものであつて、其の位置は集議員の次彈正台の上に列せられて居た。

### 三、文部省の創設

大政が奉還され政權は七百年來の武門から離れて皇室に歸したと云へ、長い間に亘つて行はれた組織は、一朝にして名實共に之に伴つて内容を一變することは出来ず、又他面に於ては中央に於ける行政上の組織も内容を完備せざりし等のことに依り、幕府は倒壊したが地方に於ける諸大名の間には新制度の完全なる運用

が行はれ難き情勢があり、幕府の大政奉還後も全國二百餘の諸藩侯は依然として舊幕時代の如く藩主として、其の地方に於ける政治機構の中樞を爲して居たが、遂に明治二年六月、諸藩は悉く藩籍を奉還するに至つた。併乍らこれは表面上の變化に過ぎず、依然行然上に關しては舊藩時代の組織に依つて行はれて居た。隨つて教育の事に就ても全國一定することなく、藩に依つて大いに其の傾向を異にして居り、全く不統一の情態に置かれて居た。

斯くて明治四年廢藩置縣の行はれるまでは中央に於て各地の教育行政を一括して統一すると云ふ如きことなく、各地方に於ける知藩事の權應に依つて行はれて居たのであつたが、廢藩置縣が行はれるに當つて、政府に於ては全國の教育行政を中央に一括する意味に於て文部省を創設した。此處に於て從來大學に依つて掌られて居た教育事務は、始めて組織立つた行政機關としての文部省に移され、大學、中學、小學等の教育行政を掌ることゝなつた。

文部省には卿、大輔、少輔、大少丞、正權、大中少錄等の官を設け、省内を分つて教師課、會計課、職員課、記録課、書籍課、受付課等の各課とし、中央行政機關として諸般の事務を包括した。文部卿とは現今に於ける文部大臣で、大輔は次官に相當するもので、大木喬任を以て初代の文部卿に任じた。而して當時文部省直轄學校として東京にあつたものは、開成學校、東京醫學校、東京外國語學校等である。

次いで明治四年十一月從來舊藩政を中心として行はれて居た全国各地の有志又は一般の寄附等に依り創立經營せられて居た、府縣學校をも文部省の管轄と定めたものであつたが、當時創設頭初にして其の基礎未だ不充分なりし文部省としては、各府縣に依り創立せられた多數の公立學校を全部公費を以て經營することは不可能の情態に在り、文部省は同年十二月二十三日付を以て小學校入學に際し各自より月謝を徵集して其の

維持を計る旨の布達を發した。小學校入門心得に次の如き項目のあることに依り當時の狀況を推察することが出来るであらう。

- 一、受業料、毎月分可相納事。
  - 一、修業ハ書、算、筆ノ三科タルベキ事。
  - 一、書籍等ハ銘々持參可致事。
  - 一、稽古時間ハ毎日五時間ノ事。
  - 一、男子生ハ八歳ヨリ十五歳迄ノ事。
  - 一、女子生ハ八歳ヨリ十二歳迄ノ事。
- 但シ凡テ通ヒ稽古ノ事

## 第二項 初等教育

### 一、政府の督勵

小學校に於ける教育に關して政府としては、直接これが管理、經營等を行つては居らず、地方に一任し、中央政府としてはこれを督勵してその普及發達を計ることに努めて居た。明治二年二月五日に發布せられた「府縣施政順序」中に特に「小學校を設くる事」と云ふ一條が録されて居ることに依り當時の政府當局の教育に關する態度が察知出来る。次にその一文を掲ぐれば、

専ラ書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰ノ記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講談ヲ以テ國體時勢ヲ辨



へ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ。

又同年三月二十三日の布告にも

庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府縣ニ於テ小學校被設人民教育ノ道洽ク御施行被爲在度思召ニ候間東北府縣速ニ學校ヲ設ケ御趣意貫徹候様盡力可致旨被仰出候事。

但學校取調トシテ東京學校ヨリ人選ヲ以被差向候間商議可致事。

等とあり、之等の條文に依つて政府が各地に於ける小學校の普及發達を間接ではあるが何の程度まで督勵して居たかと云ふことが察しられる。

## 二、小學校の設立

政府の學校設立獎勵を受けて率先し小學校の創立に努めたのは京都市であつた。京都市に於ては中央政府の督勵を受くる前既に小學校設立の議があり、全國に率先して明治元年八月京都市を上京、下京の二區に分ち、一區に各々二十餘の區分を設けてこれを番組と稱し、各番組は協同一致して自治的に凡てを處理しその向上發達を期して居たのであるが、時勢に即して小學校の必要を主唱する者が多く、遂に區内に小學校を創設して普通教育を施すことになり、翌二年五月二十一日に上京第二十七番組に小學校を設立したのであつた。これは實に全國に於ける小學校設立の最初で、續いて各番組内に小學校が設けられ、明治二年の終りに實に六十四ヶ所に設立せられたのであつた。

京都に續いて小學校を設けたのは東京府で、明治三年六月東京府に於ては六ヶ所に小學校を設立した。東

京府に設けられた小學校を創立順に示せば次の如くである。

- 第一校 芝増上寺地中源流院
- 第二校 市ヶ谷洞雲寺
- 第三校 牛込萬昌院
- 第四校 本郷本妙寺
- 第五校 淺草西福寺
- 第六校 深川森下町長慶寺

等であつた。京都府に於ける小學校は相當經費を支出し、校舍の如きも獨立して營まれたものであつたが、東京に於ける小學校は特に學校の爲め校舍を新築すると云ふが如きことは行はれず、上述の如く何れも寺院を借りて小學校としたものであつて、諸般の設備等全く京都の比ではなかつた。併してその經營法の如きも僅かに支米二百石を以て之に充て、居たので其の規模は推して知る可きである。

京都、東京に於て小規模ながらも小學校が創立さるゝや全國各地に於て之に倣ふものが續出した。随つて各地方共其の費用捻出には相當困難を感じたものゝ如く、府縣より學校設立の爲め補助金の下附を國庫に願出たものも相當多數に上つた。

斯くの如く漸次小學校創設のことが各地に於て行はれたとは云へ、東京、京都に於けるものにして既に前述の如き内容であつたので、各地方に於けるものは一層貧弱で舊幕時代の寺子屋と格別の差異は認められざる如きものが多かつた。併乍ら古きを捨て新しきに就くと云ふ當時の時代相の流れは、新設さるゝ小學校に對して著しき關心を寄せ従來手習師匠に通はせ、又は寺子屋に上らせて居る子弟を争つて小學校に學ばしめ

むとする傾向があり、この結果手習師匠寺子屋の經營等に依つて生活を立て、居た人々は大いに恐慌を來すに至つた。其の結果従來手習師匠等をして居た者にして相當有力なる者は、小學校と同一組織に依る郷學を興さむとするに至つたが、この氣運は充分に發動を見ずして明治四年十一月二十四日の布告に依り、各地の學校は總て文部省の管轄に屬するに至つた。

### 三、小學校教育の内容

當時に於ける小學校の教育は一定した規畫に依つて行ふと云ふ如きことはなかつたので、各地方に依り多少の差異はあつたものゝ如くであるが、略々共通の科目として讀書、習字の二科を以て主要科目とし、學校に依つてはこの外に算術、道話等を加味して居るところもあつた。

教授法の如きも未だ學級教授等の進歩した教授法は用ひられず、舊來寺子屋に於ける個別指導の教授法を踏襲して居た。教師として教師、助教、句讀師等があり、所によつては句讀師の下に更に句讀師手傳と云ふものも置かれて居た様で、職員の制度の如きも一定を見て居なかつた。尙句讀師とは、小學生徒中成績優秀なる者を選抜してこれを命じて居たもので、句讀方又は句讀方手傳等と云ふものに同じである。

授業は毎日午前七時頃より始め、午後四時頃を以て終業の時間として居た。又入學にも男女の性別。年齢等に依り嚴格なる規定は一般に行はれて居なかつたものゝ如くである。

### 四、小學校規則

小學校の經營に當り特に規定に依り、これを行ふと云が如きことは一般に行はれて居なかつたものゝ様で

あるが、小學校に對する規則は次の如く制定せられて居た。

子弟凡ソ八歳ニシテ小學ニ入り普通ヲ修メ兼テ大學専門五科ノ大意ヲ知ル  
句讀、習字、算術、語學、地理學、五科大意

これは當時全國の學校を管理して居た昌平校即ち大學が、小學校監督の爲めに設けたものであつて、この規則は實際の小學校經營に對しては殆んど有名無實のものであつた。

## 第三項 中等教育

### 一、政府の督勵

中等教育に對しても中央政府は初等教育に於ける如く、これを専ら督勵した。當時大學より各府縣に於ける學校施設に關して、政府に上申した文書に次ぎの如きことが書かれてゐるのである。

- 一、府縣新ニ學校ヲ建政化ヲ裨補スヘシ。但シ其學校ノ或一箇所或二三箇所ハ府縣ノ大小ニヨリ宜ヲ觀ルヘシ。諸藩タリトモ采地少ナルモノハ旗縣ト圖リ協力シテ營造スヘシ。
- 一、府縣ノ學校ハ東京大學校ヨリ管轄スヘシ。
- 一、學規ハ大學校ノ頒ツ所ヲ遵守スヘシ。
- 一、教育ハ大學校ヨリ交代スヘシ。府縣ニ其人アル時ハ知事コレヲ隣選スヘシ。
- 一、五年ニ一度鄉舉ヲ以テ士ヲ大學ニ貢シ試業ヲ受クヘシ。
- 一、學校ノ造營若ハ修繕ノ時其他ノ士籍民籍ヲ論セス凡有力者ハ金ヲ贖シ後ヲ助ルヲ許スヘシ。

此の上申書は昌平校が各地方の學校設置に當り、其の施設に關する意見を上申したものである。この當時には中學、小學等の區別が判然と出來て居なかつたので、総合的に督勵して居たものである。

## 二、中學の設立

明治二年二月二十二日京都府に於ては上京、下京の二ヶ所に中學を設立すべく、京都府廳より公文書を以て太政官に届出た、これが我國に中學の設置された最初で、其の建議書中に次の如きことが見えて居る。  
上京下京ニ各一箇所ヲ建營ス即大組ノ會所ヲ兼ネ知府事以下時々出勤、市中ノ救窮賑恤ノコトヲ始メトシ下情ヲ聽取シ講書道話ヲ以テ風儀ヲ教導シ布令ヲ告諭シ、上意ヲ伸達スル所ニシテ部内俊秀小學校中ニテ學術伸達スルモノ亦此ノ内ニ選入ス。  
斯くて翌三年中學校を創設し、十二月を以て開校した。又東京府に於ても、これと前後して駿河臺川勝近江の邸に中學校を設立した。當時東京に於ける中學への入學者は、僅かに九十名に過ぎなかつた。これに續いて各地方にも中學の創立されるものが相當にあつたが、その數は明確でない。

## 三、中學の教育

此の時代に於ける中學は前にも述べた如く小學校とも又専門學校とも劇然と區別されたものではなかつた。中學規則に依れば十五歳にして小學校の教課を修了し、十六歳から中學に入り各々専門の學を修め、二十二歳から中學に於て俊秀なるものを選抜して大學に入學せしむるにとなつてゐた。隨つて中學は大學の純然たる豫備門であると同時に、又専門の教育をも授ける機關であつた。京都に於ける中學が小學校と併設

されてゐた等に依りても亦た小學教育と嚴然たる區別の設けられてゐなかつたことが分る。

東京に於ける中學の組織は小學校と同じく玄米に依りその經費を支出してゐたもので、年額六百石を以て經費の全額としてゐた。而して生徒はこれを三等に分ち、一等を特進の者とし、これに次ぐ者を二等とし其他は三等としてゐた。一等生は公費を以て二ヶ年間寄宿舎に入ることを許され、二等生は半年、三等生に對しては春秋二期に筆墨等の學用品を支給することゝしてゐた。一、二等生にして寄宿舎に入るを許された者に對しては凡て官費を以て其の食料をも支給し、以て獎學のことに努めた。

又教科の内容も其の等級に依つて異り、一等生は書經、公法、明律等を學び、二等生は左傳聯邦史略等、三等生は論語、地球説略等を以て其の教科とした。

東京中學校は其の後幾許もなくして校舎狹隘を告げ、洋學校と共に日枝神社の附近に移されたのであつたが火災に遇ひ、遂にその再建を見ずして文部省の所管となつたのである。

又中學と専門學校との教科を兼ねて居たものに、大阪の開成所、長崎の廣運館等があるが、これ等は何れも中學校と云ふ名稱を使用しなかつたが、専門教育を兼ねた中等教育機關であつた。

## 第四項 高等教育

### 一、學 習 院

明治新政府は大いに教育の必要を認め、専ら普及向上の實を擧げ様としたが、その當初に當つては一般教育にまで餘力を伸ばすこと能はず、僅かに高等教育の振興を具體化した。即ちその第一歩として明治元年三

月十二日政府は次の如き達しを出して學習院の復興を計つた。

學習院 來十九日ヨリ開講被仰出候事、これに依つて弘化二年仁孝天皇に依つて創められた學習院は復興を見るに至つた。政府が學校に關して具體的方策に出た最初のことであつて、明治の教育史上記念すべき一項は斯くして印されたのであつた。

續いて三月二十八日學校掛より各局に對して學舍制を配付したが、その學舍には次の如き規定が設けられて居た。

皇祖天神社ヲ寮中ニ講奉リ大學別當其神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官以下學生以上盡其祭祀ニ仕奉ル  
とて學内に天神社を設けたのであるが、この事は明治新政府の教育に對する根本方針の表はれと見ることが出来、明治教育史上其の思潮の推移を知る上に大なる事柄である。即ち上代の大學に於ても大學の祭神としての孔子を祀り、大學別當に依つて祭祀が行はれて居たのであつたが、明治新政府は我が國最高の教育機關たる大學の祭神に外國のものを祀ることは教育の本義に照して面白くない、といふことに依り一千數百年來行はれて居た慣例を打破して特に皇祖天神を奉祀したのであつた。

併して其の職制は上代の大學のものを踏襲して次の如きものが設けられた。

大學別當	一人	大學頭	一人
大學助	一人	大學博士	一人
大學助教	四人	史生	二人
明法博士	一人	同助教	二人
同史生	二人	文章博士	一人

同助教 二人

同史生 二人

弘化二年創立せられてより其の後中絶の形に在つた學習院は斯くて名實共に復興し、我國に於ける最高の教育機關として、公卿を中心として廣く就學せしむるに至つた。

學習院は復興に續いて其の名稱を改め大學寮代と稱せられた。即ち學習院なるものは大學であつて、廣く大學教育を施す場所であるといふことを示したものである。

## 二、皇學所・漢學所

皇學所は明治元年九月十六日の創建であつて 建設の目的は皇學を獎勵する爲めの教育機關として、あつて、皇學所規定の中に次の如きことが見えて居ることに依り其の目的も亦自づから明らかとなつて来る。

近來皇國ノ學相衰へ外國へ對シ候テモ不都合ニ付今般更ニ皇國學盛大ニ御振起被遊度思召ニ候間各御一新ノ御趣意ヲ奉戴シ異日國家之大用ニ相立候様一同奮發勉強可致旨御沙汰候事。

と諭してあることに依り、皇學尊重の趣旨に出でし事は明らかになり、この創設に當つては當時の國學者が盡すところ多かつた。

皇學所には皇祖天神大宮を設け、中央に天御中主大神、皇産靈大神、伊邪那岐大神、伊邪那美大神、天照皇大神、須佐之男大神等を合祀し、左右には天神地祇を合祭した。而して皇學中には、本教學、經濟學、辭章學、藝伎學等の分科が設けられて居たが、何れも皇道を發揮することを以て主眼として居た。

漢學所は創建と共に規則が制定せられ、開講を見たのは明治二年正月十七日であつたが、同年九月二日京都大學校建替の爲め兩所とも廢止される事となつた。然るに大學校の創立は同年十一月二十三日に中止とな

り、遂に京都大學校開設の事は其後久しく行はれず、東京に於て舊來幕府の府費として榮へて居た昌平費を復興し、大學の完成に向て歩を進めたのであつた。

### 三、昌平費等の復興

明治元年六月二十六日政府は幕府に依つて創立せられた醫學所を、又二十九日には昌平校を九月十二日には開成所を復興し、昌平校をして醫學所並に開成所を管理せしめた。

昌平校は前章に於て詳述した如く寛永七年林羅山が幕府の命に依り創立し、爾來林家を祭主として經營せられたものであり、開成所は安政二年九段坂下に開設せられた洋學所であつて、其の後小川町、一ツ橋等に轉々として明治維新に至つたものであり、醫學所は安政年間佐賀の藩醫伊東玄朴等が西洋醫術の研究を目的として神田お玉ヶ池に設けたもので、その後下谷和泉橋通りに移轉され、西洋醫學所と改稱せられたが、再び醫學所と改められ明治に及んだものであつて、これ等の學校は政府の大學設置の前提として先づ其の復興が計られ、次いでこれ等を中心にして新政に依る最初の大學が設けられたのである。

### 四、大學の設置

明治二年六月昌平校を改めて大學校とし、十二月更に大學校を改めて大學とし、開成所を大學南校、醫學校を大學東校として其の組織の統一を計つたのであつた。又南校、東校の外に特に兵學校をも大學の一分校として設置したことは新政府の教育に對する方針を知る資料として極めて興味ある點であつて、當時は昌平校を以て大學校とし、開成所、醫學所、兵學校はこれを分校として取扱つて居たのであるが、政府がこれ等

の大學を如何なる目的に依り經營せむとしたかと云ふことは大學校規定に依り次の如く表はされて居る。

#### 大 學 校

一、神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實學實用ヲ成スヲ以テ要トス。

#### 大 學 校 分 局 三 所

一、大學校區域未廣悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以分局トス然ルニ大學校ノ名ハ三校ヲ總テ是ヲ稱スルナリ。

#### 開 成 學 校

一、普通學ヨリ専門學科ニ至ル迄其理ヲ究メ其ノ技ヲ精ウスルヲ要トス。

#### 兵 學 校

一、今此局ヲ設ケス姑ク是ヲ軍務官ニ付ス。

#### 醫 學 校

一、醫理ヲ明ニシ藥性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ實驗ヲ究ムルヲ要トス。

是に依つて大學各校の目的とするところが明らかとなり、明治政府の教育に對する根本政策を知ることが出来る。

又大學の堂規として定められて居た規則中に次の如きことがある。

昔天皇ノ詔語ニ曰ク博士助教ハ惟學業ノミニ非ス兼テ德行ヲ取レ、又曰ク古ノ王者教學ヲ先トス世子訓ヘ風ヲ垂ル、此レニ由ラザルコトナシ執レモ常ニ此語ヲ服膺シ誠心實意己ヲ修メ人ヲ治ムルノ道ヲ講明シ職務ヲ懈ルヘカラス。

又曰く

明詔ヲ奉戴シ聖旨ヲ體認シ以テ材ヲ達シ德ヲ成シ異日國家ノ大用ニ供スルヲ志トシ夙夜刻苦其業ヲ勉勵セヨ學術公明正大ヲ以テ主トシ門派ヲ標シ私黨ヲ樹ツヘカラス立志ノ要内外本末序次ヲ謬ラサルニ至リ。附大學校ニ入ル學生須ク兼テ他國ノ事ニ通スヘシ分局兩校ニ入ル學生固ヨリ皇國ノ目的ヲ外ニス可カラス。

朝政ノ得失ヲ私ニ相誹議シ或ハ財利飲食戲玩淫褻等ノ談一切禁止スヘシ。

附令條ニ德義清慎ハ公平恪勤ヲ以テ技ニ一善トス須ク常ニ佩服踐行スヘシ。

交通各々其分ヲ守リ溫恭遜讓ヲ以テ務トス高聲爭論等深ク謹戒ヲ加フヘシ。

附好テ人ノ惡ヲ許ク可ラス只須ク平心虛懷互ニ相規諫スヘシ若シ過有ラハ則改メ速ニ善ニ遷ルヘシ。

學生學ニ在ル各長幼ヲ以テ序トス令條ノ如クナルヘシ貴賤ヲ以テ座次ヲ爭フコト勿レ。

附正講ノ時ハ華族士族ト次第ニ列スヘシ朝五時ヨリ七時ニ至ルマテヲ學業正課トス其他輪講輪讀其約定

スル所ニ從テ餘課トス。

又當時の大學に於ける教育の精神を述べたものとして、明治二年六月十五日に制定せられた大學規則中に次の如き項目が見えて居る。

道ノ體タルヤ物トシテ在ラサルハナク時トシテ存セサルナシ其大外ナク其小内ナシ乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ即チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所學校ハ乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ才德ヲ盛シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所者ナリ蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニ在リ乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格

物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル處學校ノ宜ク講究スヘキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ亦國ノ興收民ノ死生ノ繫ルトコロ政務中ニ於テ最モ重スヘキ事ニシテ外國ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ我國ノ有トスルコト勿論ノミ如此ナレバ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖是乃チ大學校ノ規範ナリ

之等を綜合して見ると當時大學を興すに當つて單に教學の府としてのみ重きを置いたのではなく、知識を廣く求めると共に又一面に於ては儒教の精神を基として治國平天下の實を擧げ、飽くまでも國體の尊嚴に基礎付けた皇道の根幹を明らかにせむとする大精神の下に行はれて居たと云ふことが知られる。

大學に於ける學科目は明治三年二月に制定せられし大學規則に依れば教科、法科、理科、醫科、文科の五科目に分れ、教科は神教學、修身學、法科に於ては國法、民法、商法、刑法、訴訟法、萬國公法、利用厚生學、典禮學、政治學、國勢學等を、理科は格致學、星學、地質學、金石學、動物學、植物學、化學、重學、數學、器械學、度量學、築造學、文科に於ては紀傳學、文章學、性理學等を、醫科はこれを本科、豫科の兩科に分ち、豫科に於ては數學、格致學、化學、本科に於ては解剖學、藥物學、原病學、病屍剖驗學、内科、外科及び雜科、治療學兼攝生法等の學科を教授することになつて居た。併乍らこれ等の規定に依る教科は實教授に當つては行はれて居なかつたものゝ如くである。それは大學規則なるものが制定せられて居たが遂に實施するに至らなかつた事に依り此の規則に定められた教科が行はれなかつたものである。

#### 四、開成學校

開成學校は前にも述べし如く幕府の創立した洋學所を明治政府に依つて大學の支校とされたもので、始め

は主として蘭學の研究所であつたが、漸次一般洋學の研究をする様になり、英、佛語等の外に化學科等をも設け、更に獨、魯等の語學の研究をも追加され、洋學所として稍々完備を見るに至つたもので、この當時より洋書調所と名稱を替へ、小川町から一ツ橋に移轉して居たが、文久三年開成所と改稱した。其の後數次の變遷を経て明治二年十二月大學の分校となり、大學南校と改稱せられるに至つた。明治四年に文部省が設けられるに及びて昌平學校の管轄から離れて文部省の所管するところとなり、校名をも單に南校と稱して居たが、其の後學制頒布に依り開成學校と改稱し、専門の學術を教授するところとなつたのであつて、これまでの同校は純然たる大學の豫科に過ぎなかつたのであつた。

### 五、東京醫學校

東京醫學校は開成學校と同じく、幕府に依つて創立せられたものを明治元年六月醫學校と爲したもので、舊幕時代の醫學校が即ちこれである。更に明治二年大學本校と改稱し、神田和泉町に設けられて居た。明治五年八月更に第一大學區醫學校と改稱し、本科及び豫科を設け、獨逸の書物に依つて専ら醫學の研究に當つたものであつて、後の東京帝國大學醫科大學である。

### 六、其他の學校

これ等の外にも直轄學校として重きをなして居たものを學ぐると、大阪醫學校、長崎醫學校等である。大阪醫學校は明治二年十一月の開設で、明治四年文部省の直轄に屬することとなつた。現在に於ける大阪醫科大學はこれを起源とする。

長崎醫學校は萬延元年幕府の醫官たりし、松本良順が蘭醫と相謀つて創設したもので、當時は長崎養生所と稱して居たが、文久元年養生所に醫學所を併置し、後精得館と改稱して化學教室の追加等を行つた。明治元年政府に依り管轄せられたが、後長崎縣の管轄に屬し、明治四年文部省の直轄に屬したもので、其の後幾多の變遷を経て、遂に今日の長崎醫科大學となつたのである。

この外に語學を専門とする學校に東京外國語學校があるが、これは開成學校に設けられた英、佛、獨等の語學科と外務省に設けた獨、露、清等の語學所とを併合して文部省の管轄下に置きし際同校の設立を見たものである。

又長崎に於ても文久三年長崎奉行に依つて創立せられた語學所が同じく明治四年文部省の管轄下となり、當時長崎廣運館と稱して居たが、後改めて長崎廣運學校と稱するに至つた。

幕末より明治維新にかけて各藩に於ても特に新知識の養成を必要とし、外國人等を招聘して醫學校、語學校等を設立したが、之等の學校は多くは廢藩と同時に閉校を見るに至つたが、それ等の中にも明治五年の學制發布迄存続したのも相當にあつた。是等藩立學校中主なるものは金澤藩の道濟館、名古屋藩の名古屋洋學校、熊本藩の洋學校等は語學を主とするものにして醫學校として金澤藩の醫學館、福井藩の福井醫學所、富山藩の西洋醫學所、熊本藩の再春館醫學所、津藩の育生館等であつた。

### 第三節 第二期の教育

#### 第一項 學制の頒布

##### 一、學制頒布當時の情況

前期に於て教育思潮の主流をなしてゐたものは皇道主義であつたが、滔々たる歐米思潮移入の風潮に押されて、皇道主義の思潮は漸次廢れ、歐米の文化の紹介は日を逐ふて盛んとなつた。併してこれ等の歐米思潮中、特に我が國民の關心を惹いたものは功利主義、國家主義、自由主義等であつた。功利主義は英、米に受くるところ多く、その移入者は福澤諭吉であつた。福澤諭吉は安政六年米國に渡航し、次いで英國にも入り、後又米國に渡航するに當つて専ら彼地の新文明を移入せむことに力を致した。「學門のすゝめ」「世界國靈」等は其の代表的著書で、特に「學門のすゝめ」に於ては最も露骨に功利主義を鼓吹した書物で、當時の新思想の中軸として我が思想界に及ぼす影響は絶大なるものであつた。

國家主義的思想の移入者は加藤弘之、津田眞道、海江田信義等であつて、當時獨逸に於て重きを爲して居た思想書の翻譯が行はれ、これに依つて國家思想を鼓吹せむとしたもので、其の代表的なるものは「國家汎論」「立憲政體起立史」等であつた。

自由主義は佛蘭西に於て重きを爲した思想であつて、之を我が國に紹介した者は、高橋達郎、鈴木唯一、中村正直、中江篤介等であつて、國家主義思想の紹介に於ける如く盛んに佛國に於て重きを爲した著書の翻

譯に依つて其の鼓吹を計つたのであつた。

當時是等歐米の新思想を取入れて、これを完全に消化し攝取し得る文の基礎的思想に缺けて居た我が國民の多くは、是等新思想を嚴正に批判すると云ふ如きことなく、何れも直ちにその思想に左右せられ、功利主義者と化し、國粹も我が固有の道德をも顧みざる如き情態となり、自由主義が高潮に達するに於ては天賦人權の唱導、自由平等の要求等全く之に左右せられて居たものであつて、其の著しき例として新思潮中最も甚大なる影響を與へた功利主義の如き、その反映が學制頒布の被仰出書の中にも見えて居るのである。即ち人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂げるゆゑんものは他なし、身を修め智を開き才藝を長するにあるなり、而も其身を修め智を開き才藝を長するは學にあらざれば能はず、是れ學校の設けあるゆゑん云々  
等に依りても如何にその影響するところ廣く、且つ深かつたかと云ふことを知る事が出来る。

##### 二、學制頒布の遠因

思想界に於て既に然り、社會情態に於ては一層混亂の情態に置かれて居た。即ち舊弊を一朝にして一新せんとした明治の大改革は一部保守主義者の間に大なる不滿の聲を呼び起し、遂に新政に對する反抗的氣運を招來し、米澤藩士雲井龍雄の陰謀を始めとして、新潟縣下、大分縣下等に於ける農民の暴動となり、續いて全國各地に新政を喜ばざる者の暴動が起り全く混亂の極みであつた。

斯くの如き社會情態であつたので明治新政府に依る新しい法令も其の實は行はれず、各地に於ても依然として舊藩主を奉じて居ると云ふ如き有様で、政府の法令は地方に徹底しなかつた。



故に政府はこれ等の弊害を除去し、新制度の徹底を期するには國民教育の向上が急務であるとし、教育の統一を計る意味に於て明治四年七月十八日を以て大學を廢して文部省を置き、全國學制の統括を計つたのであつた。併乍ら政治に於て既に前述の如き情態であり、増して教育的關心の低かつた當時の社會に教育制度の統一等と云ふ如きことは期し難きことであり、又長い間に亘る鎖國的藩政に隨つて來た地方の風潮として、自藩に於けることを中央の手に依り運用されるが如き排撃する傾向あり、文部省としては實際に於て大藩として地方に勢力を張り居し即ち熊本、鹿兒島、加賀等の藩學に對してこれを統轄する事は不可能の如き情態であつた。

此處に於て國民教育の徹底を期するには地の遠近、舊來の傳統の如何を問はず劃一的な新令を必要としたのであつた。これ即ち明治五年の學制頒布を實施せしめた大なる原因であつた。

又これに次いで學制頒布に大なる關係の在つた事は、思想上に於て滔々たる歐米の移入が行はれた如く教育上の新思潮も亦大いに之に倣ふの傾向があり、進歩した歐米の教育書が相次いで紹介せられるに及び必然的に學制頒布の機運を醸成したのであつた。我が學制が多く佛國のそれに負ふところの多いのも此の間の消息を如實に物語るものであつて之等が學制の頒布をより速かならしめた原因と見ることが出来るであらう。

### 三、學制の調査

學制に對する研究は維新後急激に増加した歐米の教育研究熱に依り、各國の教育並に制度の翻譯移入が行はれたので、既に民間教育家に依り研究され來つたところであつたが、政府として公式にこれが調査研究に當つたのは明治三年十二月の事であつた。當時大學少丞准席たりし小倉處平を學制取調の爲めに、又これと

表面上に於ては稍々異つて居たが同様學制研究の目的を以て大學大舎長たりし丹羽龍之助を英國に派遣し、續いて翌四年正月には大學中博士入江文郎、鈴木暢、大學助教小林儀秀を歐洲に派し、又同年十月には文部大丞田中不二麻呂を歐米各國に派遣し、其他多くの人々を同様の目的の下に歐米に派して専ら學制の取調べを行はしめたのであつた。

是等は何れも學制調査の公式用務を帯びて派遣せられたもので政府の方針が略々具體化して以來の事であつたが、これより以前に於ても其の基礎的調査は行れて居たのであつた。即ち明治元年十一月議定山内豊信、辨事兼議長秋月種樹等に命じて學制の調査に努めた、これは明治五年に頒布せられた學制とは直接關係の少ないものであつて、明治三年に制定せられた『大學規則』並に『中小學規則』等の制定に必要な調査研究であつた。併乍らこれ等の規則を基礎として明治五年の學制は編成せられたものである關係上、其の意味に於ける基礎的役割を努めて居ることは論を俟たない。政府は更に明治二年五月新に制度取調所を設け、町の學校判事森有禮、權判事加藤弘之等に取調係を命じ、斯くて『大學規則』なるものは編成せられたのであつたが、この大學規則及び中小學規則なるものは實施されるに至らずして明治五年の學制頒布を見るに至つたものである。

### 四、學制の制定

上述の如くして諸般の調査研究に依り愈々具體化した學制は、明治四年七月を以て從來の教育行政機關たりし大學が廢せられ、文部省の設置を見初代の文部卿として大木喬任が任ぜられるに當つて學制の草案が起され、其の脱稿を見たのは翌五年六月であつた。脱稿後も文部當局に於て頒布に至るまでの諸種の準備を完

了し、八月を以て學制は頒布を見るに至つたもので、我が國に於ける教育の具體的方針が此處に始めて確立されたのである。學制は全編を百九章に分ち、學區、學校、教員、生徒及び試業等に亘つて細大漏らさず收められたもので、續いて明治六年三月十六日を以て政府は更に『學制二編』として海外留學生規則、神官、僧侶等の規定をも定め、四月更に『學制二編追加』を發し專門學校に關する規定を制定したのであつた。之に依つて始めて廣汎に亘る學制が完備したのであつて、全編實に百五十九章に及ぶ諸規則の制定であつて、頒布に至るまでの功勞者としては、大木喬任、江藤新平、森有禮、加藤弘之、山内豊信、秋月種樹、小倉處平、丹羽龍之助、入江文郎、鈴木暢、小林儀秀、田中不二麻呂、長與乘繼、中島永元等を其の主なるものとして擧げることが出来るが、此處に特筆して置き度いことは之等功勞者の中に江藤新平の居ることである。江藤新平は人も知る如く明治政府の裁判及裁判所構成法等の制定に當つて功勞の多かつた人で、當時に於ける裁判革新に盡した功績は不朽のものであつたが、學制の頒布に當つても當時の文部卿たりし大木喬任に種々助言し大いに盡すところがあつた。不幸明治六年征韓論の事から西郷隆盛等と官を辭し、翌七年兵亂を起し、遂に梟首の刑に處せられる等の事に依り、其の功績の世に傳へられないのは遺憾である。

又學制案の脱稿を見てから頒布に至る間に太政官より種々の告示が發せられ、學制に對する社會の關心を促す等、ひたすら慎重を極めた事に依り當時の實情を知ることが出来、又之に依つて政府當局の學制頒布に對する精神をも知ることが出来る。左に其の布告文を掲げ参考に供しやう。

#### 太政官布告第二百十四號

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂げる所以のものは他なし身を脩め智を開き才藝を長ずるによるなり而て其身を脩め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆ

ゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫藥等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は身を立るの財産ともいふべきものにして人たるの誰か學ばずして可ならんや天の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありて年を経ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虛談の途に陥り其論高尙に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなほ沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多き所以なり是故に人たるものは學ばずんばあるべからず之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華族卒農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に從事せしめざるべからざるものなり高上の學に至つては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改めて一般の人民他事を抱ち自ら奮て必ず學に從事せしむべき様心得べき事

右之通被 仰出候條地方官ニ於テ邊隅小民ニ至ルマテ不洩様便宜解釋ヲ加ヘ精細申諭文部省規則ニ隨ヒ學

問普及致候様方法ヲ許可施行事。

これは明治五年七月に太政官から出た布告であつて、これに依つて政府當局が如何なる方針の下に學事獎勵を計つたかと云ふ根本を知ることが出來、教育思潮の推移を知るのに極めて興味ある資料と云ふことが出来る。

## 第二項 教育行政に就て

### 一、文 部 省

學制頒布によつて其の存在及び意義を廣く天下に示した文部省は、省内に於ける組織に幾分の變更を餘儀なくし、明治五年十月二十五日を以て文部、教部の兩省を合併し、省務は教部省内に於て之を行ふこととなつたが、翌明治六年四月從來の位置に營繕中なりし廳舎の落成を見たので教部省と共に再び之に復した。更に明治十年四月に至り廳舎の移轉を行ひ、現在の地に於て省務を掌るに至つた。

明治六年四月初代の文部卿として學制頒布を行つた大木喬任は參議に轉じたので、省務は當時三等出仕たりし田中不二麻呂に依つて管理せられて居たが、七年一月に至つて參議木戸孝允が文部卿を兼任することになり、併し乍ら此の間は極めて短かく、孝允は五月十三日を以てその職を辭したので、再び田中不二麻呂に依つて省議は掌られるに至つた。斯くて明治十一年五月に至るまで文部卿は缺員の儘であつたが、五月二十四日に至つて西郷從道が參議を兼ね文部卿に任ぜられ數年目に以前の如く文部卿が省務を掌ることとなつたが幾何もなくして西郷從道が陸軍卿に轉ずるに及びて再び田中不二麻呂に依つて省務が統べられるに至つた。

た而して十二年九月參議寺島宗則が文部卿を兼任する事となつた。

斯くの如く文部卿は初代の大木喬任以外には數年間繼續してその椅子に居たものなく、多くは田中不二麻呂に依つて省務が攝行せられ、又偶々文部卿の任ぜらるゝと雖も兼任であり、併も僅かに其職に在ること數箇月乃至一年内外の短期であつたこと等に依り、當時に於ける文部省の省務がどの程度であつたかと云ふことを知ることが出来る。

省内の人事が上述の如くである様に省務の分掌にも亦幾多の變遷があつた。即ち明治七年十一月には省内の事務を學務課、會計課、報告課、准刻課、醫務局の四課一局とし、各課及び各局には各々課長、局長を置いてこれに依り其責任の歸するところを明らかにした。次いで明治八年六月には准刻課及び醫務局を内部省の管轄に移し、十一月には『文部省職制及事務章程』を定め『文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所ニシテ督學局及ビ學校ヲ管』と其の事務章程を明にしたのであつた。

又文部省に於ては其の新しく設置されるに當り、教育思潮の統一を計り一般教育の趨向を明らかにする目的に依り、明治五年八月『文部省日誌』を發刊したが、明治六年に至つて『文部省雜誌』を發刊し、主として歐米に於て行はれつゝある教育論を翻譯掲載したのであつたが、更に明治九年にはこれを『教育雜誌』と改題し毎號歐米の教育説を翻譯掲載し、その普及に力を傾けたのであつた。自然主義的教育思想の傳へられたのが即ちこの時代であつて、この教育思潮は既に江戸時代にも一部に行はれたところであるが、學術的に體系付けられてこれが普及を計つたのは實に文部省の、『教育雜誌』に負ふところが多い。斯くの如く教育雜誌に依つて教育及び學術の普及は著しく進められたのであつたが、明治十七年に至つて廢刊の厄に遇つた。

## 二、督學局

督學局は明治五年の學制に依り、はじめて設けられたものであつて、大、中、小の三階に分ち、大督學は大學區に於ける教育の向上普及を掌り、中督學は中學區を、小督學は小學區を各々掌つたのであつた。併して文部省内にも本省督學なるものを置き、各學區に於ける督學を更に總括的に指導督勵すると云ふが如き方法を講じ専ら教育の向上を計つたのであつた。これ等の制度は佛蘭西の制度を模して設けられたものであつて、教育の圓滑なる運行を掌る上に極めて必要とする制度であつて、教育監督上から見ても最も進歩した方法であつた。

第一大學區即ち東京を中心とする一府十三縣の學事を監督する爲めに、始めて督學の設けられたのが明治五年十月十三日であつて、翌明治六年五月小督學をして第一大學區の學事の巡視をせしめた。これに依つて督學制の機能を充分舉げ得た文部省は更に同年六月當時督學を未だ設けて居なかつた第三、第七の大學區を本省より官吏を派出して巡視せしめた。これが即ち學事視察の始まりである。

續いて七月三日に各大學區の合併督學局なるものを文部省内に置き、各大學區内に於ける學務を分擔せしめた。八月十二日更に督學の外に大、中、小視學及び書記等を置き、各學區内に於ける教育の普及向上に専ら努めしむることとし、更に七年四月には大學區督學局を合併して本省の一局とし其の管下に之を置き、「學區監視條例」「督巡回規則」「視學巡回規則」等の諸項を制定し、其の職制を明らかならしめ、爾來督學、視學等を毎年數回に亘つて其學區を巡視せしめ學事の統一向上を計つたのであつたが、明治十年一月督學局を廢止し、書記官に依つて學事視察の事務を掌らしめ、視學、督學等を前後八年間に亘つて廢止したの

であつた。

## 三、學區取締

學區取締も學制々定に依つて出來た教育行政の一部分であつて、學制に規定するところに依ると、其の任命は地方長官に依つて行はれるものであつて、文部省はこれに直接關與せず、地方長官は其の土地の人民にして名望のある者を選び任命した。又其給料も其の土地の情態に依つて一定して居らず、學制に依れば五圓より十圓の間地方の事情に依つて斟酌することを許されて居た。

學區取締の任務は、毎年二月擔當區内に於ける就學兒童の情況を調査して地方官に届出で、誘して學齡兒童其他區内の人民を勧誘して學齡兒童中無就學の者を無からしめ、又學校を設立したり、學校の保護を掌つたり、其の費用の使用を計る等、擔當區内に於ける小學の學務に關する事を専ら掌つた。併して時々中學區内に於ける學區取締が集合して種種の協議等を爲し、相互の連絡緊密を計り區内の學事の進歩せむことに努力した。小學區二十乃至三十を一名の學區取締に依つて擔當するを普通とし、一中學區内には十名乃至十二三名の學區取締を置くのを普通とした。

## 第三項 初等教育

### 一、小學校設置の目的

明治の新政に當り政府の最も力を傾けたのは教育であることは既に述べたところであるが、特に初等教育

に就ては深甚の注意と遠大なる理想とを以てその普及發達を計つたものであつた。當時政府が如何なる考への下に初等教育を經營せむとしたかと云ふことを知る好材料として、明治五年學制頒布に關し、文部省より太政官に提出した伺書に對する、太政官の指令がある。其の全文を左にぐれば、

一、厚クカヲ小學校ニ可用事

夫レ人ノ學業始メアルニ非サレハ善ク終リアル鮮シタトヘハ高キニ登ルカ如シ若シ初階ヲ不經マサニイツクヨリユカントスサレハ考成ノ鍊熟ハ小壯ノ研業ニアル壯盛ノ進達ハ幼時ノ習學ニ基ク是文明ノ各國ニ於テ小學ノ設ケ盛大隆壯ナルユエンナリ皇邦從來ノ風凡ソ人ハ九歳若クハ十二三歳ヲ過ク尙學問ノ何物タルヲ不辨漸久長スルニ及ンテ其營生ニ汲々タリトイヘトモ素ヨリ天然ノ良智ヲ其以テ可進達ノ時ニ棄テシメタルヲ以テ志行賤劣求ムル所モ亦隨テ得事不能流離落魄自カラ活スルコト不能者不可勝數タマタマ學フモノハ之ヲ其可學ノ時ニ不學ヲ以テ其基礎已ニ不立タトヘハ無樅舟ノ如シ至ル所繫留シ其學途ニ上達スルコト不能コト多シ然ハ則世ノ文明ヲ期シ人ノ才氣ヲ待ツ之ヲ小學ノ教ノ能ク廣ク普ク完整スルニ求ムルニ求ムルニアルノミ故ニカヲ小學ニ用フルコト當今着手第一務トス

此の指令に依つて政府が如何なる考への下に小學を營まんとしたかゞ窺はれる、即ち小學の教育は學問の第一歩であり、總ての學の基礎として缺くべからざるもので、文化は小學教育の普及完成に俟たねばならぬ、隨つて小學教育は先づ第一に教手すべきである。との見解に基き指令を發して居る。

二、小學教則の頒布

明治五年九月八日政府は『小學教則』なるものを頒布した、これは大項を前に頒布した學制の規定に基き、

細項に亘つて小學教育の内容を示したものであつて、學制實施の方法を明かにし、教授法の大要をも規定して居る。即ち上下二等の小學を各八級に區分し下等八級より上等一級に至る間の期間を毎級六ヶ月とし、日映を除いた毎日の授業は之を五時間とし、小學校の教課として學制に規定せられたものを各級に配當し、教科書をも示して其の程度を明かにしたものである。布に下等小學第八級の教科目及び教授方法を擧ぐれば、

第八級、六箇月（一日五字一週三十字ノ課程日曜日ヲ除ク外以下之ニ倣フ）

綴字 一週六字 即一日一字

生徒殘ラス順列ニ列ヘセ智惠ノ糸口ウひまなび繪入智惠ノ環一ノ卷等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク

前日授ケシハ一人ノ生徒ヲシテ他生ノ見エサルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ

盤上誤謬アラハ他生ノ内ヲシテ正サシム

習字 一週六字 即一日一字

手習草紙、習字本、習字初歩等ヲ以テ平假名、片假名ヲ教フ但シ數字ハ西洋數字ヲモ加ヘ教フヘシ尤字

形運筆ノミヲ主トシテ訓讀ヲ授クルヲ要セス教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

單語讀方 一週六字 即一日一字

童學必讀、單語篇等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓讀ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク但シ日々前日ノ分ヲ暗誦シ來ラシム

洋法算術 一週六字 即一日一字

筆算、訓蒙洋算早學等ヲ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々算ノ聲ニ至ル迄ヲ一々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ寫シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其算法ヲ授ケ而シテ只其題ノミヲ盤上ニ出シ



筆算ト語算トヲ隔日練習セシム語算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用キス生徒一人ツ、ヲシテ題ニ答ヘシムルナ  
リ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム  
修身口授 一週二字 即二日置キニ一字

民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説諭ス  
單語誦讀 一進四字

一人ツ、置シ前日ヨリ學フ所ヲ誦讀セシメ或ハ之ヲ盤上ニ記サシム  
以上の要領に依つて上下小學各級の教科目及び其教授法を略説してあるが、之等の内修身教授の『民家童蒙  
解』とは享保十九年に常盤貞尙に依つて著はされた儒教主義の教訓を書いたものであるが、『童蒙教草』は  
福澤諭吉に依つて書かれた本である。

又小學教則に依り指示せられた下等八級より上等一級に至る間の主要なる教科書は次の如くである。尚こ  
れ等の教科書は教則頒布當時に使用せられたものであつて、其後適宜に増補又は控除せられたものゝあるこ  
とは論を俟たないところであるが、明治六年四月更に四十餘種の教科書が追補せられ、此處に於て小學教育  
の教科書は殆んど整備を見るに至つたのである。

童蒙必讀、單語篇、筆算訓蒙、算術早學、民家童蒙訓、童蒙教草、地方往來、農業往來、世界商賣往來、  
會話篇、西洋衣食住、學問のすゝめ、啓蒙知恵の環、勸善訓蒙、修身論、西洋夜話、窮理問答、物理啓  
蒙、天變地異、日本國盡、健全學、窮理圖解、啓蒙手習本、十二月帖、道路圖解、西洋新書、西洋事情、  
博物新編和解同補遺、植物入門和解、氣海觀瀾廣義、王代一覽、輿地誌略、萬國史略、博物新編、化學訓  
蒙、化學入門。



又同教則に定められた毎週の教授時間と教科目は次の如くである。

年 齡	八 級	七 級	六 級	五 級	四 級	三 級	二 級	一 級
每級六ヶ月	八 級	七 級	六 級	五 級	四 級	三 級	二 級	一 級
一週三十時	六 時	六 時	六 時	六 時	六 時	六 時	六 時	六 時
級 字	六	六	六	六	六	六	四	四
習 字	六	六	六	六	六	六	四	四
單語讀方	六	四	六	六	六	六	六	六
洋法算術	六	六	六	六	六	六	六	六
修身口授	二	二	二	一	六	六	六	六
單語誦讀	四	二	二	一	六	六	六	六
會話讀方	四	二	六	六	六	六	六	六
單語書取	四	二	六	二	六	六	六	六
讀本讀方	四	二	六	二	六	六	六	六
會話誦讀	四	二	六	二	六	六	六	六
地理讀方	四	二	六	二	六	六	六	六
養生口授	四	二	六	二	六	六	六	六
會話書取	四	二	六	二	六	六	六	六



科目	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
讀本論講								
文法						缺	六	六
地理學論講							六	缺
究理學論講						二	二	六
書讀						二	四	四
各科溫習								二
小學								二
每級六ヶ月	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
年齡	十歲	十歲半	十一歲	十一歲半	十二歲	十三歲	十三歲	十三歲半
一週三十時	四時	二時	時	時	時	時	時	時
習字	四	二						
洋法算術	六	六	六	六	六	六	六	六
讀本論講	四							
文法	缺	缺	缺	缺	缺	缺	缺	缺
地理學論講	六	六	四	二	二	二	二	二
究理學論講	六	六	六	四	四	二	二	二
書讀	六	六	六	四	四	二	二	二
細字習字	二	二		四	二			



科目	六級	四級	六級	六級	四級	四級	四級	三級	三級
書讀作文	六	六	六	六	六	六	六	六	六
史學論講		四	六						
細字速寫			二	二	二	二	二	二	二
算畫				二	二	二	二	二	二
幾何				四	四	四	四	四	四
博物					四	四	四	四	四
化學						四	四	四	四
生理							三	三	三
各科溫習									一

以上は『小學教則』に依る教授細目であるが、これ等の規定は明治六年五月改正せられた。大體に於て『小學教則』を骨子として改正せられたものであつて、相當廣範圍に亘る改正であるが、其主要なる點は次の如きものであつた。

一、下等小學校第八級及び七級に國體學口授の一科を加へ、國體訓蒙等に依り教師が之を口授したること。

二、窮理學論講、史學論講、物理學論講と改稱したこと。

三、每級に體操を置き、一日一、二時を限り榭中體操法圖、東京師範學校體操圖等の書籍に依り教授したること。

四、體操の外の毎週の授業時數を二十時に減じたこと。

### 三、小學校の普及

維新當時は各地方に依つて甚だしく消長があつた初等教育も、明治五年の學制頒布を一轉機として地の遠近を問はず、貧富に拘はらず、稍々劃一的に統制せられ、著しく普及發達を遂げたのであつたが、其の後政府の積極的援助を俟つて加速度的發達を遂げ、學制頒布の翌年には校數に於て一萬二千五百五十八校、就學兒童の數百十一萬五千八百二名の多きに達するに至つた。

文部省は更に小學教育の普及を計る意味に於て府縣に令し、豫め制定せられたる大學區内に於ける小學の區域を劃然と定めしめ、未だ學校の設けられざる所には至急小學校の創設を計るべく督勵し、續いて六年二月には官立師範學校に小學校を併設せしむることとし、これ等の學校は何れも四月を以て開校の運びに至らしむるべく督勵した。これ實に附屬小學校の嚆矢である。

中央の督勵が斯くの如くであつた爲め小學校は著しく短日月の間に普及發達を遂げ、學制の頒布ありてより僅かに三年を経過したる明治八年には既に二萬四千二百二十五の小學校と、百九十二萬六千二百二十六名の就學兒童を擁するに至り、更にこれより數年を経たる明治十二年に於ては校數二萬八千二十五校、就學兒童二百三十一萬五千七十名と云ふ驚異的數字を示すに至つた。以て文部省が如何に其の普及發達に盡瘁したかと云ふことを知ることが出来る。

### 四、小學校教員

學制に定められたる所に依ると小學校教員たる者は、其の才能の如何に依つて男女の別を論ぜず任用す

ることとし、年齢を二十歳以上とし、原則として師範學校卒業者を以て教員たるの資格を與へた。併し乍ら當時女子教育の事等は未だ一般に行はれず、女子をして師範學校に學ばしめると云ふ如き事は行はれなかつたので實際に於て、女子の小學校教員たるものは極めて少數であつた。

小學校の普及が急激に行はれることに依り必然的に起つて來る問題として、小學校教員の不足であつた。隨つて文部省に於ては遽かに師範學校の新設を行ひ、教育の養成に努めたのであつたが、師範學校の卒業者を以て之を補ふことは到底不十分であつた。此處に於て便法として師範學校の卒業者に非ざる者も、嘗て小學校教員たりし經驗を有する者には教員たるの資格を與へんとし、明治七年七月を以て小學校教員免狀規則を定め、有効年限を三箇年として右の者に小學校教員たるの免許狀を下附した。

## 第四項 師範教育

### 一、教員養成の急務

明治五年の學制頒布に依り特に初等教育の機關は完備を見たが、これに伴つて起つた問題は教員養成であつた。文部省に於ては初等教員の補足を行ふ爲め、前項に述べた如き應急策に依つて、一時を凌いだのであつたが、教育の實質を向上せしめる爲めには、優良なる教員の養成が焦眉の急務であつた。故に如何にして優良教員を養成するかと云ふことは文部當局の最も意を用ひたところであつた。教員の養成に就ては學制頒布以前より特に文部省は考慮を拂つて居り、明治五年四月には文部省に小學校教員を養成すべき機關を設立することの必要を認め、小學校教師教導場建立の件に就き伺書を出したのであつたが、政府も亦師範教育の一日



も速に實行されむことを期し、左の如き指令を發して居る。

一、速ニ師表學校ヲ興スヘキコト

小學校ノ教ノ能ク完全ナルヲ得ルユエンノモノ小學校教師ノ能ク齊整スルニアリ小學校則ノ能ク齊整スルユエンノモノ小學校教師ノヨク校則ヲ維持シテ之ヲ教フルノ正シキヲ得レハナリ夫レ師ノ生徒ニ於ケル形ト影トノ如シ形不直ニシテ影直ナランヲ求ム不可得各國已ニ師表授ノ設アリ是小學校教師ヲ植成シ以教則ヲ整全ナラシメンカ爲也故ニ速ニ師表授ヲ興シ小學校ノ教員ヲ植成シ順次四方ニ派出セシメ益々以テ之ヲ増植シ其教規ヲ正シ以テ務テ小學ノ教員ヲ完齊セシメンコトヲ欲ス是當今着手第一中ノ尤モ急務トス此の指令に依つて見ても當時如何に師範教育の急務であるかと云ふことが當局に認められて居たかと云ふことが分る。

二、小學師範學校設立

學制の頒布に先立ち文部省は、小學教員養成の機關設置の必要を認め、明治五年四月二十二日正院に小學教師道場設立の伺を提出した。正院とは明治四年太政官官制の改革が行はれ、太政官の居る官廳を正院と云ひ、この外に左院、右院なるものが設けられたのであつた。故に太政官を正院と呼んで居た。

此の伺に對して正院よりの允許は五月十三日に届いたので、直ちに小學師範學校を設立するの令を發し、同年九月其開校を見るに至つた。これが即ち我が國に於ける師範教育の嚆矢であつた。小學師範學校は舊昌平學校内に設けられたのであつて、これが後の東京高等師範學校となつたのである。

三、小學師範學校規則

小學師範學校は前述の如くして創置せられたのであるが、其開校を見たのは明治五年九月であつた。開校に當り生徒募集の爲め公示せられた同校の規則は次の如くである。

一、外國人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスルコト

一、生徒二十四人ヲ入レ之ヲ師範學校生徒トスルコト

一、別ニ生徒九十人ヲ入レ之ヲ師範學校附屬小學校生徒トスルコト

一、教師トノ間通辯一人ヲ置クコト

一、教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外國小學ノ規則ヲ以テスルコト

一、二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小學生徒ヲ六組ニ分チ其一組ヲ四人ニテ受持チ外國教師ヨリ傳習スル處ノ法ニ因リ彼ノ『レツテル』ハ我ノ假名ニ直シ彼ノ『オールド』ハ我ノ單語ニ改メ其外習字會話口授講義一切彼ノ成規ニ依リ我ノ教則ヲ斟酌シテ之ヲ小學生徒ニ授ク右授受ノ間ニ一種良善ナル我小學校則ヲ構成スヘキコト

一、二十四人ノ生徒ハ和漢通例ノ書ヲ學ビ得タル年齢二十歳以上ノ者タルヘシ然レトモ成丈壯者ヲ選ムヘキコト

一、生徒ハ總テ官費タルヘキコト

但二十四人ノ一箇月金十圓宛九十人ハ一箇月金八圓宛ノコト

一、生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セス小學幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事業トスヘシ故ニ入

校ノ節成業ノ上必ス教育ニ従事スヘキ證書ヲ出スヘキコト

一、成業ノ上ハ免許ヲ與ヘ速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ生學生徒ノ教師トスヘキコト  
これに依つて當時の師範教育を窺ふことが出来るが特に興味のある事は外國教師一人を置き、外國の法則に従ひ、通辯の者を通じて生徒は授業を受ける事で、生徒は斯くの如く外國法の教育を受け乍らも、其の中に我國の教則を取入れ一種良善なる小學教則を構成せよ、と云ふ點であつて、師範教育の意圖も亦窺知することが出来る。

#### 四、教 授 法

小學師範設置に當り教師として聘せられたのは米人エム・エス・スコットと云ふ人であつて、スコットは當時日本に居留して居たが師範教育に經驗のあると云ふ點で聘せられ、教授の任に當つたのであつて、その通譯は坪井玄道に依つて行はれた。隨つて教育法は勿論、教科書、教科用圖書、教具、機械等一切これを米國に仰ぎ教場内の設備の如きも米國式に作られたのであつた。

而して生徒を上下の二種に分ち、上等生は小學生徒として取扱ひ、之に米國に於ける小學の學科を授け、其の授業法を理解せしめ、充分に理解が出来れば上等生はこれを下等生に移して教授の方法を會得することに努めたのであつた。此の方法は當時英國に於て専ら行はれた教生制度であつて、スコットは之を移して我が師範教育を行つたのであつた。

又同年十一月には師範學校内に編輯局を置き、五十音圖、單語圖等の教授用書の出版を掌つた。更に翌六年には練習小學校を附設し、續いて六月教則の改正を行ひ、師範學校を本科、餘科の二つに分け、本科は一

年餘科はこれを二年とした。本科は師範科として従前に依り専ら小學校教授法を修めしめ、餘科は本科生中餘力のある者を集めて本科よりも高等の教育を授けた。餘科の學科目は初等、上等の級に分け、初等には算術、地理書、字義論、代數、幾何學、生理學、本國歴史、記簿法、物理學等を主要科目とし、習字、學校規則、教授法、畫法、作文制度、法令等を兼修せしめ、上等は地理書、字義論、本國歴史等を除き三角法、測量、植物學、地質學、文學、化學等の學科を教授した。

明治六年七月を以て小學師範學校第一回の卒業生を出したのであつて、其數は僅かに十名に過ぎなかつた。是等は何れも各府縣に招聘せられ、専ら小學校教員養成の事に努力した。十月更に第二回の生徒五十四名を入學せしめ、更に翌七年二月には三十八名を入學せしめ教育に當つたのであつたが、同年八月を以てスコットは職を辭し爾後日本人に依つて師範教育が行はるに至つた。

#### 五、中 學 師 範 科 の 設 置

中學師範學校は中學校の教員養成を目的とするところで明治八年八月十三日東京師範學校に併設されるに至つた。九年四月より生徒を入れ授業を始めた、此處に於て東京師範學校は小學師範科と中學師範科との二部となり、中學師範科は小學師範科と同様修業年限を二箇年としたが、十年七月教則を改め小學師範科を二ヶ年半、中學師範科を三ヶ年半に改められたが、更に十二年伊澤修二、高嶺秀夫兩氏が米國より歸朝するに當り、伊澤修二は師範學校長に高嶺秀夫は校長補となるに及びて教則が改正せられ、教科課程を大別して豫科、高等豫科、本科の三とし、豫科の修業年限は二ヶ年、高等豫科二ヶ年、本科一ヶ年とし、小學師範科は豫科から直ちに本科に入り、中學師範科は高等豫科を経て本科に入る事とした。

中學師範科は後高等師範學校となつたものであつて、創設頭初に於ては小學校教師の養成を目的として作られたものであつたが、其の卒業生が何時しか小學教員を養成する任に當る様になり、斯くして次第にその程度が高められ、制度も確立して遂に地方の師範學校よりも一段と高い程度にある即ち高等師範學校となつたものである。

#### 六、地方に於ける師範學校

小學校が各地方に普及して來るに伴つて、教員の需要は益々高められ、東京に於ける師範學校のみでは到底供給に應ずることが出来なくなつたので、明治六年八月大阪、仙臺の二ヶ所に師範學校を開設し、更に翌七年二月愛知、廣島、長崎、新潟等の各地方に師範學校を創立し、教員の養成に専ら努めたのであつたが、十年二月遂に經費の關係に依り愛知、廣島、新潟の師範學校は廢止さるゝに至つた。

併し乍ら各府縣に於ける教員の需要は益々加はり、遂に之等官立師範學校に於ては其の供給に不足を生じ、遂に應急策として各府縣より選抜して官立師範學校の授業を參觀せしめ、これを管下の教員又は希望者に傳習せしめて小學教員の養成に努め、之等速成の教員を以て小學校の教授に携はらしめた。

隨つて各府縣に於ける小學教員養成の機關は不完全を極め、その名稱の如きも、小學校教員傳習所、教員傳習所、小學講習所、師範講習所、傳習學校、養成校養成所等の如く各々異にし、教科の如きも各府縣に依つて差異があり、修業年限も五六ヶ月より一年以内と云ふ風に全く不統一を極めて居た併し乍ら之等不完全なる教育機關も明治九年に至り漸くその設備を整へ、名稱の如きも從來の種々雑多なものから統一して師範學校と稱せられるに至り、修業年限も延長し、官立師範學校に準じて其の内容を充實するに至つた。これが

即ち各府縣に於ける師範學校の始りである。

#### 七、女子師範學校の設置

明治六年モルレーに依つて提唱せられた女子教育の事は翌七年一月之も亦女子教育の必要を痛感し、モルレーに共鳴して居た文部少輔田中不二麻呂に依つて遂に具體化し、次の如き献白書が太政大臣に提出さるゝに至つた。

學制御頒布以降就學ノ徒稍々旺盛ニ赴キ候處獨女子ノ教育ニ於ケル因襲ノ久シキ或ハ之ヲ忽略ニ附シ遂ニ日用常行ノ際男子ト相軒輕スルモノアルニ至ル殊ニ缺點トスル所ニ候今也國人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ臻ラシメント欲スル女子師範學校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス蓋シ女子ノ性質婉靜音ニ能ク其教科ヲ講習スルヲ得ルノミナラス向來幼稚ヲ撫養スルノ任アレハナリ仍テ先ツ東京府下一個ノ女子師範學校ヲ設ケ根柢ヲ培養シ結果ヲ他日ニ期スヘクト存候尤經費ノ儀ハ當省定額内ヨリ辨給可致候條至急御裁可有之度此旨相伺候也

この伺は一月二十日許可せられ、三月十四日に時の文部卿木戸孝允から女子師範學校設立の布達が發せられ、神田宮本町に敷地が定められたのであつた。この土地は後地目を變更して本郷湯島三丁目二十四番地となつたのであつて、現在の女子高等師範學校敷地の西南が即ち右に該當する所である。

明治八年校舍落成を見、皇后陛下に於かせられては畏くも本校設立の事を開召されて八月二日文部大輔田中不二麻呂を宮中に召し、御内帑金五千圓を下賜せられた。

明治八年八月十五日同校の教則を定め、修業年限を五ヶ年とし、十級に分つて授業を開始した。生徒は大

約十四歳以上二十歳以下の者を試験に依つて選抜し入學せしむることとした。第一回の志望者は百九十三名で、此の内七十一名を合格者として入學せしめ、更に追て試験に依つて三名を入學せしめ合計七十四名の生徒を收容したのであつた。

學科は讀物、地理、歴史、數學、習字、書取、手藝、體操、唱歌、物理學、修身學、作文、畫學、養生書、化學大意、經濟學、博物學、教育論、記簿、實地授業等であつた。九年四月師範學校を本科とし、別に別科を置き、本科に入る準備とし、更に六月幼稚園をも附設した。十年五月教則を改正し、修業年限に一ヶ年半の短縮を加へ、同十二年七月更に修業年限を半年短縮し全科の修業を三ヶ年に改めた。修業年限の短縮は女子教育の普及が漸次行はれたことに依るものであつて、女子師範學校の創設當時に在つては未だ女子教育は極めて程度の低いものであつた關係上、女子師範學校に於て師範學科を授ける前に小學校に於ける課程の教育を施す必要があつた爲めである。

明治十二年の課程表に依ると其の學科は修身、家政學、格物、數學、文學、圖畫、裁縫、音樂、體操、教育等であつて、第一年及び第二年の前期迄の間に於ける修身は修身學禮節(作法)であり、内二學期間は修身學を授けることとして居た。又家政學は第二年より之を授け前期は一週一時間、後期は一週二時間を課し、文學の教授は文法、作文の外『元明清史略』『文章軌範』『名家文粹』『古今和文』等であり、其他の教科に於ては大體男子師範の教育と大差はなかつた。

又東京女子師範學校が中村正直氏の攝理の下に明治八年十一月二十九日開校式を舉ぐるに際し、畏くも皇后陛下には親しく行啓あらせられ令旨を賜はり、翌九年二月十五日には特に 皇后陛下より『みが、すば』の御歌を賜はつた。この歌は今日に尙ほ傳へ同校の校歌として居るところであつて、これに依り當時女子師

範學校の出現が如何なる刺戟を我が教育界に與へたかは想像に餘りあるところである。

東京に於て官立の女子師範學校が創設さるゝや、夙に地方に於ても女子教育の養成機關の必要を感じ、東京女子師範に倣つてこれを創立するの傾向を示した。其の冒頭は石川縣に於ける女子師範で、續いて岡山縣、富山縣、石川縣第二、愛媛縣、石川縣第三、山梨縣、高知縣、鳥取縣、島根縣、青森縣等の各縣に於て女子師範學校が始めらるゝに至つた。

斯くの如く女子師範の教育に於いてさへ地方に陸續として起り、漸く師範教育の施設も舊來の雜然たる域を脱して着々進歩し、其の緒に就いたので、文部省に於ては師範學校の經營を地方に移管し、十年二月十九日の布達を以て公立師範學校補助金として五萬圓を交付し、續いて十二年の教育令改正に當つては各府縣に於て便宜に隨ひ公立師範學校を設置すべき旨を達したのである。

## 第五項 中等教育

### 一、中等教育の統整

明治五年學制頒布に次いで文部省は中學教則略なるものを發布した。當時中等教育は舊藩時代の藩校の繼承に依り行はれて居て、地方に依り其の制度、教科の内容、教授法等に著しく差異があつたので、其の統整を計る爲め中學教則略なるものが發布されるに至つたのであつた。

而して又政府當局が中等教育に如何なる關心を有して居たかと云ふに、太政官より出でし指令に依つて見ると、各大學區に一ヶ所の大學を興すことが當局方針であるが、生徒の學力が未だ大學に入る程度に進歩し

て居ないので、西洋教師を選び、各大學區に一二の學校を興して、其階級を亂さず、追日成業に至るを期せむとしたもので、これが各大學區中に漸次中學の設けられる所以となつたのであつた。斯くて其中學は『中學教則略』の發布に依つて統整せらるゝに至つたのである。

## 二、教育規定

明治五年九月八日發布せられたる『中學教則略』に依れば、中學をも小學校と同じく上下二等に分ち、各々六級に區分し、一級は六ヶ月とし、一週二十五乃至三十時間の授業をすることゝなつて居る。次に各級に對する學科の配當を示せば、

中學教則略 (下等中學)									
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級
國語	國語	國語	同上古言	同上	同上	數學	數學	數學	同上
習字	習字	習字	習字	同上	同上	圖畫	圖畫	圖畫	同上
外國學	外國學	外國學	同上	同上	同上	地學	地學	地學	同上
史學	史學	史學	同上	同上	同上	幾何	幾何	幾何	同上

中學教則略 (上等中學)									
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級
國語古言	國語古言	國語古言	同上	同上	同上	窮理學	窮理學	窮理學	同上
外國語	外國語	外國語	同上	同上	同上	生理學	生理學	生理學	同上
幾何學	幾何學	幾何學	同上	同上	同上	化學	化學	化學	同上
代數學	代數學	代數學	同上	同上	同上	博物學	博物學	博物學	同上
窮理學	窮理學	窮理學	同上	同上	同上	修身學	修身學	修身學	同上
化學	化學	化學	同上	同上	同上	國藝學大意	國藝學大意	國藝學大意	同上
動物學	動物學	動物學	同上	同上	同上	代數學	代數學	代數學	同上
測量學	測量學	測量學	同上	同上	同上	生理學	生理學	生理學	同上
修身學	修身學	修身學	同上	同上	同上	化學	化學	化學	同上

經濟學	同上	修身學	同上	同上	同上
經濟學	同上	同上	同上	同上	同上
生理學大意	同上	同上	同上	同上	同上
星學大意	同上	同上	同上	同上	同上

斯くの如く上下二等に分ち、上等等共に六級に區別し一級の課程を六箇月としてあつたので中學の全課程を修業するには六箇年を必要とした。授業時間は一週三十時間乃至二十五時間と定められて居たが翌六年一週四日中に二十四時間乃至二十時間と改められるに至つた。入學資格は十四歳にして小學を卒業した者を以て其の資格とし、卒業は十九歳にして普通と定められ一級毎に簡単な試験を行つてこれに合格した者を進級せしめ、下等中學より上等中學に進級する際は特に嚴重なる試験を課し、之に及第したものを進級せしめた。而して試験に合格し上等に進級したものに對しても亦一級毎に進級試験を課し、上等一級の課程を修了した者には試験を経て大學に進ませ、若し卒業試験に合格しない者に對しては尙一級に止まらしめ、六箇月後に再び試験を課し及第するに於て大學に進ませる事となつて居た。

此の教則は明治六年改正せられたが、大體に於て右の教則を基礎として幾分の變革を加へられたのである。隨つて特に其の教則を引用することを此處では省略した。

### 三、特殊中學

初等教育に於ても既にさうであつた如く、當時の中等教育に於ては全く歐米の學問の直譯であつた。隨つて其の教科書の如きも外國語のものを多く使用し、英、佛、獨等の國語に依つて中等教育の課程を修めしめ

むとし、大學に入學してから外國人の教師に依る専門學科に對する講義を理解することが出来る様、即ち大學豫備教育として最も外國語を使用し、外國人に依り原書に就て教育を行つて居たので、未だ學識の低い一般中學生に在りては程度が高過ぎて教育の實績が學がらない憾みが多かつた。

故に文部省はこの弊を避ける爲め、特に外國語にて中學の課程を修業せしめる特殊なる中學を設けた。即ち英、獨、佛等の國語に依つて中學の課程を修めしむる學校で、明治五年十月十二日付を以て『外國教師ニテ教授スル中學教則』なるものを定め、全國の大學區八區に對し各一校宛此の學校を設置せしむとし、先づ大學南校をして第一大學區に於ける右の中學校とし、大阪に於ける開成所、長崎に於ける廣運館等を何れも之れに倣はしめ、第四大學區、大阪第一中學、第六大學區長崎第一中學等と改稱したが、此の試みは全學區に及ばずして中止さるゝに至つたのである。

斯くの如き變則的中學を文部省が設置した事は當時の我國内に於ける學術は、極めて程度の低いものであり、國語に依る教科書等も適當なるものが無かつた爲め、外國語に依り外國の教科書に依つて教育を行ふ方が便利であつたことに依るものであるが、又一面に於ては當時最も外來文化に心酔し、其の爲め外國語の學習は頗る盛であつたことにも起因するものと云ふことが出来、其の結果遂に英語若しくは佛蘭西語を取入れて、我が國語を改革せんとする世論さへ起つたのであつた、斯くて遂に國語に依る教科書編纂の議が起つたのである。

### 四、教科書の編纂

學制の骨子を成すものは佛國のナポレオン法典に於ける學制であつて、我が教育制度がこれを基礎として

編成せられたものであることは既に前述の如くであるが、實際教授に當つては多く米國に受くるところが多かつた。斯くの如く當時の教育は全く海外の移入に依るものであり獨り教育界のみならず衣食住の事に至るまで、歐米先進國に之を模し様とする風潮が行はれ、爲めに教育も日本語を以て歐米の教育に倣ふ時は、其の機能に著しく損失があり、充分にこれを傳ふることが出来ないで、我が國語を英語若しくは佛語に改めむとする世論さへ傳へられるに至つた。斯かる氣運の時、飽までも日本主義、國家主義の教育説を立て日本語の教科書編成に力を致したのは學監ダビツト、モルレーであつた。モルレーは田中不二麻呂の招聘に應じて米國より渡航し、學監の椅子に就いたものであつたが、彼は頗る日本主義の人であつて、英語若しくは佛語の採用に依つて國語を改良せむとする氣運の行はれた時、彼は敢然としてこれを退け、『教育を傳ふる國語に至りては最も變更するべからざるものなり』と云ひ又『方今西洋語を以て一般の教育をなすは唯一時の便宜にして猶中古歐羅巴人羅甸語を用ひて教育の媒となせしが如し』とて遂に國語第一主義を奉じ、歐米の文化を取入れた教育の教科書に日本語の教科書を編成すべきであるとして、此處にはじめて日本の教科書の編成が劃されるに至つた。

モルレー氏は單に教科書の編成に日本主義を飽迄も取入れ様としたのみならず、教育の普及向上は期して優良なる教員の養成に俟つところが多いと爲し、師範教育の必要を論じ、又大いに女子教育の必要なる事も説いて、我が教育界に寄與するところが多かつた。

## 五、女學校の創設

江戸時代に於ける教育は主として男子に限られ、女子教育の機關としては設備が然かつたが維新以後女子

教育に對する考へ方が大いに進歩して、男子と同様女子も教育を行ふべきであるとし、學制の中にも女子教育に關することが規定されて居る。併し乍ら學制に表はれた女子教育は、普通の小學校に女兒小學と云ふ名稱を付けたものに過ぎず、小學以上の女子教育に關することは規定せられて居ない。然らば如何なる程度の考へを以て女子教育を行はむとしたかと云ふに、太政官の指令に次の如きことが見えて居る。

一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキコト  
人間ノ道男女ノ差アルコトナシ男女已ニ有學女子學ヲ事ナカル不可且人子學問ノ端緒ヲ開キ其以テ物理ヲ辨フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ依ル故ニ博ク一般ヲ論スレハ其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ既已ニ其分ヲ素定スト云フヘシ而シテ今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ女子ノ學ハサル可ラサル義誠ニ大トス故ニ小學ノ教ヲ敷キ從來女子不學ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ學ハシムル事務メテ男子ト並行セシメンヲ期ス是小學ヲ興スニ就キテ第一義トス

この指令に依つて當局の女子教育に對する關心の程が察しられる。

女子教育が獨立して行はれた始めは、明治五年二月文部省に依り東京女學校が創設せられたに依る。東京女學校は初め南校境内なる舊龜岡藩邸内に創立せられたものであつて、同年十一月下旬竹平町一番地に校舎を新築し、之に移轉して女子教育を掌るに至つたものであつて、初めは普通の尋常小學校に英語を加へ、小學科の教科は日本人の教師に依り、英語の教授は外國人教師に依つて行はれたのであつた。

而して教科目は豫科(第四級に始まり第一級に終る)は國書、下等本科六級(第六級より第一級に終る)は國書、英學、手藝(但第三級以上)、上等本科六級(第六級より始まり第一級に終る)は國書、手藝、英學等であつた。又教科書として使用せられて居た書籍中主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

單語篇、皇國史略、西洋史略、支那史略、世界國畫、日本國畫、窮理圖解、學問のすゝめ、性法略、ウエ  
ルソンのリードル、ユニオンリードル、フレエブック、クエツケンブス文法、コルネル小地理書、ウエ  
ンズベルリング、英和字彙、ヘボン氏辭書

修業年限は男子の中學と同じく六ヶ年とし、上下二等、本科豫科に分ち、本科は各六級に區別し、女兒に  
して八歳より十五歳迄を通學年齢と定めた。明治八年教則を改正して小學卒業以上の學力を有し、十四歳以  
上十七歳以下を入學年齢とし、修業年限は同様六年として之を上下二等十二級に分けた。

教科も大部分改正せられ、讀物として地理書、歴史、物理、修身學、養生書、經濟書、化學、法律書、雜  
書等を用ひ、數學には算術、幾何、其他記簿法、習字、作文、英學、手藝、唱歌、體操等著しく追加せらる  
ゝに至つたのであつたが、明治十年文部省は經費の關係上この學校を廢止し、その代償として東京女子師範  
學校内に英學科を置き、東京女學校生徒をこれに收容した。其の後幾多の消長を経たが、遂に明治十五年東  
京女子師範學校附屬女學校として再び設置されたのである。

地方に於ける女學校の創設は同じく明治五年四月京都府に於て新英學校及び女紅場の開設を以て嚆矢とす  
るもので、これは後の京都府高等女學校として現在に至るまで繼續されて居る。

## 第六項 高等教育

### 一、學制に依る専門學校

舊幕時代の頃から各藩に於て高等程度の教育機關として或は醫學校を、或は外國語學校を創設し、海外の

新らしい教育を施すことに努めた所が多かつたが、明治維新直後益々時勢の推移に着眼してこれ等専門學校  
を創設する傾向が著しくなつた。それ等の學校は何れも外國語學校又は醫學校等で教師の如きも主として外  
國人を聘し、外國式の教育を行つたのであつた。

然るに明治五年學制の頒布を見、是等の學校は何れも閉鎖を命ぜられ、新しく學制に依る専門學校が各地  
に設けられるに至つた。學制に區別された専門學校は法學校、醫學校、理學校、諸藝學校、鑛山學校、工業  
學校、農業學校、商業學校等であるが、當時著しき勢を以て創設せられたのは法學校と醫學校、外國語學校  
とであつた。

### 二、醫學校

當時簇出した醫學校中、最も内容の完備して居たものは東京醫學校であつて、これは文部省に依り明治六  
年三月二十八日付を以て學則を發布せられ其の布達に『蓋シ人ノ世ニアル生命ヨリ貴キハナシ至貴ノ生命固  
ヨリ鹵芥拙勃ノ司ルヘキニ非ス』とて醫學校の最も必要にしてその使命の重大であることを示して居る。學  
則には修業年限を七ヶ年とし、これを豫科本科に分ち本科は五ヶ年、豫科は二ヶ年と定められて居た。

更に同年七月二十五日には、製藥學校を東京醫學校中に設け、府縣に命じて、醫師にして家塾を開き醫術  
を教授する者は塾則、弟子の數、族籍、姓名、年齢、醫術教授用書、實地傳習の技術等に亘つてこれを政府  
に開申せしめた。政府に於て斯くの如き詳細に亘つた調査を全國に行つたことは、醫學の使命の重大なるを  
思ひ、其の普及發達に資し様としたことに依るものである。



### 三、外國語學校

醫學校に増して著しく新設せられたのは外國語學校であつて、時代の要求に正比例して其數は頗る多く、殆んど全國到るところに外國語學校の設立を見、何れも外國人を招聘して英、獨、佛等の語學に關する學問を授けた。それ等の中等の中最も主なるものは、東京に於ける外國語學校で前節に於て既に述べた如く、開成所と、外務省に於て創設した語學所とを併合したものであつて、上、下二等に分け、上等科は主として通辯を志す者を教授し、下等科は諸種の専門學校に入學せんとする者及び、通辯を志す者を教授した。

この外大阪に於ける開明學校及び長崎の廣運學校の教則を改正して外國語學校とし、學制に準據して科目を設け、大阪外國語學校、長崎外國語學校と校名を改稱し、専ら外國語の教授を掌つたが、この外にも愛知、新潟、廣島、宮城等の諸地方にも各々官立の外國語學校を創設したのである。

東京に於ける外國語學校は明治七年に至り、英語科のみを分離せしめて、新に東京英語學校を設け、明治十年四月にこの英語學校を以て東京大學豫備門と改め、大阪英語學校をも大阪專門學校と改め、更に愛知、廣島、新潟、宮城等の官立外國語學校を廢止するに至つた。

### 四、法律學校

文部省に依り管轄せられた法律學校の嚆矢は、東京法學校であつて、東京法學校は、明治五年七月司法省明法寮に於て希望者に法律を教授したことに始るものであつて、我國に於て純然たる法律教授の行はれた最初のものである。當時は法學校正則科と稱し、英、佛等を主とした外國法授研究を目的として居た。後文部

省の所管となり、更に東京大學に併合せられ、法科大學となつた。

これは政府に依り創められた法律學校であるが、この外に民間に於ても法律學校を創立するものが多かつた。現法政大學の前身たる東京法學社は私立法律學校中最も有名なものである。この外にも大小數校が起され、これ等の學校は時代の思潮たる自由民權の波に押され、益々發展し、現在に於ける早稲田大學、明治大學、日本大學、中央大學等法律の研究を主眼とする法律學校創設の因を爲したものである。

### 五、東京大學

東京大學は明治十年四月東京開成學校と東京醫學校とも合併して創めたもので、開成學校は徳川幕府に依つて起された審書調所が更に洋書調書となり、開成所、大學南校、南校、第一大學區第一番中學、開成學校と變革を續けたもので、東京醫學校も同じく徳川幕府に依つて創められた西洋醫學所が、大學東校、東校、第一大學區醫學校、東京醫學校となり、遂に明治十年この兩校を併合して東京大學の開設を開設を見るに至つたのであつた。

東京大學は法、理、文、醫の四部門に分ち、法、理、文の三部門は修業年限を各四年とし、醫學部は更に之を分けて醫學科、製藥學科の二科とし、醫學科を五年、製藥學科は三年の修業年限とした。

## 第七項 實業教育

### 一、農業學校

明治維新當時は外國文化の移入に忙殺されて居たので、自然外國語學校、法律學校、醫學校等新文化の研

究機關としての學校は政府當局も之を大いに奨励し、隨つて隨所にこれ等の學校は設置を見たが、農業教育に至つては未だ顧みる者が少かつた。明治五年の學制には明らかに農業教育の事が規定されて居り、農學校を以て中學の一種とし、小學卒業者にして農業を修めむとする者の爲めの學校とせられて居た。併し乍ら當時農業學校は學制の規定に隨つたものは一枚も設立されて居なかつた。唯僅かに東京芝増上寺内に開拓使學校が計けられ、不完全なる組織で農業に關する智識の教授を授けて居た。開拓使の設置を見たのは明治二年であつて、増上寺内に開拓使學校の設けられたのは數年を経た明治五年四月であつた。明治八年八月に至つて開拓使學校は北海道に移され札幌農學校と稱し農業を教授した。が之は表面上の事であつて實際は農業教育よりも寧ろ英語學校に近きもので、學科の教授に際して何れも外國語を用ひた爲め、専門の農業教育よりも語學の研究に主力を注がねばならぬと云ふ如き有様であつた。

明治八年頃より漸次農業教育も留意せらるゝ様になり、各地方に於ても農業に關する研究を行ふ様になり農事試験場又は農事講習所等の設置を見るに至つた。

政府當局に於ても亦農業に關する研究を重視し、内務省は明治七年内藤新宿勸業寮出張所に蠶業試験係を設け養蠶に關する試験を行つた。次いで京都にもこれと同様の試験係が設けられ、東京に於けるのは東京高等蠶糸學校として、又京都に於けるもの京都高等蠶糸學校として現今に傳へられた。

又之と同時に内藤新宿勸業寮出張所に農事修學場を設置し、一般農業に關する研究を行はしめたが、明治十年之を農學校と改稱し、更に校舎を上目黒に移し、現今の東京帝國大學農學部として傳へられるところである。

## 二、工業學校

工業教育も農業教育と同様重視せられず、學制中にも農業學校と同様中學の一種として取扱はれ、學制二編の出るに及びて専門學校の二種に入れられて居る。

而して我國に於ける工業學校の嚆矢は明治四年八月工部省に工學寮を置き、東京虎ノ門内の舊延岡邸に設けられた工學校であつた。翌五年三月大學、小學の二校に分ち小學校は大學校に入る一つの階梯として赤坂溜池の舊河越邸に設けた。明治十年一月工部大學校と改稱したが、これは後の東京帝國大學の一分科として收められたのであつた。

又東京開成學校に於ても明治六年四月より工業學校學科、諸藝學校學科、鑛山學校學科等を設け工業教育を掌つたが、是等の特は特に工業教育として充分の内容を有するものではなく、他の學科に附設的に工業教育を行ふ程度であつて、未だ獨立した工業教育と云ふことは出来なかつた。

## 三、商業學校

學制頒布當時に於ける商業教育は農業教育、工業教育にも増して等閑に附された。民間に在つては未だ商業教育を必要とする程度に、商業が盛んに行はれず、政府當局も之等の實業教育に傾くる餘力を有せずして専ら普通教育の充實に忙殺されて居たのであつた。併し乍ら學制には實業教育として商業學校を農、工等の實業學校と同様取扱つて居た。

商業教育と見做すものゝ始めは、明治七年四月大藏省に於て、銀行事務を講習せしむる爲め同省紙幣寮内

に銀行學局を設け、主として金融に關する智識の習得に當らしめたが後幾許もなくして銀行學局は廢せられ、是に代つて翌十年銀行學傳習所が開かれた。銀行學傳習所も十二年六月廢せられ、十五年四月更に銀行事務講習所が開設せられ、これは後文部省の管轄に屬することゝなつた。

この外に現商科大學の前身たる商法講習所がある。商法講習所は明治八年八月東京尾張町に設けられ、翌九年五月築地木挽町に移り、東京府に依管せられたが其の名稱は從來通り商法講習所と稱して居た。

明治十年東京府に於ては商業學校の必要を認め、阪本町、本町、馬喰町、大傳馬鹽町、新幸町、淺草壽町に商業學校を創設した。この時代に至つて商業學校の必要である事が漸く認められ、各地に商業學校創設のことが行はれ、各府縣に依つて經營せられたが、それ等の内有名なるものは神戸に於ける商業講習所で、明治十一年の創設に係るものである。

#### 四、商 船 學 校

商船學校に關する規定は學制中に見えて居ないが、明治八年九月政府は時の内務卿大久保利通の海運に關する建議を採用し、公式ではなかつたが三菱會社に命令し、主要なる航路を施設せしめ、同時に海員養成の事を始め、補助金として年額一萬五千圓を三菱會社に支出して商船學校を創設せしめた。三菱社長岩崎彌太郎は東京靈岸島に成妙丸と云ふ商船を繋留し、是を校舎として第一回の生徒を募集した。時に明治九年一月四日であつた。學科としては主として航海術に關する事を教へ、校名は三菱會社商船學校と稱し、次いで三菱商船學校と改稱した。其後明治十五年官立に移管せられ、農商務省の管下に屬することゝなつた。續いて明治十二年大阪商船學校、函館商船學校等の創設を見たが何れも民間に於て設立せられたものである。

### 第八項 盲 啞 教 育

#### 一、盲 啞 教 育 の 曙 光

明治五年の學制に依れば盲者、啞者等に關する教育規定は、是を廢人教育として取扱つて居り、之に關する詳細な規定は設けられて居なかつた。従つてこの時代にこれ等の學校の設けらるゝものはなく、唯僅かに個人の室に於て、盲者には針、按摩、音樂等を教へ、啞者に對しても生活の資を得る爲めの技術を教ふる程度のもので、是等に對する教育機關は設けられて居なかつた。然るに山尾庸三は盲啞教育の必要なることを感じ、明治四年太政官に建白書を提出して其の必要を高唱したが、教育機關の設置を見るには至らなかつた。併し乍らこの建白書に依つて當局の盲啞教育に對する關心か呼起され、後幾何もなく其の教育機關は設けられたのであるが、其の創設が何れも民間に於て行はれたことは、當時凡ゆる教育機關の設置に焦眉の急を要するもの多く、政府の餘力が特殊教育にまで延びなかつたことに依るものである。

#### 二、盲 啞 學 校 の 設 立

盲啞教育として我が國教育史上に傳へらるゝ最初の記録は、京都待賢小學校長古川太四郎が同校に於て啞生を特殊の指導方法に依り教育せんとした事に在り、續いて古川太四郎は盲生に對しても特殊指導に依り教育を施し、數年に亘つて相當成果を收め得たのであつたが、明治十一年に至り時の京都府知事榎村正直に依り古川太四郎の盲啞教育が認められ、同年九月遂に榎村正直の應援に依り盲啞學校の開設を見るに至つた。

而して其の教科内容とするところは、小學校に於ける教科目を基礎として、讀書、書取、作文、地理、算術、習字等を特別の指導法に依つて教授し、盲生には觸感、聽學を加へ、啞生には發音法、畫掌問答法、畫學等を、又女子に對しては裁縫をも加へ、修業年限を五箇年として盲啞に對する教育を掌つた。後年の京都盲啞院なるものは實に是を以て其の起源とする。

東京に於ける盲啞教育は京都に於けるより稍々遅れて、明治八年吉川正雄外數名に依つて劃され、明治十一年東京府權知事楠本正隆に提出せられ、其の許可を得て校舎の新築を始め、翌十二年十二月落成、十三年一月五日を以て開校を見るに至つた。校名を訓育院と稱したが其の後幾多の變遷を経て、現在の東京聾啞學校及び東京盲學校となれたもので、其の後漸次各府縣に於ても之に倣ふの傾向を示して來た。

## 第九項 社會教育

### 一、圖書館

徳川時代の中葉に於て既に圖書館として幕府の經營係るもの、又は民間篤志の人々に依つて文庫の設立が相當行はれたが、これ等は何れも社會教育の目的に依り創められたものでなく幕府の子弟又は塾生等の便宜を主として創められたものであつた。隨つて利用される範圍も極めて局部的なものであつたが、明治維新以後學術の急激なる普及發達に伴つて、大衆を對照とした實用本位の圖書館を必要として來た。

此處に於て文部省は明治五年四月博物局に書籍館を設け、大學講堂を以て假館とし、前記の目的に添ひて圖書の蒐集を行つた。是が公立圖書館の始めであつて、其の後幾多の變遷を経て明治三十四年帝國圖書館と

改められた。東京に於ける圖書館と相前後して京都に於ても圖書館の創設があり、廣く一般に公開して専ら實用に充てしめた。

### 二、博物館

博物館の創めをなすものは、明治初年政に依り物産局假役所が設けられ、諸種の物産を蒐集した事に依るものであつて、明治四年九月には文部省内に博物局が新設せられ、此處に始めて具體的博物館の設置を見たのである。次いで湯島大成殿を博物局觀覽場とし、五年三月これを一般に公開した。この觀覽場は翌六年三月書籍館等と共に文部省の管轄を離れ太政官所管となり博覽會事務局と合併したが、翌年再び文部省の管轄に屬することゝなつた。而して湯島大成殿を以て其の假館とし、四月東京博物館と改稱し、明治九年三月東京博物館を東京書籍館から更に分離せしめて、上野山内坂上東四軒寺町に移し、博物館として獨立するに至つた。明治十年一月東京博物館の内容を改めて名稱をも教育博物館と改稱し一般に公開することゝなつた。

これと前後して大阪府にも府立の博物館を創設し、産業を主とした教育資料を蒐集、これを一艦に公開して参考に資せしめた。

### 三、展覽會及博覽會

展覽會として完全なる内容を持つたものゝ發達を見たのは明治時代の終りから大正にかけての後代であつたが、この時代も既に小學校の卒業式又は記念日等の催しとして、兒童の作品、成績品等を陳列し父兄に參觀せしむる事や農産物の品評を行ふ等の事は行はれて居た。